

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成13年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番 市道浩高君、8番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第4号 政治倫理の確立のための泉南市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、政治倫理の確立のための泉南市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。

提案理由でございますが、商法等の一部を改正する等の法律が平成13年10月1日に施行されましたことによりまして、企業で発行されます株式については、すべて無額面株式となったことを受けまして、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律が一部改正され、国会議員の資産公開事項から株式の額面金額の総額に関する事項が除かれました。これに伴いまして、本市におきましても市長の資産公開事項につきまして同様の措置を講じるため本条例を提案するものでございます。

議案書の13ページでございます。具体的には、資産等報告書の作成を規定しております第2条第6号中の額面金額の総額という文言を削除するものでございます。

御審議の上、よろしく御承認賜りますようお願い

い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第5号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成12年4月26日に公布され、平成14年4月1日から施行されることに伴い、本市におきましても職員の派遣制度を整備する必要から、公益法人等への職員の派遣等に関する条例を制定しようとするものでございます。

17ページをお願いいたします。制定の内容でございますが、これまで公益法人等への派遣につきましては、分限休職等の制度の運用の方法により職員を派遣いたしておりましたが、今回改めて職員の派遣について統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化や手続の透明化を図ろうとするものでございます。

第2条第1項につきましては、職員を派遣できる団体は、財団法人泉州都市環境創造センター等4団体とするものでございます。

同条第2項につきましては、臨時的に任用され

る職員や非常勤職員、条件つき採用職員、定年退職日以降、期限を定めて引き続き勤務することとされている職員、休職及び停職中の職員等については、派遣職員から除外する規定でございます。

18ページをお願いいたします。同条第3項につきましては、職員の派遣に際しては、派遣団体との間で職員の福利厚生に関する事項や業務の従事状況の連絡に関する事項について定めるものでございます。

次に、第3条につきましては、派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合等条例で定める理由等により職員派遣を継続することができないか、または適当でないと認めるときは、職員派遣の期間満了前においても派遣職員を職務に復帰させることができるとするものでございます。

第4条につきましては、地方公共団体は派遣職員に対し給与を支給しないことが原則でございますが、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務や共同して行う業務、地方公共団体の事務もしくは事業補完もしくは支援すると認められる業務に従事する場合は、給与を支給することができるものとしてございます。

第5条につきましては、派遣職員が派遣先団体において業務上負傷し、または疾病にかかり、公務復帰後休職に至った場合、派遣先団体での業務を公務とみなし、給与に関する規定を適用しようとするものでございます。

第7条につきましては、派遣職員に係る職員の退職手当に関する条例の適用に当たって、派遣先団体の業務を職員の退職手当に関する条例における公務とみなすこと、及び退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、職員派遣の期間を職員の引き続いた在職期間から除算しないとするものでございます。

20ページをお願いいたします。第8条につきましては、企業職員または単純労務職員である派遣職員のうち、派遣先団体において従事する業務が企業や地方公共団体の委託を受けて行う業務や共同して行う業務、企業や地方公共団体の事務もしくは事業補完もしくは支援すると認められる業務に従事する場合は、給与を支給することができ

るとするものでございます。

最後の附則につきましては、本条例の制定に伴い関係する諸条例を整備しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 小山君。

3番（小山広明君） 今説明をいただきまして、現在も同じように派遣はしておりますが、その整備をするということで御説明がありました。この整備によって内容的に変わるところがないのかということですね。そのことが1つ。

それから、原則は派遣職員には給与を支給しないということのようですが、しかし、内容によっては支給することができるということになっただけですが、実態的には給与を支給しないという部分と、するという部分について、どのような関係に実際はなっておるのかということをお説明いただきたい。

以上2つ御説明いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。 総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 失礼いたします。

条例の中にも示されておりますように、派遣できる職場につきましては条例で定めるということで、財団法人泉州都市環境創造センター、それと財団法人大阪府市町村振興協会、社会福祉法人の泉南市社会福祉協議会、それと泉南市土地開発公社という4つを指定してるわけなんですけども、現在では財団法人泉州都市環境創造センター並びに大阪府市町村振興協会につきましては、職員は休職派遣という形になっております。それと、社会福祉協議会につきましては担当参与という形で、法が整備されておりませんので、少しあいまいな形になっております。それと、土地開発公社につきましても出向というような扱いになっております。これをすべて公益法人の派遣に関する条例に基づいて派遣するという形に変更されます。

それと、支給する、しないということなんですけども、これは基本的には派遣職員には給与は支

給いたしません。ただ、先ほど助役の方からも説明がありましたように、派遣先の従業務が地方公共団体の委託、地方公共団体との共同、地方公共団体業務の補完、支援であって、地方公共団体の事務事業が効率的かつ効果的に実施が図られる場合は支給するという形になっております。実際には、この4件につきましてはそういう形でなく、給与の支給は派遣先団体から支給されるという形になると思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 私が聞いたのは、実際こういう事実行為はやっておるので、この整備することによって内容的に変わるところがないのかということ聞いたんですね。

もう一つは、原則的には支給しないということですが、実際も支給していないという答弁でしたね。土地開発公社なんかここに職員がいらっしゃるんですが、そういう場合にも支給しないということの中でやっていらっしゃるのでしょうか。

今後、判断するとか、そういう場合にはということで、その辺は判断の部分に入るのですね、支給するかしないかというのは明確にもう少しははっきりした形で、こういう場合には支給する、しないというのは何か例示していただけますか。そやけど、今後はそういうことはほとんどないんだと。全く原則的に支給しないということが実態で、いろんなケースを考えて支給することがあるということ、ほとんど実態的にはないということなのかどうか、その辺をひとつもう一度お願いします。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 失礼いたします。

現在派遣しております形と実際の内容には変化はないと思います。同じような形で行く形になると思います。

それと、もう一つ、給与の支給の区分けなんですけども、今指定して派遣するという形になっておりますところでは、すべて派遣先の方から給料は支給される形になっています。

現実といたしまして、今も財団法人の休職派遣につきましては、派遣先からの支給。ただ社会福

祉法人につきましては、明確な形の派遣ではありませんので、現在ではこちらから給料を支給するような形になっておりますので、これをすべて向こうから支給するという形で整備することです。

それと、どの部分が派遣先から支給される、またあるいはどの部分がこちらから支給するという区分けなんですけども、ただそれは先生が先ほどおっしゃってますように、これは共同事業であるとか、そういうものであると認められるということになればこちらから支給するということになると思うんですけども、明確な基準がどこというのは余りはっきりはされておられません。ただ、泉南市が今後派遣できると指定しております団体につきましては、すべて派遣先から支給されるという形になります。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、例えば今社会福祉協議会は、現在はあいまいな形で、こちらから払っておるということでしょう。今度これが整備されることによって社会福祉協議会から払うということになって、実際はここには泉南市の方から補助金を出して、その給与に当たる分もやっとなるから、実質的にはこちらが見とるような感じになるんですけども、こういうように相手先が独立した収入、支出をちゃんと持つとって、そこに派遣してもらって、その中で払うということの意味と、ちょっとこの社会福祉協議会なり土地開発公社については、実態的には土地開発公社なんかは全く市の方から全部お金を出して運営しとるわけですからね。

その辺で、今後この整備がされたら全部即向こうでやってもらうですよといっても、実態的には市の方でその給与部分を見るということになるので、その辺は法の趣旨からいっても私はちょっと矛盾するんじゃないかなって運用でやっちゃうからね。実態的には市が見とるということになりますから。この辺はこの法の整備によって、相手先の形態がその辺の趣旨、いわゆる給与は全部そちらで持ってくださいよという趣旨が貫かれるとなれば、少し財務内容を変えてくるのかなと思うんですが、

そのような影響はないのかどうかですね。

今言う社会福祉協議会は担当参与という形で、はっきりしない形で現在やとるけども、このことによってはっきりこの条例に基づいて派遣することになるわけですね。そうすると、その給与の関係では実態的には今と変わらない。社会福祉協議会の給与関係は、全部泉南市の方でそれは経費として全部補助金で見とるでしょう。若干団体独自の収入内容もあるんかもわかりませんが、いろいろ市民の方からもカンパなり集めておりますから。その辺の関係をもう少し、この制度がこうなってくるとその辺は明確になって、市からその給与を見る部分はどうなるのか、それは全く変わらないのか、その辺、開発公社も含めてひとつ御答弁いただきたい。最後に結構ですけどね。

議長（角谷英男君） 橋総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橋 正三君） 当然、原則的には向こうの方で、派遣先で支給していただくという形になりますので、現在派遣しております4団体の中で、泉州都市環境創造センター並びに大阪府市町村振興協会につきましては、全く向こうからの、現在も向こうからの支給という形です。

ただ、先ほど先生が御指摘されてますように、社会福祉協議会等につきましては市の方から補助金等も出ておりますので、職員の扱いというんですか身分というんですか、これははっきり向こうの方から、派遣先の方から給与の出る派遣職員ということではっきりはしますけれども、予算的にはちょっとそこは補助金に上積みするのか、あるいは土地開発公社等につきましては、事務費にその分が上積みされてくるのかという形にはなるかと思えます。

開発公社につきましても、事務費に上積みするなりの方法をとらなければ、人件費的には埋まらないのではないかなというふうに感じております。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

松本君。

11番（松本雪美君） これは、第7条の2の規定の中に、「派遣職員の派遣期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律）」というんですか、これについては適用しない、こういうふうになってるんですが、実際にもし現実にこういうことが起こった場合、家族の状況でそういう状況が起こった場合、これは適用しないというふうになっていますが、そうすると、派遣された職員というのはもう仕事をやめるといえることですか。やめざるを得ないということなんでしょうかね。

介護休暇をとりたいということで、とれなかった。大体我々の年代になりますと、親というのは相当年齢が加算されて、もう80近いとか70、それから同じように50歳代でも妻が寝たきりになる場合もあり得るというような状況もあるでしょうから、その辺のところはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

議長（角谷英男君） 橋総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橋 正三君） 本条例第7条の2項の中で規定しております事項につきましては、これは退職金の、当然退職手当条例7条の4項によります分限あるいは懲戒による休職とか停職の期間がありましたら、それは退職手当の算定期間からその期間の2分の1を除算するという形なんです。それについては適用しない、休職で派遣というんですか、それには適用しないと。

ただ、そこで行かれた先で育児休業あるいは介護休暇をとられた場合は、規定どおり除算期間があって、除算するというごさいます。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第6号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の23ページをお願いいたします。

歳入歳出にそれぞれ8億2,970万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を208億5,705万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入ります、36ページをお願いいたします。

議会費から始まります各項目ごとに人件費の補正をいたしておりますが、これは人事異動等に伴います補正でございます。

37ページをお願いいたします。人事管理費の職員手当等のうち退職手当4億8,666万円でございますが、これは定年前早期退職予定者等17人分に対します退職手当でございます。

次に、47ページをお願いいたします。民間保育所対策費の委託料849万6,000円でございますが、これは民間保育所の入所児童が当初見込みより増加したことに伴い、委託料に不足が生じたため、その経費を補正するものでございます。

次に、48ページをお開き願います。生活保護費の扶助費3,300万円でございますが、これは長引く景気の低迷等により生活保護におきます被保護世帯が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。介護保険費の繰出金1,934万3,000円でございますが、これは介護保険に係ります居宅介護サービス

等の給付費等が当初見込みより増加したため、一般会計から繰出金を補正するものでございます。

次に、同ページの予防対策費の委託料1,015万円でございますが、これは予防接種法の改正によりまして、65歳以上の高齢者に対しますインフルエンザの予防接種が市町村の義務となり、公費負担により実施することに伴い、その経費を補正するものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。医療対策費の負担金補助及び交付金2億円でございますが、これは地域福祉医療の充実を目指し、済生会が現在整備中であります泉南福祉医療保健ゾーンにおきます泉南病院の整備充実を図るため助成する経費を補正するものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。上水道費の投資及び出資金1,400万円でございますが、これは上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため、一般会計から出資を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。農業振興費の負担金補助及び交付金294万円でございますが、これは古くからの梅の名所であります金熊寺梅林の観光振興を図るため、地元梅林組合に対しましてトイレの整備費用の助成を行う経費を補正するものでございます。

54ページをお願いいたします。交通安全対策費の負担金補助及び交付金64万1,000円でございますが、これは本市域内のバス路線であります南海バス、南海ウイングバス南部に、スルッとKANSAIネットワーク対応のシステムを導入、整備するに当たり、その事業費の一部を助成する経費を補正するものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。学校施設整備費の備品購入費150万円でございますが、これは樽井小学校各教室に暖房器具を設置するため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から58ページ上段にかけての教育振興費の扶助費1,003万円でございますが、これは経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に給付しております就学援助費の対象者が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものでございます。

なお、地方債の追加及び変更につきましては、30ページから31ページに、また歳入の明細につきましては33ページから35ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、一定の御説明をいただいたんですが、1つは退職金の4億8,666万円というこの内容は17人分ということですが、大変大きな金額に補正で出てきておるわけなんです。この理由ですね。それから、今後の退職者の状況について御説明をいただきたいと思いません。

これの原資というんか、主にこれ、どういうように考えたらいいか。これだけのものがどんと出た場合に、通常の収入から出すというのはなかなかいろんな影響を与えてくると思うので、今後のことも含めて、この財源についてどのようなことで出すのかと、市民にもよくわかる形でひとつ御説明をいただきたいし、当然こういうものがあることは予想されるわけですから、少し早くなったり遅くなったりすることはあるにしても、そういうことをちゃんとやっぱり行政としては年度にもろに影響を与えないような措置をとるといのは、財政を考えた運営では当然だと思うんですが、そういうものがなされておるのか。おらないのであれば、なぜそういうことがきちっと図られないのかということも御説明いただきたいと思いません。

それから、2億円の補助金の問題ですが、これは議会の方でも議論が十分あって、市民病院を求める市民の願いに議会も含めてこたえるということで、医療基金を積み立ててきておったと思うんですが、こういう形で公営というか公立の病院といえども、済生会という至ってもろに公立ではないわけですから、そういうところの運営費にこういう基金を出すということはどうかという、この辺の、前回一たん議案として出されながら途中で下げられたというの、なぜ下げられたのかもよくわかりませんし、その後また同じような形で出

してきた、この経緯についても御説明をいただきたいと思いません。

それから、生活保護の問題で対象者がふえたということでの御説明があったのですが、これは現在の不況という社会的状況を反映したものと思うわけですが、現在泉南市のそういう生活保護制度を必要とする人たちの状況というのは、一体どのような状況であるのか。このことで十分なのか。

きのうも深夜放送でNHKが、薬物の被害を受けたそういう人たちを救済するミーティングというものを主体にした、そういう施設をつくつた方が、自分が生きてくる間でどうしても生活保護を受けないといけないというときに、役所というのは行ってもなかなか聞いてくれないと思って行ったら、いや、あなたは今まで税金を十分払っておったんだから、どうぞこういう制度を使ってくださいということで、本当に自分が生きる希望を持ったという、そういうことがインタビューの中で語られておりましたけども、この生活保護というのは私たちの社会の中で、ほんとに生きていけない困ったときに救済をするという大変いい制度だと思いますが、なかなかこのことへの理解がなされずに、その制度が十分市民にも理解されてない部分も私はあるんじゃないかと思うんです。

ほんとにこういう大変な失業、しんどい、これは一人一人の市民には直接は関係ないわけですから、ひとえにやっぱり政治をやる側の大きな責任でありますからね。そういうときにあわせてこういう制度がちゃんと機能するということは、救いを求める人にとっては本当に光以上の存在だと思うので、今こそ景気対策をやるという一方の外で、そらすぐには効果があらわれないわけですから、そういう救済制度として市民に大いにアピールをして、本当にこの制度を使って、そしてその人はそういうありがたさがあるから、一日も早くそういうことから立ち直って、本当にまた税金を納める身になるうということまで一生懸命頑張ったという、そういうことも語られておりましたので、この辺の現在の生活保護の背景状況などを御説明をしていただきたい。

もう1つ、経済的に困難な方に対する教育関係

のこの制度も同じ問題を持ってると思いますので、その辺の背景も御説明をいただきたいと思います。

それから、今回補正ですから、直接はあれですが、農林関係の予算も出ておりますが、私もこの議会が始まるまでに山間部を少し見てきたんですが、高倉林道というんですか、堀河の上に2軒ぐらゐの家があって、そこから新家へ抜けるあの道ですね。まあ道というような状態でないですね。本当に岩の上というんか、全く道路という形態を持ってないんですが、ああいう整備というのは、ほんとに生活道路と同じような感覚でよく見てやってもらわないと、ほんとに走れない状態、道と言えないですよ。一方、農業公園も行きましたけども、そこは本当に泉南の中でこんな立派な道があるんかというような大きな幅の道が整備されつつあります。

そういうアンバランスですね。新しいものにはどんどんつくっていくけども、現在のそういう生活道路、生活関連施設、また農業者や林業者や漁業者のそういう毎日使っているような施設が、やはり十分予算措置されてないんじゃないかなという感じを持ったんで、今回補正でありますけども、そういう部分の、やはり今こそ、財政も苦しい、世の中も暗いというときに、現在の長い間使ってきた施設なんかの整備はぜひ心がけてやっていただきたいと思うんで、一般的なそういう生活に関連した施設の整備をぜひこの予算なんかでも考えてほしかったなと思うんですが、そういうものが反映されておらないので、その辺のことについても少し説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から50ページの2億円の補助金について御答弁をまず申し上げたいと思います。

先ほど小山議員がおっしゃられました運営費に出すのはどうかということですが、これは運営費に補助するものではございません。整備費用として一部補助させていただくというものでございます。

泉南医療施設の整備につきましては、単なる泉南病院の建てかえにとどまらず、隣接する特養の

再整備を初め、高齢者向け住宅としてシルバーハウジングや老人保健施設等の諸施設を一体的に整備することによりまして、福祉・医療・保健の連携を図り、地域ケアシステムのモデルケースとなるよう整備することが提案されたわけでございまして、これは平成9年の泉南医療施設整備構想でございますが、この中で施設の整備主体や資金負担の考え方が論議されてきたわけでございます。

そういうことの中で、当初老人保健施設につきましてはゴールドプランの中で、当時市になかった施設を泉南市が建てるということで計画を盛り込んでもらった経緯がございます。府は、老人保健施設は市が負担してほしいということで協議が続いておりましたが、泉南市域にも民間施設がふえてきた中で、市としては負担しにくいということの中から、全体の資金負担を協議する中で医療施設整備基金を原資といたしまして、公的医療施設の整備を図るという基金の目的に沿う範囲で負担を検討してきたということでございます。

結果的に老人保健施設を含め府が7.7億円を負担、泉南市は医療施設の整備充実ということで2億円の負担でゾーン形成を図っていくということの中で、市としても応分の負担をさせていただくということにさせていただいたわけでございます。

そして、9月議会で予算を上げながら途中であるし、また再度上げてきたということの経緯でございますが、これにつきましては9月のときには事前に議会の方にも十分な説明というんですか、これをできなかったということの中で、再度いろんな場を通じまして説明させていただいて、今回改めて提案させていただいたということでございます。

それと、48ページの生活保護費の関係でございますが、これにつきましては長引く不況の影響等によりまして、一概にそれだけとは限らないわけですが、これも1つ大きな要因ということで、平成13年9月現在では生活保護世帯が529世帯、そして12年度の月当たりの平均数値でございますが、477世帯ということで生活保護世帯が伸びてきておるとございまして、

確かにこの生活保護の制度によりまして、生活

困窮、病気で働けないとか、いろんな理由があるわけですが、生活保護の制度というのはそういう方のための救済措置であるということでございます。

ただ、これを広くPRということですが、これにつきましては生活保護というのを相談に来られましたらいろいろとお話もさせていただくわけですが、これを大々的にPRというのはいかがなものかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 橋総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橋 正三君） 37ページの退職手当の補正の件でございますけれども、これは本年に入りまして早期退職の方を募った中で、早期退職の方が出られたのと、それともう1つ死亡退職の方等出られておりますので、合計17名分の補正をお願いしているところでございます。

今後の退職の人数の件なんですけれども、本市の特徴といたしまして、平成17年までは割合と少数というんですか、1けたぐらいの数字で定年が参ります。その後、18年以降につきましては、20名、23名、30名というふうな形で定年の年度が参ってまいります。

ただ、今お答え申し上げましたように、早期退職が出てまいりますので、当然この大きな山というんですか、職員の構成の大きな部分というんですか、これが近づきましたら、それにつれて早期退職も当然出てくると考えておりますので、今後とも、本年23名の退職がございましてけれども、これぐらいの数字で推移していくんではないかと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今、これからの退職者の動向というんですか、人事課長の方から答弁させていただきました。それで、これは一般質問の方にも退職金の原資についてどういうふうを考えているんやという御質問があったと思います。そのときにもお答えさせていただきましたけれども、やはり平成20年、21年ごろのピーク時には約

30人ほど、これは定年退職者という形で予想されております。

ですから、当然この退職者につきまして我々が考えておりますのは、もうやめられる方がおられますので、当初の段階から人数、それから額というのは確定されると。もちろん早期前が前倒しにもしなってきた場合には当然その数字は変わってきますけれども、そういった形で当初予算でも数字が確定してきますので、この分につきましては当然我々としては最優先的に当初予算の方には反映していくという気持ちであります。

ただ、額としましては、たしか6億円から7億円程度必要というふうに見込みしてるとということも言わせていただきました。その際、その財政運営はどうしていくんかということがありますけれども、現在基金とかがありまして、そういった基金について弾力的に運用していくとか、あるいは一般財源の自主財源の強化ということで考えていくとか、それとまたほかに、発行条件等が相当厳しいものがございましてけれども、退職手当債という地方債制度もございまして、その辺総合的に弾力的に運用しながら、今後の退職金の確保については予算上考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 先ほど議員の方から、生活保護に関連しまして教育関係の方もということでしたので、御答弁申し上げます。

教育関係の方では、要保護及び準要保護児童生徒援助費という名目で、この制度を活用させていただいております。今回補正に上げさせていただきましたのは、当初見込んでおりました人数よりも小学校で190人増、それから中学校で70人増がありまして、それに伴う補正予算の申請であります。

この背景としましては、先ほど生活保護の関係の方からもお答えしましたように、やはり長引く不況によります所得の減というんですか、それに伴う申請者増ということで認定者数がふえたということでございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 林道整備については補正を上げておられないわけでございますけども、御質問でございますので、12年度の決算委員会でも御指摘ございまして、早速見に行っていました。かなり路面が悪うございますので、整備を今年度中に行いたいと考えております。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 2億円の話が最初に御答弁ありましたので、そこから話していきたいと思うんですが、いわゆる老人保健施設77億円、泉南市のを入れて79億円なんですか、2億円を足せば。それが、市のゴールドプランの中で市が建てるという部分もあるんですが、民間施設があるので市としてはそういうものを負担できないと言ったわけでしょう。これは建てないといけないということがあっても、やはり財政のこともありますし、民間のそういう施設もあれば、だからといって2億円を泉南市がそのかわりに済生会の、運営費というんじゃないに整備費だと言っておりますが、それを出すというのは議論の経過からいっても、あそこに行った経過も突然りんくうタウンに行ったわけですし、私たちは現在の泉南済生会病院のあそこか特別養護老人ホーム、あそこの中で整備をされていくということで議論もしたし、延々とやってきたわけですね。

それが、大阪府のりんくうタウンが埋まらないという中で、自分で自分のとこに売っとるみたいなものですね、構造的には。それであそこを埋めたと。もちろんその埋め立ての目的も全く違いますし、市民生活のベースからはかなり離れとるわけですから、そういう点では市民の議論もない中で、単なる大阪府の都合だけで向こうへ行ったと。

その中で済生会病院が、もちろん済生会病院というのは27床しかないわけですから、そこで独立的に経営していこうとすれば、その背景である特別養護老人ホームなり老人保健施設なり病院なりということがキャパが大きくなれば、それは経営的にいいのはよくわかりますよ。しかも、それは全部が大阪府の金、いわゆる税金で全部建設をして、さあ来てくださいと、そこでやってください。それはほかの民間病院なんかには比べたら、はるかに条件がいいわけでしょう。そういう整合性

からいっても、なぜ泉南市民が市民病院が欲しいという本当の願い、市長もそのことは認められて、市民病院がない自治体にまでそんな枠をはめるのはおかしいということで、大阪府にも言っていますとやってきとる議論の問題ですからね。

この問題は、そのために積み立てた基金と言っても私は過言でないと思うんですよ。これをそういう済生会病院の建設に伴って出してしまうということは、もう泉南市は、たとえそれができるようになっても2億円でもとても足りませんけどね。なおさらやはりメッセージとしては、もう市民病院はあきらめたというメッセージになっちゃうと思うんですよ。

それがやはり確かにそういう実際の約束をしてきて、その後で議案として上げてきておるような構造ですよ。大阪府からもう少し済生会病院と話し合ってくれと。自分で話したらいいのに泉南市にげたを預けられて、泉南市はそら病院の整備が課題ですから、その中で弱い立場の中で済生会と協議をした中で、樽井の駅からのアクセスとかいろいろなことは書いてありますけども、実質的にはこの2億円の補助金を出すことに結びついたんじゃないですか。

そんなことは今までの市民の感情からいっても、議会の議論の過程からいっても、基金の積み立てからいっても、そういう基本的な方向を変えるときには、まず済生会とそういう基本的合意する前に議会に話すべきだというのが議会の議論であって、何もそういう約束をしたことを抜きにして、その後の説明不足だよということで議会がそういう問題提起をしたんじゃない僕は全くないと思いますよ。その原点、なぜそういうような性格の基金をそういう済生会病院の整備のために出さなければならぬのかと。

じゃ、大阪府は一体、病院の整備について大阪府は支援しますよというあの約束文書というのは一体何なんですか。そういうことになるでしょう。そら確かに大阪府は79億円かけて老人保健施設をつくったのはわかりますよ。それは向こうが自分で自主的につくったわけじゃないですか。しかし、それは本来泉南市がつくるものをうちがつくったるんやから2億円ぐらい出さないよと

いう話ではないと思うんですね。

だから、これは運営費だったらこれからの問題ですけども、設備の整備だというのであれば、もう建つとるわけですね。もう建設が始まって、来年の4月から開所するというときに、明らかにそういう2億円の約束があるからかかった事業じゃないですか。出さなかったらどうなるんですかという話をしたら、いや入れるべき設備が入らないかもわかりませんと。そら入らないかもわからなかって困るのは済生会じゃないですか。済生会もそういうことが入るといことの約束の中で、中津病院も入って責任持ってやりましょうと。そら病院の側から考えたらそうですよ。

そういうようなやっぱり2億円の約束をした時点の問題がここにあるんじゃないかということなんです、市長。だから、この問題は約束した後、議会への説明不足だという問題じゃなしに、なぜ約束するまでに、そういう議論するまでに議会と相談しなかったのかというのがこの原点ですよ。だから、このことは今回予算として上がってきておりますけども、ちゃんとした説明しなかったら、それは出せないですよ。

だから、今、大田部長から言われた説明は、事実経過としてはわかりますけども、なぜその2億円の原点の約束、議題となったのはいつの時点かということですよ。本来であれば、ここへ議案を出してくるわけですから、議案を出してきて、ここで可決されてから、向こうに、はい、わかりましたという順序ですね。既に約束しておってこんなところへ出てきたら議会軽視ですよ。そういうことが問題提起としてあるということで、ちょっと御答弁いただきたい。

それから、次の生活保護の問題で、長引く不況も1つの大きな原因であるということで、従来477世帯、月単位ということで、今年度529世帯、今年度というのは途中の、月だからそういう比率にはならないのかね、これだけがふえたということですね。

声を大々的に宣伝するのはどうかと思うんですけども、やはりこういう制度は、お上のお世話になるというのはまだ恩恵を受けるみたいな概念があって、日本人はやはり人にお願ひに行くという

ことはまだ恥ずかしい、何とか自立して生きていきたいと、それはもうよくわかるんですが、余りそれが度を越しますと死んでしまおうとか自殺するとかで追い込まれるわけですから、ちゃんとこの制度はやはり市民がよく理解ができる努力はしないとイケないと思うんです。

一回この生活保護ね、私も漠然としか余りわからないんですが、例えば1人の生活者が困っておる場合に、どれぐらいの収入までは生活保護の対象になるのか。住宅費とかそれは別にいいですわ。それは要っただけ払うんですからね。生活費として私は7万か8万と、こう思っとるんですが、7万か8万以下の収入の方については生活保護が受けれると、この程度の やっぱり市民も余りよくわからないと思うんですね。僕も実際わかりませんから。個々のケースはあるとしても、大体生活費として7万前後の収入を下れば生活保護の対象になると、こういう理解でいいのかどうかだけちょっとお答えいただきたい。

それから、早期退職の問題で、基金もありますけども、こういう話があったんですが、退職に対しての基金はちゃんとあるんですか、項目として。

それと、地方債と言うけど、地方債は今借金をしますけども、将来の人も利用するからということを出すのが地方債と僕は理解しとるんですね。これはもう既にやめていかれる方に払うわけですから、将来の人がそれを負担せないかんという理屈はないのでね。本来は役所に入ったときに、この人の退職が、まんまでいけばどれぐらい要るかというのは計算できるわけですから、給料を例えば20万払うのであれば、退職分として2万ためとくとか、これは給与の一部ですから、入ったときにそういうものをちゃんと予定をして積み立てて、ほかには使わないよと、この分はね。給与ですから、後払いみたいなものですから。そういう考え方というのは行政にないんでしょうか。

これはすぐに給与としてやはりカウントしないと、私はこれは後の人に借金してもらおうという問題ではないと思うので、速やかに退職金引当金みたいなことはもうスタートしないとイケないんじゃないでしょうか。でないとなんか問題が出てくるからね。そのことはすぐスタートできない理由

があればお聞かせをいただきたいし、すぐそれはやってもらいたいと思います。

それからあとは、山内さんの方から、僕は1つ林道で聞きましたけども、全体の生活の実際使っている施設の整備をちゃんと心がけて、今回補正に上がっておりませんが、私も行って、ほんまに引き返すこともできないし行くこともできないというような状態ですよ、走ってたらね。そんなんで、林道は今年度中という話がありましたけども、全体的にもぜひひとつこれはお願いしておきたいと思います。

以上、そういうことで御答弁いただいたことに対して再度疑問点をぶつけましたので、お答えをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 済生会の関係でございますが、泉南市で市立病院を建てるということになれば相当、数百億円の費用がかかるということが1つあります。そして、病床規制というのもありまして、泉南市で独自で病院が現時点では建てられないということの中から、済生会泉南病院の充実ということでお願いをしていった経緯があるわけでございます。

それと、なぜ基金を出すのかということでございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、本来であれば老人保健施設を泉南市で建てなければならぬと、ゴールドプランの中でもうたっておりますわけですが、それが府の方で建てただけということになったわけでございます。そして、その経緯の中で、市内にも民間の老人保健施設ができておるという中で、泉南市としては老人保健施設に対しての負担がしにくいということの中から、市としても何らかの形でのやっぱり負担もしていかなければならないということで、最終的に2億円を負担させていただくということになったわけでございます。

それと、生活保護の関係でございますが、数字的なことはまた担当の方から御答弁させていただきたいと思います。生活保護の市民に対しての周知というんですか、その件につきましては、先ほど私の方が大々的にPRするのはいかがなものかなという御答弁もさせていただきましたが、地区

地区には民生委員さん等もございますので、それらの方々が、やはり地区内で生活に困っておるとか病気で働けないとか、いろいろな状況を把握していただいてもおりますし、その方からの私どもの方への相談等もございますので、その辺につきましても十分と言えるのかどうかわかりませんが、直接的に周知という形ではないですが、そういうような形を通じてやっておりますので、その辺は我々といたしましても安心と言うたらおかしいですが、対応はできておるのじゃないかなと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） お尋ねの生活保護の基準ですが、1人当たりどのぐらいの収入があればというようなところなんですけれども、生活保護といえますのは世帯を単位としてやっておりますので、一概に1人何万円ということではできないと思うんですけれども、先生がおっしゃるような大体1人七、八万円ぐらいがラインになるのではないかと考えておりますけれども、個々のケースによっていろいろケースがございますので、一概には言えませんけれども、おおむねその辺のラインではないかなと……（小山広明君「家賃は別やね」と呼ぶ）はい、全部別でございます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 退職金の確保の問題の再度の御質問でございます。

まず、先ほど基金というふうに答弁させていただきましたが、これは実は現在、公債費管理基金でありますとか公共施設整備基金がございます。その積み立てがありますけれども、それを財政的に弾力的に運用しまして、それでこの退職金の確保をやっていきたいと、そういうことでございます。

それとあと、地方債制度の問題で退職手当債と説明させていただきました。これにつきましては、地方債制度の中に退職手当債という制度がございます、これは目的はあくまでも地方公共団体の財政負担が軽減され、財政の健全化が図れることだとか、そういった中で財政計画をつくっていい

て、こういうふうな計画を持っています、ですから一時的に退職手当が出てまいりますので、その分についてその財源に充てるために退職手当債を発行させていただきたくて、これを要望していただいております。ですからこういった制度がありますので、こういった制度も含めて退職金の問題をこれから検討していきたいと、こういうふうにご考えております。

それとあと、退職引当金の制度の問題でございますけれども、これは実は実際にはそういった制度というんですか、退職金の引き当てで基金とか持っておられる団体もあるというふうにご聞いておりますけれども、大阪府下ではそういったものはないようなことも聞いています。ですから、この制度については、今現在こういった財政状況の中で、この分について例えば積み立てを行っていくということは非常に苦しいところもありますので、これについてはまた将来我々考えていくというんですか、そういうことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔小山広明君「答弁、漏れとるんやけどね。2億円を決定したと議論になったのは先じゃないかということをとるんです。その後はそらわかるよ」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 医療施設整備基金につきまして、少し漏れておりました部分を含めて私の方から再度お答え申し上げたいと思います。

公的医療施設の整備につきましては非常に長い経過がございます、議員も御承知のとおりでございますけれども、当初昭和61年でございますが、関西国際空港関連の地域整備という埋立同意の中で整備のおくれている救急医療体制、公的医療機関の整備充実を図るために、これらに対応できる病院を整備してほしいという要望を当市の方から国に対してしたところでございます。

これに対して府といたしましては、当初から泉南病院の建てかえ整備と関連させて充実を検討していきたいという回答でございました。

ところが、経過の中で昭和63年になりまして、府の方の保健医療計画の中で、この泉南エリアでは病床規制というものがなされまして増床が不可

能になったということで、病院問題については具体的にその病院で対応するということがなかなかできないという状況に立ち至ったわけでございます。

本市といたしましては、あくまで病院でということでございます、これをその後も強く要望いたしたわけでございますけれども、この泉南病院の建てかえという問題につきましては、府と市の間での大きな懸案事項ということになってございました。

今申し上げた法的な規制や、病院の経営上の問題というさまざまな制約がある中でも、府の福祉部としては、市の意向をできるだけ反映したいということの中で、さまざまな検討を続ける中で時間を要したということで、市からは非常に強い批判があったわけでございます。なかなか前に進まないということに対する批判でございますね。

市の方は、病床規制がある中でもいろんな方途を検討していただけないかということで要請も、早期整備への市の強い要請を行ってまいりましたが、府の方はこれまでのように窓口、これは福祉部でございますけれども、福祉部だけじゃなくて、病床の許認可権限を持っております環境保健部とも共同で具体的な取り組みを行うというふうな姿勢が示されまして、両方から府として一致した具体的な検討をするということになったわけでございますけれども、この中でも本市は26床では物足らんということの中で増床にこだわったという経過がございます。その中で可能性のある案をすべて示してほしいということで検討も要請し、協議を重ねてまいりましたけれども、最終的にはいずれの案も正当なハードルをクリアするものにはならなかったということでございます。

このため本市といたしまして、特定病床による増床が困難というようなことも含め、一定の整理を踏まえまして、早期に実現できる案、早期に実現可能で市民ニーズにマッチした取り組みということの中で、府の方からも提案がされ、私どもも協議した一般診療所と休日・夜間診療所の併設案を加えた現在の案、これをベターなものとして考え、これの早期の取り組み、それから病院につきましては従来の経過を踏まえて、高度診断や一定

の高度医療、これにも対応し得る内容にしてほしい。さらには高齢化社会に向けたリハビリの充実ということもあわせて要請をしたという経過がございますので、府の方で何も一方的に現在の案を提案してきたということではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、もう1点、勝手に府の方でりんくうタウンへ移転したということでございますけれども、これについても議会で御説明申し上げておりますけれども、府との協議の経過の中で、これは済生会の問題でございますが、バックアップ病院、支援病院として中津病院が参画するというふうなことがございまして、中津病院の強い意向の中で、将来の事業展開のためにももっと広い用地が必要であるということで、現地建てかえという案からりんくうタウンへの移転建てかえということになったわけございまして、議員御指摘のございました約束事項の中にも、今の用地の大阪側ですが、この部分にリザーブ用地として今後の事業展開を市として確保するという旨の強い要請を大阪府にもいたしております、この用地につきましては今後、過日の一般質問で市長もお答え申し上げますけれども、将来的な規制の緩和等があった際には、この用地を活用した中で一定の事業展開を図れるものというふうにご考えておるところでございます。

それから、資金負担につきましては、先ほど大田部長の方から答弁申し上げましたけれども、府と泉南市の間で具体的にどうするかという議論は当然あったわけでございます。老人保健施設についてはゴールドプランの中で、当時市にはそういう施設がなかったものですから、それを盛り込んでほしいというふうな要望もした経過がございます。

ただ、これについて当然府としても一定の財政が悪化する中で、府として負担できる理由、あるいは財源ということにも限度があるということの中で、市と府で議論を重ねてきた中でございますが、市といたしましては、幸い医療施設整備基金という公的医療の整備を図るといふ基金がございましたので、この基金の範囲内であれば可能であると、応じることができるということの中で、公

的医療施設の整備を図るといふ基金の目的に沿う範囲の中で負担を検討するということに至ったものでございます。

これにつきましては、何度も要望、協議を大阪府と繰り返す中で方向性として合意されたものでございますけれども、最終的にこれについて負担するということを決めましたのは、9月議会上程すべく補正の議論をいたしました本市の庁議ということでございます。

これについて先回の議会上程をすべくお話し申し上げましたところ、唐突の提案ということで、説明が足りないということでおしかりもちょうだいいたしまして、我々としてはこれに反省もいたし、別途委員協議会で説明をさせていただく中で今回提案させていただいたところでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目を超えました。

3番（小山広明君） 流れとしてはよくわかりました。私の関心は、あなたは今9月議会上程するときに最終的に2億円を出すことが決まったと、こういう結論でした。しかし、実際は設備整備ですから、もう事業は始まってるわけですね、9月時点ではですね。当然これは工事にかかる前にその財政的な裏づけをやってやるというのは当たり前でね。私はやっぱり、市長と済生会病院の覚書がありますけれども、あそこには直接2億円というものは触れられておりませんが、あらゆることでバックアップしていくと。具体的には樽井からのアクセスもやるとか、それはありますけれども、あの文面から私はかぎ取るのは、やはりあそこで2億円の約束がなければ済生会病院としては中津病院のバックアップはできないと、そういうことだと私は読むんですね。

だから、確かに流れとしてはよくわかるけども、その説明の仕方としては、そういう基本的なことに触れて、いわゆる市民病院の建設は難しいと、そういうことで済生会病院の移転に伴って整備をして、全体的な医療の充実を図っていくんだというのであれば、それは大きな市民の関心でもあるんだから、そういう基本的な方向を変えて、交渉

に入る前にやはり議会にもきちっと説明をしないとけない内容ではないかと。

最終的な結論としては9月議会の前とはわかりますけど、そういうことで議論を進めてきたのはかなり以前になるなと思いますし、初めて9月議会前の委員会で説明したときも、担当者が大変突飛な説明にはなるんですがというようなことで、担当者自身もこういう2億円を出すということに至ったものは大変突然出てきたという印象を持ったことが正直に語られておったと思うんで、そういう事実に立つならば、私は議会への説明というのはやっぱり後回しになっとったんじゃないかなということをおぼろげに思っています。

やっぱりこれは、僕らも済生会病院だから多少済生会病院も建設に少し金を出すのかなと普通思ったんですが、全く補助金で、100%大阪府が土地も用意し建物も用意をして、さあやってくださいよという、こういう形態ですね。これは自分とここで市民病院を建てるよりも、こんなんでやるんだったらすごく楽な話なんですけど、そういう性格のものですから、この財政がしんどい泉南市に、基金が2億円あるから出したんだと言うけども、私はちょっとほかの医療機関とのバランスからいってももう少し、済生会病院はそら頼まれてくるんだから自分とここで負担するというような気にはならないかもわかりませんが、泉南市としてはこの2億円というのは性格上、私は市民も納得できないだろうと思いますし、私もこれ納得できないので、この問題はどうしても納得できません、本当に。そういうことで意見を申し上げておきたいと思います。

市長に最後だけ、それだけ確認しときたいんですが、その覚書の中に全く、少し泉南市も汗かいてくださいよというようなことで、向こうが、ああ、これやったら2億円設備に出してくれるなということを感じるような、そういう交渉というのはあの中では全くなかったのか。

もう一つ、これは済生会病院は関係なしに、大阪府が出す金に実質的には補助するみたいなものですね、ある意味で。実態的にはね。そういうようなことで、交渉の中でその2億円についての位置づけはどうだったのか。市長が交渉に当たられ

たと思うんで、そこだけ最後にお聞かせをいただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 長い歴史のある病院でございまして、私がこの済生会問題にかかわるようになったのは、私が助役になったころからでございまして、もちろんもっとそれ以前からずっと流れはあったわけですが、一番最初は、馬場のところに済生会泉南病院と泉南市立老人保健施設50床をつくるという計画であったわけなんです。これは大変だなあと。50床の市立のそういう老人保健施設をつくるとなれば、合築といたしましても、用地は仮に府の用地としてもこれはやっぱり数十億円かかるということがあったわけでございます。何とかそのあたりうまく処理できないかということで随分腐心をいたしました。

いろんな経過がありましたけども、それと病院そのものが、泉南市の済生会病院というのは位置づけが非常に弱いといえますが、不明確な位置にあったわけございまして、これを例えば建てかえとかいうことになりましたら、そう簡単にはいかないわけございまして、最終的には大阪府済生会ではもちろん判断できませんで、中央の済生会本部の方でいろいろ議論があったわけございまして、そのときもその26床、そういう狭い小さな病院というのは済生会として要らないんじゃないかというような議論もあったわけございまして、これをまた残すということについて大変大阪府も我々も済生会大阪府の支部も全力を挙げたわけございまして、やっとやむを得ないと。これは全国の評議員とか理事会があるものですから、大阪だけの意見が通るというわけではございせんので、大変な時間も要しました。

その中で、やっと本部もそういう歴史的経過もあるということも含めてやむを得ないなと。ただし、しっかりした親病院をつけなさい、これが条件でございました。今度はその親病院探しということになったわけございまして、済生会病院というのは中津もありますし、野江もありますし、富田林もありますし、いろんなところでやっておりますが、保健・福祉・医療一体的にやられて、しかも非常にその辺のノウハウがあり、

かつしっかりとした基盤を持っていると、水準が高いというのは中津だということになりまして、中津との話し合いに入ったということでございます。

中津がその話を受けて、それを引き受けるということについては、当然中津としても一定の言い分があるわけございまして、現地も何回も見られて調査されて、その26床の病院というのは現在ではやむを得ないけれども、やっぱり中津が引き受ける以上は将来展開できるような場所にしてほしいというのがありました。馬場の一部ですね、将来池も埋めてという案も示して、その可能性を残すということの案も出したわけございまして、それでは非常に狭いということがあって、りんくうタウンの方にという話が出てきたわけございまして、かなり大きな面積を確保するという事になったわけでございます。

ですから、移転そのものは、先ほど小山議員は大阪府がりんくうタウンのある意味では救済策ではないかというような話がありましたけども、そうではなくて、きちっと今後運営をするバックアップ病院の意向というのが非常に強かったわけございまして。

中津とはそういう形で覚書を結んでおりますが、それは特に残りの用地の問題とか、あるいは当然開業するとなれば人の動きの問題がありますから、最寄り駅からのアクセスの整備ということの希望が出されたわけでございます。

2億円の話は、全体スキームの中で大阪府と話し合いをした中で、老人保健施設を本来市がつくるというものを、我々はそれを押し戻したわけございまして、最終的には施設は大阪府でつくるという事になったわけございまして、運営が中津ということになったわけございまして。ただ、その間でも補助金、当然半分ぐらい市で持ってくれという話がありましたけども、それもお断りしたわけございまして、我々としては必要最小限の範囲の協力はそらやむを得ないという腹はくくってございましたけども、そういう過程があったと。

病院施設について、医療施設整備基金はそういう形で我々は有しておりましたし、これは設定時

においても済生会の整備ということにも充当ということも念頭に置いておったという経過も踏まえて、その範囲内であり、しかも病院に対する泉南市の意向、これを反映してくれるならばということで、我々はそういう心を決めたわけございまして。

直近までというのはありますけれども、これはやはり我々は大阪府に対して一方では実現性をはっきり見きわめたいというのがありました。大阪府も大変な時代でございましたから、果たして大阪府の予算として府議会で議決されるのかどうか、これは我々としても大変心配をしておりましたから、それを1つ見きわめるといこと。それから、我々が望んでおった診療科目、特にこの泉州、泉南地域で疾病率が高いと言われます消化器系あるいは循環器系に対応できるような内科科目の設置、それから生活習慣病と言われる糖尿病等に対応できるような体制、それから大規模な手術は26床ですから無理といたしましても、その手術の受けられる範囲の中で高度的なものもできるような対応ですね。これは最終的にはもちろん手術もできますが、特に今の現代医学において重要な役割を占めております内視鏡等によります手術、こういうものができるようにしていただくと。それからリハビリテーション、これをきっちり充実してほしいと、こういうものを見きわめた上で我々としては最終判断をしたということございまして、それが非常にごく最近そういうすべてのことが明らかになってきたと。

もう1つは、地元の病院との病病連携と地元の診療所との病診連携ですね。これはかかりつけ医で市民の方々が治療を受けられるというのが一番いいわけございまして、そこで検査ができない、あるいは疾病確定できないという場合には、済生会と連携しながら、あるいは済生会の施設を使ってかかりつけ医が診断すると、こういう病病連携、病診連携ということについても、大阪府の方で配慮いただいてきちっとやれるということになったわけございまして、100%我々のももとの希望が満足されたものではございませんけれども、現在の許される範囲の中で我々の希望が大きく取り入れられたと。これは大きく市民の健

康増進あるいは疾病予防、それから治療に役立つという判断をして、2億円の拠出ということを決めたわけでございます。

御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

島原君。

16番（島原正嗣君） ちょっと気合いを入れて聞きたいと思います。

今の質問者で約1時間30分かかっております。本来技術的なことは、きょう答弁があったようなことは、9月定例会から今日までに私は説明があってよかったのではないかなど。所管の常任委員会に言ったのかどうか記憶はございませんけれども、私の思いはそういう思いでいっぱいです。

問題は積立基金の性格について、この内容についての市の基本的な考え方、今後医療基金の積み立てについてどのような認識を持ってやられるのかどうか、その考え方ですね。

それと、きのうですか、質問者に何かお答えをしておりましたけれども、公立病院、いわゆる市民病院は、現在の向井市政の中では全然考えられないのかどうか。考えていないということなのかどうかですね。これをやっぱり、もう来年の4月に選挙ですから、恐らく公約として発表もされると思うんですけども、私も40年近く議員をして、終始一貫して市民病院の必要性を訴えてきた1人です、ささやかながら。名刺の中にも公的病院というので書いております。

あるときには民間病院の――一回言ったことがあると思うんですけども、野上先生に「島原君、僕とも病院やで。君は市民病院、市民病院ばかり言わんと、民間のことも考えておくんははれよ」ということで、関西空港の何かの祝賀会のときに嫌みを言われたような記憶をしております。

これは余談ですけども、問題は今この基金ということの取り扱いをどうするのかということ私には聞いてるんですが、ただこの基金の――これは寄附行為になるんですか、これは議案書には整備基金と書いてるんですけども、実際には法的な措置は、この機関に対しての寄附行為なのか、あるいは受け取り方が整備基金として受け取るということなのか、ここの判断がちょっとわかりませ

るので、お聞かせをいただきたい。

それと、基金の取り崩しについては、地方財政法の中できちっと掲げております。積立金の処分は、財政法第4条の4項から5項までですね。きちっとそれぞれの理由づけを書いております。この取り崩しは、恐らく市民福祉向上のためということが1つの前提ではないかというふうに思うんですが、この財政法にかかわる市の見解を伺いたい。

さらに、もう1つは、財政法の基本は地方自治体に、特に国のことを書いておるわけでありますが、地方公共団体に財政的な負担をかけてはならないと、この1項がありますね。これは三セクのような形の病院ですけれども、ある意味では泉南市が大阪府が一丁かんで、国の方からの恐らく補助金等もあるのではないかなと思うんですが、2億もの金を支出するということは、地方公共団体としては負担の割合が非常に大きいのではないかなというふうに思います。これが1点です。

それと、ただいま市長が御答弁いただきましたんですけども、いろいろ技術論なりあらゆる面を検討した結果2億ということになりましたということですけども、これでは分母も分子もわかりませんし、2億という積算基準をきちっと市民に開示し、公開することが私は大事ではないかなというふうに思います。

これも、この病院のあり方が26床ということでもありますから、従来よりはすべての診療科目に対して市民のサービスが適切に受けれるというんなら別ですけども、従来とほとんど変わってない。この中に2億円もお金を、積立金を支出するということについての明瞭な積算基準が出ていないと思います。これについて御答弁をいただきたい。

この経営主体は、一体大阪府なのか済生会病院なのかどこなのか。この経営者の名前もできればきちっとしていただきたいというふうに思います。

それから、病院の経営の全体的な、一般企業という実際の個々の資金といいますが資本金といいますが、これは一体どうなってるのか、このことも含めて御答弁をいただきたい。

それから、もう1つは、私はこういうやり方を

やりますと、泉南市の中には大中小含めて民間病院がたくさんありますね。今申し上げました野上さんとこ、堀さんとこ、それから小さい、岡田でも稲葉さんとこか堀越病院とか、あれは病院か診療所かわかりませんが、あるわけですが、こういう市としての公的支援を行う場合は、民間病院に対しても、これは病院だけでなく歯医者もそうですけども、耳鼻咽喉科もそうですけれども、そういうところに対しても市としての手当てを幾分考えてあげることが私は必要ではないかなというふうに思うんですが、こういうやり方をやっていると不公平が生じるのではないかなというふうに思います。

それと、もう1つ、診療所という定義、医療法人あるいは医療法からいって、診療所の定義ですね。それと、病院の定義。病院とは例えば50床以上を病院と呼ぶのか、あるいは100床以上を呼ぶのか、診療所とは10床以上を言うのか、あるいはもう診察するだけだということなのか、あわせて御答弁をいただきたい。

それと、違った角度でございますけども、今民間保育所に対する、新家、西信達の保育園に対する補助ですか、補正されてるわけですが、公立保育所と民間保育所の措置費について、わかっておれば御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市民病院に対する考え方について私の方から御答弁申し上げます。

昨日来からも御答弁申し上げますように、今いろんな規制がある中では、現実の問題としては建設するというのは困難でございます。ただし、当然市民病院というのは必要であるというふうには認識しておりますので、そういう規制が解かれた時点、あるいはそういう環境になった時点で考えたい。それは市単独でやるのか、今の時代ですから広域的にやるのか、あるいは今の例えば済生会病院と一緒にやる、例えば富田林病院方式というものもあるわけでございます。いろんなパターンが考えられますから、それはその時点で考えたいというふうに思いますが、決して市民病院を絶対つくらないと、そういうことではござい

ません。今非常にそういう建てられない状況にあるというのは御理解いただいているかというふうに思いますが、やっぱりこの希望といいますか考えは当然持っております。

それから、基金の今後のことだけ私の方から。今回取り崩しいたしまして、残余は少なくなりますけども、当然基金そのものは残しておきますし、今後いろんなそういう問題も含めた中で、財政との関係もございまして、積み立てられる状況には残しておきたいというふうに思いますし、またそれだけの余裕といいますか、積み立て原資ができれば積み立てたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 島原議員御質問の地方財政法の関係で御答弁申し上げます。

まず、基金の処分というんですか、それにつきましては積立金の処分ということで第4条の4にうたわれております。そして、この基金を設置する分につきましては、自治法の方に基金という形で241条にうたわれております。そして、この基金につきましては、当然目的をはっきりして、そしてその基金を積み立てますということ。そして、その基金は自治法ではっきりと明確にされているわけです。そして、それを処分する場合にも、この基金の目的に沿った形でこれを処分することができるということになっておりまして、泉南市にもいろいろな基金がございまして、そういった中で当然基金にはその目的という条項もありまして、その目的に沿った形でその積立基金の処分をしていくということで、今回もそういった形で繰り出しですか、取り崩しを行っていると、そういうふうに理解をしております。

それと、あと寄附金等で地方公共団体の方に負担をかけてはならないということもあったと思います。これにつきましては、例えば国が事務事業を行う場合に、ただその行う場合にこれをやりなさいということで、これをすぐに地方公共団体の財源でやりなさいというような、そういったことはやめておきなさいという趣旨だと思います。そして、そういった事業を行う場合には、当然国としましても、ある程度その基準となる補助金で

ありますとか、そういった負担を考えた中で新しい事業を展開していくという姿勢であったと思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 西信達保育園と新家保育園の措置費の関係でございますが、措置費といえますのは、定員によりまして措置費の1人当たりの単価というのは決められてございます。そういうことで、民間と公立保育所との保育単価ですか、措置費の違いというのはございません。ただ、今申し上げましたとおり、定数によって1歳児は幾ら、2歳児は幾らというような決まりになってございますので、その辺の違いというのはございません。

それから、済生会病院の今度の経営主体というのはどこかということでございますが、これは大阪府済生会ということでございます。経営者につきましては、ちょっとお待ちください。すぐに御答弁させていただきますので。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

失礼します。

一応名称としましては、社会福祉法人恩賜財団済生会です。その大阪府済生会となっております。

それと、先ほど診療所と病院ということで、診療所は19床まで、病院は20床からが病院となります。

以上です。

議長（角谷英男君） 答弁漏れがありますが、蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 2億円の支出の具体的な明細といえますか、目的といえますか、スキームを明らかにせよということでございますけれども、福祉医療保健ゾーンにおきます泉南病院、特養、老人保健施設、シルバーハウジング、これらは一体的に整備されることによりまして、地域住民に対し継続かつ一貫性のある高度な福祉医療サービスを提供するというので、泉南地域の医療水準の向上を図るということをねらいとされております。

今回の基金の支出でございますけれども、これは個別具体のものに支出ということではなく、病院において整備されるMRIやCTなどの高度医療機器、あるいはこれらを活用して構築される地域民間医療機関と泉南病院との病病あるいは病診連携システム等々、総合的な泉南病院の整備充実の観点から支出するものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

民間病院への支出といえますのは、泉南市ではやっております。ただ、泉佐野泉南医師会に対しては補助金を出しております。

それと、済生会の経営、中津医療福祉センターの総長は斎藤総長と申しまして、中津病院とか、ほか幾つかの施設の総長をやっております。その人が経営母体になると考えております。

資本金については、大阪府済生会ですので、私の方その点把握しておりません。ちょっと今手持ちで資料がありませんので、申しわけございません。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 市長の答弁いかんでは、この議案に対する判断をしたいなというふうに思っております。現議長の、うちの代表者でありました角谷議長から再三私の指摘したようなことが一般質問で行われました。そのときには今のような明瞭な御答弁がなかったんです。けど、今市民病院も将来チャンスがあれば検討の課題にしていくと、こういうことですから、全然、いや考えませんということではないと思うんです。そういう確認でよろしゅうございますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そのとおりでございます。さっきも言いましたように、今いろんな制約がございますので、今すぐというわけにはまいりませんので、当面はこの済生会の泉南病院を市民の公的な医療機関の大きな医療機関という形に位置づけて、医療、それから疾病の予防、それから健康増進という形で対応したいというふうに考えております。

それらのいろんな規制値が解除された時点で、

我々の方も当然市民病院という形で考えていきたい。ただ、その場合は単独でやるか広域でやるか、その他の方法でやるかというのは選択肢としてはあるというふうに思いますが、当然市民病院というのは念頭に置いて今後も考えていきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 余り長い時間は必要ないと思うんですが、まだあとたくさんの質問者がおると思っています。

これは平島部長さんか次長さんか、ちょっと僕、役職の地位がわからんわけですけども、俗に言う病院経営の場合は資本金というのか何かちょっと僕もわかりませんけれども、先ほどお聞きしましたように、例えば大阪府の出資比率は何ぼなのか、あるいは中津済生会病院の出資比率が何ぼなのか。中津かあるいは東京 本部が東京らしいんですが、聞くところによると偉い方の、皇族の何やらかにやらと言ってますが、皇族か何かは別にして、この資本形態はどないなってるんですかね。そういう内容調査はしていなければもう結構ですけども、実際こういうふうに泉南市の方も2億程度のお金を助成していくということになれば、受け取る側のちゃんとした経営のあり方、どのような形でこの病院は構成されているのかということも、やっぱり市民にもきちっと説明する責任もございまして、私どもも聞いた以上は、街頭演説なりささやかながらピラでも出していくという必要性に迫られてるわけですから、何となく資本もわからなきゃ、どういう構成 大体の構成はわかりました。大阪府と済生会ということですから、これはわかりましたけれども、じゃ今泉南に建てられてる部分については、これはあれですか、特養は、建てるのは大阪府がもちろん建てるというふうに理解をしてるんです。運営は中津済生会病院がやるんですか、それとも東京の本部も含んでやられるのか、これちょっと具体的に聞かせてください。

それと、病院の経営主体は、これも中津がやられるのか、済生会のどこがやるのか、あるいは大阪府がどういう形で資本を投入してるのか、このことも含めてちょっとお聞かせ願いたい。

それと、国の補助、先ほど助役さんがちょっとおっしゃったんですけども、こういう社会福祉法人の医療機関に対する国の補助というのは、どないなってるんですかね。この建物の場合はどういう形になってるんですか。ちょっと2億円との関係もありますからね。

2億円の場合は、しつこいようですけども、この積算基準というのは今市長、大体概略内容については御答弁をいただいたんですけども、もう一つ何となく精神的な期待感を込めた手当てをしてるというふうに私は理解するわけですけども、きちっとした、例えば77億の総工費に対して1割とか2割とか、あるいは1,000分の1とか何分の1とかいうことにしたのか、この積算基準がわかっておればちょっとお答えいただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

失礼します。

経営母体なんですけど、これは社会福祉法人恩賜財団済生会ですけども、これは明治44年に創設されて、東京に本部があります。41都道府県に支部を置いてまして、その支部の会長は各都道府県の知事が行っております。

社会福祉法人として、また公的医療機関としての機能の維持、さらに充実させるべく、病院、介護、老人保健施設、児童福祉施設、訪問看護ステーションなど全国で合計302の施設で約3万人の職員が保健・医療・福祉活動に取り組まれています。その患者数としては延べ年間2,000万人、入所、通所など利用者延べ数は310万人に達しております。

なお、平成13年5月30日で創立90周年を迎えられました。そして、済生会は医療法に基づいて昭和26年8月22日、公的医療機関に指定されました。

今度の特別養護老人ホーム、病院、介護老人保健施設については大阪府済生会が経営するという事で、そのセンターのバックアップ病院としては中津医療福祉センターが当たるということになっております。（島原正嗣君「設立資金はわかりませんか」と呼ぶ）この病院の資金については、

ちょっとわかりません。この恩賜財団というのは、明治天皇が寄金を出して設立されたということでございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） えらい話になってきて、天皇のことを言うと、田中真紀子さんみたいにまたいろいろ批判を浴びますから、余り天皇制には触れないことにしておきます。

明治天皇と市長とどなかかわり合いがあつてこないのか知りませんが、これはやっぱりある程度、しょうもないようなことを聞いているようでございますけれども、やっぱりそれぞれ市民は医療機関、病院ということについては非常な関心を持ってらるんですよ。そういうようなことでつくくお聞きをしてるんですが、小山先生のように1時間半も要りませんから、あと四、五分ちょっとお待ちをいただきたいと思います。

じゃ、中津病院の責任者というのは各府県に支部長を置いてると、それで支部長は都道府県知事と、こういうことですが、中津病院の責任者というのか、実際の最高責任者は今の知事になってるのか、あるいは病院の別の理事長というのが、医療法人でいうと理事長というような呼び方をしていると思いますけれども、この中津病院さんの場合は事務長とかそんな人は別ですよ。この中津病院自体の管理責任者というのはどなたになっておられるのか。知事という解釈でよろしいのかどうかですね。

その東京本部の場合は、これは関連会社みたいになってるんですけども、どういう関係にあるんですか。明治天皇と東京本部となるのか、全国的に天皇系というのか、私は出会い系しか知りませんが、天皇系の病院はどういうようになるか、ちょっと具体的に教えていただけませんか。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）
中津医療福祉センターは、斎藤総長という方が一応全体を統括しております。それと、大阪府済生会は、一応会長は知事です。副会長は健康福祉部長等が当たられております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） これでやめますけれども、おんし財団の「おんし」というて、どない書きますの。社会福祉おんし何とかいうておっしゃったんですけども、これは今わかってなければ後でも結構ですから、もうちょっと。（「恩を賜る」と呼ぶ者あり）ああ、そう。わしは余り字を知らんからちょっとお聞きしたんですけども、そういう表現は私はこの議場で初めて聞くように思いますので、この「恩賜」というのは何か意味があるんですかな。明治天皇との関係の、どうか知らんけども、中間的にまたどなたかかわってるのかどうかですね。このことをひとつ教えていただきたいと思います。

それで、済生会病院、福祉関係は府から委託をされたわけですから知事がもちろんそのような形になってると思うんですが、病院関係の場合はすべて各都道府県支部のその医療法人じきじきの理事長がついてると、そういう認識でよろしいんですか。今何かちょっと違った人の名前をおっしゃったんですけども、これは中津病院の理事長と、こういう理解でよろしいんですか。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）
一応、中津医療福祉センターといいまして、その中に病院とか老人保健施設とか児童福祉施設とか幾つもある、統括してるのがその斎藤総長が統括してると。（島原正嗣君「総長というんですか」と呼ぶ）総長です。

〔島原正嗣君「議長、えらい済みません。恩賜という意味はどういう意味ですか」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そこらで言葉が出ておりましたように、「おん」は恩を受けるとか恩を得るの恩でございまして、「し」は賜るということでございまして、天皇家から賜った財団と、こういうことでございます。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 質疑の途中であります、1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 2分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の議事を継続し、議案第6号に対する質疑を行います。

質疑ありますか。 井原君。

1番（井原正太郎君） 午前の質疑の中で、特に小山議員の方からはさわやかな例を出されて、この不況下で生活保護によって救われた、そういう話があったんですけども、今回の補正で特に3,500万に及ぶ補正があります。これは補正後の金額にしても、そういうさわやかな話で済めばいいんですけども、15億に及ぶような大きなお金が要っておるというふうなことが示されております。

そういった意味で、昨年来、ここ数年でありませうですけども、非常に不況が深刻度を増して、生活保護という形で生活を支えてもらう方々がふえたというふうなことで、先ほどの質疑の中では477世帯から529世帯になったという話がありました。

そういった中で、私の考え方としましては、このような529世帯に及ぶ方々を国の施策の中で保護していくということは、非常にとうといことでもある反面、やはりそれは皆さんの税金で賄われておるというふうなことから考えますと、より謙虚でなかったらいかんし、より公正でなかったらいかんしというふうなことは常々思っておるわけなんですけども、そういった意味から、この前白地課長でしたかね、担当課長は、私はきつく御指摘を受けたんですけども、私は前の一般質問の中で、泉南市の保護世帯の中で357名の方が就業可能なんですと、結果的にその方が仕事につかれずにおるんですというふうなことで質疑をしたわけなんですけども、もっと具体的に言ってもらわんとそれは誤解を招くという意味の指摘であったんですけども、357名中仕事をしてないというんか、されてない方が284名おるという資料をいただいています。

その中から、なおかつ求職中の方も40名ほどいらっしゃるというふうなことから考えますと、先ほどの長い間税金を納めて、そして今仕事あるいは生活に挫折されて、生活保護のお世話にならないかんという、また自分がしっかり力をつけて

お返ししたいという美しい話の反面、中には3年、5年、あるいは10年、15年に及ぶ長きにわたってお世話になってる方々もあるんじゃないかというふうに考えるわけでありませう。そういった意味では、本市における比較的長期のお世話になっておられる方々の実態はどうなっておるのかなという点をひとつ教えてもらいたいと思います。

それと、こうやって357名の方がいわゆる就業可能で、なおかつそのうちの、今病気を持たれたり、あるいはまた家庭内の条件で仕事ができないと。しかし、現に今仕事を求めておられる方もおるといふうなことにしましては、やはり市としてもその就職先を積極的に探さないかんと違うか、またお世話してあげるのが本来の姿じゃないか。考えようによっては、そうしないと、やはり一たんお世話になられて、長期間そのようなバランスで生活をされると、なかなか社会復帰というのが難しいというふうに考えるんですね。そういった意味では、ぜひ市を挙げて新しい仕事先を探していく努力、この辺はしていかないかん。このようなことに関しては一定答弁をいただいておりますけども、具体的にどうやっていくべきであるうかな、またそういうことがあれば示していただきたいと思います。

それから、もう1つは、学校の中で学校施設整備費として150万の補正が上がっております。特に先ほどの質疑の中では、樽井小学校の暖房というふうな話がございました。これは樽井小学校となつとるわけでありませうですけども、今泉南市内の小学校、中学校を含めて、勉強される環境が非常に厳しい学校もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この実態をあわせて示してもらいたいと思います。

とりあえずそれだけ御答弁願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 生活保護の関係についての御質問について御答弁申し上げます。

以前に井原議員さんのお手元にお渡ししております生活保護者の実態という資料の中で、就業可能者数が357名という書き方をさせていただいております。そして、その下に稼働人員数と非稼

働人員数という分け方をしております、357名のうち稼働人員が73名ということでございます。そして、非稼働人員が284名。その284名の内訳でございますが、傷病、それに身体障害者とか精神障害の方々と、それと中には求職中、仕事を探しているということでございます。そしてまた、家庭内条件というような4項目に分けさせていただいております。

それで、当然生活保護をかけるに当たっても、もちろん公正、公平でなければだめだと我々も認識いたしております。また、かけるに当たってもそれなりの厳しいというんですか、いろいろの調査をさせていただいて、本当に生活保護をかける必要があるのかどうかという判断もさせていただいております。

それと、就職先のあっせんということでございますが、我々は生活保護をかけるに当たりまして、元気な人であれば働くようにという指導ですね。そしてまた、ハローワークとかそういうようなところできるだけ仕事を探していただきたいということの指導というんですか、それはさせていただいております。ただ、我々は仕事を探してきて、これはどうですかということまでは至っておらないというのが現状でございます。

それと、長期保護の実態ということでございますが、今長期保護が何名いるかということについては、手元に資料を持ち合わせてございませんので、また後ほどわかる範囲でお示しをさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御質問の学校の150万の施設整備費でございますけれども、これにつきましては樽井小学校の子供たちに対する冬季のストーブを整備したいということをお願いするものでありまして、ほかの各小学校、中学校につきましては、従来配分予算等で、少しずつではありますが、買いそろえて整っておると、今樽井のみが整っておらないというような状況でございます。今回これをお願いするものでございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 1つは生活保護の件であ

りますけれども、先ほど15億になんなんとするような金額が本市の場合あると。この場合、単にこれは保護関係の費用でこれだけ計上されておりますけれども、この中にはこれ以外に、午前の質疑でもありましたように、教育関係の扶助費、あるいは医療費も含むともっと膨らむんかなというふうに考えるんですけども、少なくとも教育分のはこれにオンされて、さらに今回の補正を見ますと、もう1億ぐらいいは上乗せされて、合計からすると16億ぐらいになるんかなというふうな気がいたしております。

そうであれば、先ほど午前の質疑の中で広く市民の皆さんにこういう制度がありますよ、大変なときにはどうぞというふうな質疑もあったんでありますけれども、現場では民生委員を初めとする方々がおられるので、そのような対応で十分じゃないかというふうなお話を聞きました。

私は改めて聞くんですけども、府下でどうやこうやと言うとまた余りいい響きがないんですけども、大阪府下で本市のこのような形でのいわゆる被保護世帯の数ですね、これはどれぐらいに位置するものかということを変更して教えていただきたいと思っております。

それと、原課でこのような、いわゆる就業をしたいんですが、その先がないというふうなことに關しては、今回の法律の改正でも、地方自治体は積極的にそこらまで手を伸ばさなきゃなりませんよというふうな法の整備ができたように理解してるんですけども、そうであればどういう方法が考えられるのか。この前から私は提言しておるんですけども、少なくともシルバー人材センター等もタイアップして当然やっていくべきじゃないか、このようにも考えておるわけでありまして。そういう点からしての答弁もお願いしたいと思っております。

それから、学校関係でありますけれども、非常に樽井がおくれておったようであります。あわせて、そういうふうなハード、ソフトの面からでも、当面する学校の問題はたくさんあろうかなと思っております。

この前も議長にはもうちょっと配慮してほしかったんですが、私の一般質問の中で1個だけ答弁を残してそのまま終わってしまった。これは時間

ですから仕方がないんですけども、そんな経緯がありまして、特に学校のいわゆる校区の問題ですね。こういうふうなことから派生する、通学に1時間もかけなきゃならんというふうな低学年の方々のことを思ったら、今こんな形で補正の組み方もありましょし、もっとソフト面でもやらなきゃならんことがたくさんありますよということが喫緊の課題じゃないかと思ます。そういった意味では、具体的に岡中の一山手の地域の方々が信達小学校へ通うのに電車で1時間かかるというふうな事実を見たときに、どのような対応をしておるんか。早く手を打たなあかんと違うかなというふうにも考えます。

また、時を同じくして泉佐野でもちょうど署名活動がありまして、今校区の見直し等々非常に大事であるというふうなことで各地域で起こってきておりますけども、この点もあわせて答弁願いたいと思ます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 生活保護の府下で泉南市はどのぐらいの位置やというこの質問であったと思ます。府下の44市町のうち、泉南市は後ろから8番程度だということでございます。

それから、シルバーとのタイアップということなんでございますが、確かに緊急地域雇用創出特別交付金というのが出ておりますが、ただ生活保護であるからシルバーで雇ってやってくれというような方法はとれません。あくまでもシルバーはシルバーとしての、これは60歳以上の方の生きがい、それに健康維持のためのそういう目的を持ったものでございますので、我々といたしまして市が発注する工事とかいろいろその中で、失業者の方を当然事業者にそういう方も雇い入れてくれというような話はできるかなと思ます。シルバーで雇うとかですね。

ただ、生活保護者であっても年齢条件とかシルバーの会員資格というんですか、そこに合致する人であれば会員として申し込んでいただければ、当然会員になって仕事も回していただけることがあろうかと思ます。生活保護者であるから雇っていただきたいというのは、ちょっとシ

ルバーの目的、趣旨からいえば難しいんじゃないかなと。ただ、シルバーが事業を起こす場合、何か泉南市から発注を受けて、シルバーがその仕事を受けるといときには、またそういう雇用、登録さえしていたければそういうときには使ってもらえるんじゃないかなと、このように思っております。

そういうことでございますので、お答えになってるんかどうかちょっとわかりませんが、その辺で御了解お願いしたいと思ます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

〔真砂 満君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） はい、どうぞ。真砂君。

5番（真砂 満君） 午前中もそうでしたけども、議案と絡めて関係ないところの質問があるんですね。今の井原議員の、一般質問の経過もおっしゃってありましたけども、校区の問題については本議案と全く関係ない案件であります。質問者が質問されておりますが、その点議長の方できちっと整理をして質疑応答を続行されるようお願いをいたします。

議長（角谷英男君） 井原議員に申し上げます。補正予算に関して質問をお願いしたいと思ます。井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま議事運営、また議長からの注意がございましたので、若干逸脱したところがありましょから、そこら辺は軌道修正いたしまして、再質問をさせていただきます。

特に教育関係が、樽井の小学校が非常にそういう面ではおくれておったということで、今回このような補正を組まれたというふうな話がありました。それはそれで結構なんですけども、私はあえてこの場では答弁を求めませんけれども、そういった意味では学校関係では喫緊の課題がたくさんありますよと。いわゆる補正でも、あるいはまたソフト面でもやらなきゃならんことが山積しておりますというふうなこの問題提起をさせていただきました。

ただ、話はもとへ戻るんでありますけども、特に生活保護をお受けされておる方に関しましては、今府下で非常に下位にあるという話と、それから先ほどの話では私は15億から16億の費用をか

けて今そういう事業を行っておるという話をしました。このときに、私の理解ではこのうちの4分の1、約4億はうちの出費になるんだろうなというふうに思っております。それでまず間違いないかどうかということ。

それから、やはり現在の財政状況を考えたときに、このような出費を余儀なくされとる中にあっては、いわゆるやむを得ず生活保護にかからなきゃならん、なおかつ仕事を求めとるという方に関しては、先ほど部長から答弁がありましたように、本市が発注するいろんな委託であるとか、あるいは事業に関しては、そういうところにもひっかけて働く場を提供するというふうな環境をつくっていかないかんと違うかと、このようにも考えるわけでありまして、改めてその点の答弁もお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 15億円の補助というんですか、国からの補助というんですか、これにつきましては大体4分の3が国・府から出てございます。

それと、今の就職のあっせんの件で再度御質問があったわけですが、我々としては先ほど御答弁させていただいたとおりでございますので、それ以上の我々としては当然就職はしていただかないかんわけですが、そうした我々の方から仕事を探してきて、これはどうですか、あれはどうですかということまでは、なかなか今の生活保護の体制というんですか、我々の業務から、あっせんでできるものはいいですが、それを主体にはなかなかやれないというのが実情でございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 4分の3が府であり国である、4分の1が市の持ち出しというふうなことのようであります。あわせて、そうであればあるほど、ただいま部長が答弁されましたように、いわゆる体は仕事できるんです、仕事を探しておりますというふうな状況を考えたときに、また市の財政状況を考えたとき、また市の持ち出し分、負担分を考えたときに、これは当然シルバーさんに

もできるものは協力していただかないかん。今の制度では難しいかわからん。

かねてより私はシルバー人材センターの方にあらましても、やはり障害者の方を何とか軽作業程度であれば賄えないか。あるいは、今でも現実に40名ほどの方が職を求めて、なおかつ市や国の世話になっておるということを考えてときに、当然市としてもそのような世話をするぐらいの意気込みがなかったら、まじめに納税してくれとる方々に申しわけないじゃないか。制度はこうです、だからできませんというふうなことで突っ張っていくということは、非常に失礼なことやなというふうに考えます。

したがって、少しでもそういうふうな方が就業できることがやはりその人のためにもなるし、市のためにもなるし、やっぱりひいては地域のためにもなると思うんですね。より公平な泉南市をつくっていくことができる。こんな観点から、私はそこら辺の努力目標、あるいは努力をするということの方針を示していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 先ほど御答弁させていただいておりますが、シルバー人材センターにつきましては、おおむね60歳以上の方を対象に、就業機会の確保及び増大及び福祉の増進を図るという目的で設立されたものでございます。障害者の方とか生活保護の方等につきましても、このおおむね60歳以上の年齢条件に達しておるのであれば、当然会員という登録はできるわけですが、これ以下の年齢につきましても、シルバーの方では目的と合致しないということで、現時点では無理だと、このように私どもは考えております。

シルバー人材センターは、当然泉南市独自のシルバーではございません。これは全国的なシルバー人材センターの1つの目的というのがございますので、泉南市だけ例えば40歳の障害者の方を雇い入れるとか、そのようなことはちょっと不可能ではなからうかなと、このように考えておるところでございます。

我々とはいたしましても、こういうところがある

よという把握しているものがあれば、当然一回そこへ行ってきなさいよという話是可以するとは思いますが。ただ、我々、生活保護にかかっている方に仕事をあつせんするための仕事探しというのはなかなか難しいというのが実情でございますので、その辺は御理解していただきたいなと、このように考えます。

議長（角谷英男君） 次に。 真砂君。

5番（真砂 満君） 井原さんと関連もありますので、まず保護費の方から質問させていただきます。

今指摘のありましたように、医療保護なり住宅保護を入れるとかなりの金額になってくるということであろうというふうに思います。それは1つに、その時代背景なりがあるかというふうに思うんですが、その前にほんとに困っている人については当然手当てをしていかなければいけない、これは当たり前の話でありますから、そのあたりについては、午前中の小山議員さんの方から提案がございましたPRについて、これは十分にすべきだろうというふうに思います。

ただ、簡単に保護を受けられるんですよということではないというふうに思うんですね。そのPRの仕方が問題だというふうに思うんですよ。午前中の答弁を聞いてますと、1人ごく簡単に7万から8万円給付を受けられるんだというような内容の答弁だったというふうに思うんですが、非常に言葉足らずだなというふうに思います。改めてきちっとした答弁をいただきたいなというふうに思いますし、ケースワーカー1人当たりの担当する数が非常に多くなってきてるんですね。

そこで、十分に調査も含めてできてるのかどうか、そこらあたりについて、場合によればこれだけの数がふえてくればケースワーカーの増員も当然考えていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思うわけで、そのあたりについてはどうなのか。

いたずらに年々この金額が非常にふえてきてるんですよ。そのあたりについて、健康福祉部長としてどのようにお考えになっておられるのか。また、担当課としてもいろんな課題があるというふうに思うんですよ。そこらについてどう考えら

れてるのか。いたずらに申請がある、いろいろ検討していつて給付していかないかん、金が足らんから補正をするということでは、余りにも知恵がないんじゃないのかなというふうに思うんです。そこらの実態も含めて課題は何なのか、明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、就労の件でありますけれども、やはり今お話を聞いてますと、今こんな就職難ですから、非常に就職がしづらいということもあろうかというふうに思います。特に中高年層になると、若い方でもないんですから、就職難というのは当たり前なんですが、どうもいろんなお話を伺ってますと、一定の年齢、例えば55歳ぐらいで相談に来られたら、もうなかなか就職がないんだというふうに決めつけて、就職のことも余り話さされないというふうに聞いてるんですけども、私は先ほど井原さんの手法なり、例えば昔の組織でいう商工ですね、そこらときちっとタイアップをするなり、役所の中でもっとできることはあるというふうに思うんですよ。

例えば、ハローワークとも連携をして、求人の案内を生活保護係の中にそういったものを持ってくというのも1つの手だというふうに思うんですよ。担当が違う 当然役所ですから違うのは違うんですよ。そやけど、その辺は横の連携をやっぱり持ってしていかなければ減らないというふうに思うんですよ。これから何ぼでも福祉に金がかかってくるんですから、かければかけるほどいいということではないと思うんですよ。精査するものはきちっと精査していく、そうでないとこれからの時代、乗り切っていけないというふうに思いますので、そのあたりについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、全般的で言いますが、アルバイト賃金が何力所か上がっておりますけれども、もっと部内異動も含めて部内の中で処理できる方法論を考えていかなければいけないんと違うかなというふうに思います。そこらについて何力所か上がっておりますので、トータル的にお答えをいただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点、教育の関係でございますが、今の金田部長の答弁は、委員会で答弁されてる内

容と違うんですね。委員会では、昔からストーブが樽井小学校は校長の意向でなかったんだというようなお話を受けております。そこらはきちっとどっちが本当なのか、本会議で言うことと委員会と言うことが違うということになると判断も変わってきますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、生活保護のPRの関係でございますが、先ほどの質問者にも御答弁させていただいておるところでございますが、基本的には我々といたしましては、生活保護の制度というんですか、これは大々的にPRするものではないと思っておるところでございますが、当然やはり生活に苦しんでおるといの方々もあるのは事実でございますので、その辺はどういう方法があるかということも検討はさせていただきたい、このように思います。

それと、ケースワーカー1人当たりの持ちケースというんですか、これも先ほど数字的に申し上げましたとおり増加してきておるといのも現状でございます。そういうことの中で、ケースワーカーの増員というのもやはりもう一度洗い直していかなければならないというように考えておるところでございますので、すぐにはならないかと思ひますが、そういうような考えでまいりたいと、このように考えております。

それと、当然ケースワーカー1人当たりの持つケースがふえてきてる中で、なかなか実態が把握できないと。一人一人の調査もどこまでやるかといったら、満身にやれないというところも確かにあるかと思ひますので、こういうことも含めまして1人当たりの適正なケースの持つ数というんですか、こういうのも含めて今後検討してまいりたいなと、このように考えております。

それと、ハローワークとの連携でございますが、これにつきましても今すぐということとはちょっとできないかもわかりませんが、これも含めて我々といたしましても商工との連携も考えながら前向きに検討していきたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） アルバイト賃金の補正についてでございますけれども、ちょっと個々の資料は持ち合わせてないんですけども、部署によりましては産休の職員の代替ということもございまして、また病気で長期お休みの方につきまして、職員の補完のためにアルバイトを配置しているところもございまして。

また、このアルバイト賃金の補正につきましては、人事の方でヒアリングをいたしまして、最低必要限ということをお願いしているものでございまして、今後とも職員を活用して済ましていくということで、アルバイトにつきましては極力抑えるという形でさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校の備品購入の関係でございますが、説明不足でまことに申しわけございません。

これはストーブを買うわけなんですけど、樽井小学校のみ充足していないと、これは事実でございまして、御指摘のとおり、ほかの学校は一応配分予算で少しずつ買って整備しておるとい状態でありまして、ただ樽井小学校につきましては、学校の方針といいまししょうか、子供たちも元気な状態、暖房のない状態で行っていくというふうなことの方針もあつたようでございまして。そういうふうなことからストーブの整備がなされてなかったということで、今回社会情勢、非常に家庭でもかなり暖房の条件がよくなっておりまして、子供たちが非常に寒いとか、そういうふうな内容が出ておりまして、今回樽井の小学校にそのあたり備品を整備していきたいということでございまして、どうかよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（角谷英男君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 生活保護の関係では、就職の関係については今すぐというのはなかなかないというふうに思ひますよ。ただ、保護係だけとか福祉だけで物事を考えると、どうしても幅が狭くなって運用ができないという部分がありま

すので、市役所の中で全庁的にいろんな形で検討できるものは市役所全般的に考えていく。また、よその機関も通じてできるものであれば、そのあたりも一緒になって考えていかないとだめな時代になってるんと違うかなというふうに思いますので、ぜひとも精力的に何らかの形ができるような方向で考えていただきたいなというふうに思います。

それと、ケースワーカーの件ですが、ちょっと前になるんですけど、やはりケースワーカーの数が少ないというふうに思うんですね。中身はちょっと違うんですけども、私の知ってる方がひとり暮らしされておまして、病死をされてた。それが死後何日かわからなかったというふうな事故があったわけなんです。これもきちっとケースワーカーなり、介護保険がありますから、介護保険の方もその方がきちっと対応されておればそんなこともなかったのかなというふうに思うんですけども、本人にとっては非常に悲しい最期を迎えたということがありましたので、そこらあたりも現実としてそんなこともあるんだと、泉南市内でもそんなことが起こってるんだということもやっぱり踏まえていただきたいなというふうに思います。

それと、やっぱりよく考えていただきたいのは、今パートで働いても月10万足らずなんですよ。一生懸命働いても10万足らずしかない。でも、一方で生活保護、先ほどおっしゃられてましたように1人7万から8万出る。2人世帯やったら十四、五万出るんですよ。一生懸命働いても10万、保護申請したら十四、五万、どっち取るんやと。そんな世の中になってるんと違うかなというふうに思うんです。

そこらもやっぱりよく考えていかんといかんのと違うかなというふうに思いますので、その辺は私が言うよりも、担当の課長なり部長の方が特段にいつも頭を悩ましてる部分だというふうに思うので、実態が把握されにくい部分も確かにあるでしょう。されててもなかなかできないという部分もあるんだろうというふうに思いますけれども、やはり不公平感のないような形をとっていただきたいなと、強く言っておきたいなというふうに思います。

それと、バイトの件ですが、個別でどうのこうの言うつもりはございません。しかし、今職員の異動というのは定期異動しかないわけで、私はもっと簡単にできる部内異動を積極的に取り入れるべきと違うかなというふうに思います。でないと、弾力性を持った交流がでけへんのと違うかなと。忙しいところはずうっと忙しいし、暇なところといたら非常に申しわけないですけど、それなりのところはそれなりで行ってるというのも、やっぱりこれからの運用としてはだめだろうというふうに思いますので、そのあたりについて再度考えただけ聞かせていただきたいなというふうに思います。

それと、教育委員会の方ですけども、方針で学校長を中心にそういった方針を出されてる。それは学校の特殊性も独自性もありますから、それはそれで結構なんですけども、過去にはその配分予算はほかへ使われてるわけですね。そのものを含めて、ストーブ代とかだけで限定されてないわけでしょう、配分予算というのは。そういったことを考えますと、そらほかでも議論がありますように、財産区を持つてるところはそんな形でもらえるんやけど、ほかのところはもらえへんというようなこともあります。だから、その配分予算のあり方、考え方なんかもちちとしていく必要があるんと違うかなというふうに思うんですが、そのあたりについてどうなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 真砂議員の方からアルバイトの件で御質問いただいたんですけども、当然職員で最大の努力をして業務を処理しなければならないという使命がございますので、我々としては、先ほど次長が答えましたように、ヒアリングの中で極力効率的に運用してもらおうという考え方で人数を決めているということでございます。

それと、当然今御指摘のあったように、部内で季節的に仕事が忙しいとか、その辺の問題はあるうかと思いますが、担当者の異動というのは部長権限という形になっておりますから、その辺は今後そういう問題が生じた場合、人事と担当部の方と十分協議をした中で処理ができるんじゃないかというふうに思いますので、その辺は十分精査を

さしていただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 配分予算の関係の方法のあり方ということで、今回ストーブ、これにつきましては先ほど申しましたように、ほかの学校では今年度少し買いかというようなことで、回数を重ねて整備してきておるとい状況でございます。

ただ、この買い方につきましては学校長の裁量にお任せしてる状況でありまして、ただ樽井につきましてはそのあたりが、たびたび買っていくというような、そういう方向ではなくて、方針もありましたようで、耐寒というようなことで、そういう方針で今まで参ってきておるといような状況であったことございまして、今回やはり子供たちが寒くて勉強しにくいという状況もありますので、このあたりは整備していきたいなということでもありますので、どうかよろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

〔小山広明君「議長、ちょっと議事進行で」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 先ほどの答弁で国と府を合わせて4分の3という答弁されたでしょう。僕が今調べたら違いますよ、これ。国だけで4分の3出して、府も4分の1出しておるといこと、ちょっとその辺数字が違うんで訂正をお願いしたいと思います。決算書を見たらそうなってますよ。

議長（角谷英男君） 小山さんに申し上げます。

答弁は答弁しております。間違いかどうかは、後でまた確認をして精査したいと思います。

和気君。

19番（和気 豊君） 2点に絞ってお聞かせをいただきたいというふうに思います。

1点は、例の泉南福祉医療保健ゾーン整備補助金の件についてであります。病院の経過について絞っては言われたんですが、私はこの病院の問題というのは、そこに局限してはならない問題ではないかというふうに思うんですね。これはやはり61年の10月の埋立免許同意のあの関係の時点に立ち戻って考えていかなければならない問題で

はないかと、こういうふうに思うんです。いわゆる埋免同意に対する見返り、地元メリットですね、これが一体どうなのかと、こういうことでやはり考えてもらわなければならないというふうに思うんですね。

一遍、ちなみに聞かしていただきたいんですが、佐野ではこの埋免同意の見返りでどういう施設ができたのか、田尻ではどうなのか、泉南ではどうなのかと。よそとの比較検討をあえてするわけではないですけれども、泉南は特に前々市長の時代から住民のニーズの非常に高かったこの医療施設に限って、特に国にも府にも見返りとしてこの施設を要望してきたと、こういう経過があるんですね。

それで、私は今回たまたま、30年ごろですか、非常に時間が経過して古くなっているという経過の中で、やっぱり建てかえをしなければならなくなってきたと、こういうことであった。あくまでもこれ、府が建てたんですよ。当時の医療情勢を踏まえてこの地域にもということ府が建て、運営は済生会と、こういうことになったわけですね。

そして、同時にその医療情勢の中には、府の2つの施設があって、その施設との関係で、やっぱりその附属病院としてどうしても入用なんだということこれでできたというふうに思うんですね。あくまでも、だからこそ府立だと。そして、その施設との関係で福祉部がいわゆる所管になっておったと、こういうふうに思うんですが、その辺の経過も含めてお示しをいただきたいなというふうに思うんです。

それと、先ほど市長の方が、今回は福祉部だけではなくて環境衛生部、本来の医療の担当部がこれにかかわってやったと。これは確かに移転、建てかえについてはそうなんでしょうけれど、今後地域の医療ニーズにこたえるという格好で環境衛生部がどういうふうにかかわるのかね。もう建ててしまえば、後はやっぱり附属病院という制約の中で福祉部になってくんだと、こういうことにならないのかどうか、その辺もお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、りんくうでいえば、かかわりのある

佐野や田尻はいろいろと税の面でも非常に見返りが強いわけですが、泉南は6,000万何がしという状態で、ちなみにちょっとこの辺も、りんくうからの税収等も少し他市のことがわかっておれば教えていただきたいなというふうに思うんです。

それから、もう1つは、これは府議会で過日大分この移転については問題になったというふうに聞いているんですが、私そのときの新聞等も今読み起こしているんですが、この移転については、たしかりんくうの赤字減らしであるというふうな論議が一定されたというふうに聞いておるんですが、この移転問題が起こってきた当初には、何か三千五、六百万のりんくうの赤字があったというふうに聞いておるんですが、企業局会計ね。ここのりんくうは企業局会計ですから。だから、この企業局会計がこのいわゆる移転に対してどの程度減額されたのか。一般会計で当然りんくうからこの用地を買って、そして移転がされたというふうに聞いておるんですが、その辺もお示しをいただけたらと、こういうふうに思います。これが1つのこの病院問題での柱になる質問です。

それから、もう1つ、市長は市民に開かれた病院ということで非常に胸を張って強調されました。話を聞いておりますと、非常によろしかろうというふうな気持ちにもなってくるわけですが、それで市長、標榜科目ですね、いわゆる看板に掲げる科目ですね。この中には市長が言われたような循環器や消化器は、これは内科の中に包括されるわけですか。

普通、科目としては、私も寄る年波ですからいろいろ循環器の関係が気になるんですが、やっぱり循環器科ということで、看板には内科と標榜して循環器科なんていうのはないんですね。今特に泉南はそうでしょう。循環器の関係の死亡率というのが一番高いわけでしょう。脳疾患と心疾患を合わせればね。ほんとに1.5倍以上になるんですよ、一番問題のがんのね。

だから、この辺でこれは標榜、いわゆる看板の中に掲げられないのかどうかですね。市民はやっぱり看板に掲げられておって初めて、あ、循環器科があるんやなど、ここへ行って診てもらおうというふうなことになるというふうに思うんですが、

括弧つきじゃなくて看板で掲げるんかどうか。いや、私のいただいている資料ではそうになってないので、よろしくその辺はお願いをしたい。

外科や整形外科、精神神経科、こういうのは入るんですね。小児科は、これは病院では野上病院であるんですが、一般の開業医さんとの関係で、開業医さんの足らざるを、診療所の足らざるを補っていくんだと、こういうふうなお話もあったんですが、小児科や産婦人科は一体どうなるのかと、この辺もお示しをいただきたいと。

それで、私はこれを見ると、余り従来の枠と変わってないように思うんですよ。市長が胸を張られる割に。それは何でかなあというふうに思いながら聞いていったんですが、今診療所の問題で何か担当の課長さんが、医師会との関係でなかなか受け入れられなくて、早くつくりたいんだけど、財源を伴いますけれどね、気持ちはそうだといいことで、先走っておるけれども、なかなか医師会に受け入れられないと、こういうことで、従来の枠、これを越えてこれだけの新しい市民ニーズにこたえる病院にしていくんだと。ベッドは規制がありますけれど、いわゆる外来関係ですね。従来の枠を越えて大きく科目もふやしていくし、医師もふやして、診療体制もより大きくしていくんだと。これは医師会との関係で可能なんでしょうかね。

一方ではしんどいと、診療所をつくることさえ、19床の診療所をつくることさえしんどいと言われてるわけですから、その辺はやっぱり従来の枠を出てないんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。だから、その関係もうまくいって、こうやって新しく胸を張れる診療科目ができたんだと、こういうことなのかどうかね。その辺ちょっと具体にお示しをいただきたい。どの科目とどの科目を新しく認めてもらったのか、こういうことも御答弁いただきたい。

それから、それとの関係で市立診療所の今後の展望ですね。これができてるのに市立診療所ができないのはちょっと整合性がないように思うんですよ。やっぱり医師会がそうやって広く胸襟を開いて受け入れてくれる、幅の広さを持っておられるのであれば、この際市立診療所も思い切って建

設さしてほしいということをお願いをされたらなんと、こういうふうに思います。その辺お聞かせを、極めて絞っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう1つ、57ページの学校施設整備費ですね。真砂さんの質問をちょっと聞き漏らしたんで申しわけないんですが、学校備品購入費150万、ここの学校施設整備費ではこの150万だけしか入ってないんですね。それで、樽井財産区から550万入ってるのに150万の中身しか出ていないと。あとの400万はどないなっただんかなというふうに思うんですが、ストーブ以外で何か購入されたのかどうかですね。それやったら、その400万の財源はどこに用途されたのか、これはやっぱり明確にしといてほしいんですね。わずか30万の予算でも新たに項を設けて、節の中で位置づけしておられるわけですから、400万ですからね、やっぱりしっかりと我々にわかるようにしといていただきたいというふうに思います。

以上、2点でございます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本の部分を私の方からお答え申し上げます。

今回の泉南福祉医療保健ゾーンにつきましては、済生会泉南病院と、それから特別養護老人ホーム、老人保健施設、それと高齢者向け府営住宅シルバーハウジング、それと市立診療所、それと休日・夜間診療所と、こういうコンセプトで整備をするということになっております。

その中で病院と特養、それと老健は今回できるわけでございます。あと、市立診療所につきましては、済生会病院も含めた形で泉南の医師会と協議をしました。その中で、済生会病院と特養、老健は御理解をいただいて既にスタートしてるわけなんですけども、19床のベッドを有する有床診療所については、泉佐野泉南医師会としては反対ということで決着しておりません。

それをどうするかという議論があったわけなんですけど、それを待っていると全体がおくれてしまうということもありまして、一応切り離さざるを得ないということで、今の形でまず先行しました。

残りの有床診療所については、今後大阪府と泉南市とのいろんな費用負担も含めた別途協議ということになっております。

それから、休日・夜間診療所はもともと大阪府は直接関係なくて、泉佐野泉南医師会の中でももう1カ所泉南以南に要するという結論の中で計画しております。我々もその観点から、少なくとも泉南、阪南、岬共同で1つつくりたいという考えでございまして、したがって、この前泉佐野に新しく建てかえられた休日・夜間診療所の建設費は、2市1町は負担しておりません。一応10年間の間に我々は我々で考えるという前提のもとに費用負担はいたしております。運営費は出していますが、そういう経過がございます。

それを受けて2市1町でどうするかということで、私も前の阪南市長、それから岬町長のところを回しまして、とにかく2市1町でやろうと。6キロ近くなるんだからということで話をしたんですが、場所がりんくうタウンということもあって、結論は出なかったわけなんです。それと、建設費をどうするかという問題がありまして、結論は出なかったわけなんですけど、阪南も市長がかわられて、今広域行政をやっておりますので、当然その課題として休日・夜間もあるというふうに思っております。

もともと有床診療所は同じ済生会に委託という前提でやっておりましたから、場所的には同一の場所というのが一番いいということで土地は残しております。休日・夜間もその場所がいいということで一応残しておりますけれども、もともとそれは泉佐野泉南医師会に委託するという前提ですので、場所についてはりんくうタウン、あるいはその他も含めて検討する余地はあるというふうに思っております。

建設費負担については、阪南、岬もちょっと渋っておるわけでございますので、これをいかに少なくするかという問題にかかっているかなと。運営費は分かれますから当然高くなります。今よりは高くなります。それは子供たちの健康とかいろいろありますから、それはやむを得ないということだというふうに思いますが、あとその辺の初期建設費用の負担と、それから場所の問題、後の運営

費ということで2市1町協議継続中ということでございます。

副議長（東 重弘君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 和気議員の御質問のうちの、61年埋免同意の当初に立ち戻るべきであるというふうな御質問にお答えをいたしたいと思えます。

61年10月17日でございますけれども、関空の1期事業、議員御指摘がございましたように埋免同意に際しまして大阪府に要望いたしております……（和気 豊「もうその辺は、私も言うてるし」と呼ぶ）よろしゅうございますか。大きく6点要望いたしておりますけれども、その中では実現できてるもの、実現できてないもの、当然ございます。

このたびの泉南福祉医療保健ゾーンについては、当初の要望とは違っておりますけれども、一定の実現ができたというふうに考えておるところでございます。

それ以外の実現ができていないものにつきましては、それ以降議会の議長さんあるいは空港対策特別委員会の委員長さんと市長の連名をもって何度も要望してまいりましたし、要望の内容は時点によってもちろん変わっておりますけれども、最終の要望は平成11年の3月でございますか、このときにも市長、市議会議長、市議会空特委員長、この3者連名でりんくうタウンの早期整備ですとか、このときはまだ今の泉南福祉医療保健ゾーンの整備の早期進捗、これも入っておりますし、空港連絡南ルートの早期具体化ですとか、市街地の整備に対する協力と、いろいろなものが入ってございました。実現できないものについては、こういう形で議会の協力もいただきながら今後とも強力にその実現方に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

この要望の具体化につきまして、大阪府は今非常に厳しい状況にあるわけでございますけれども、これにつきましてはこの8月に大阪府の不行財政計画、あるいは企業局の企業会計のあり方というものが発表されておりますけれども、その発表の前に市との約束についての今後の具体的な協議、これについても市長がみずから参って、府のトップと話をしておりますので、そういう話し合い、協

議、要望については今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、福祉部と環境保健部の話も質問ございましたんですが、これは当時福祉部が窓口となっております。病床規制側の環境保健部、当時はそういう組織でございましたが、当然その要望側と規制側ということで一致をしておらなかったということがございましたので、市長あるいは議会のたび重なる強い要望の中で、両者を一本にということで、トータルとしてどういうふうな検討ができるのかというものを検討していただきまして、一本の検討案を出していただいたということでございます。今は健康福祉部というふうに環境保健部と福祉部の組織が一体化されておりますので、窓口は一本化されているということでございます。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 先ほどりんくうタウンからの税額ですか、どれぐらいになってるかという御質問だったと思います。これは平成12年度でお答えいたします。約5,800万の調定ということになっております。

以上です。

〔和気 豊君「いやいや、ほかのとも教えてと言うてる。僕は約6,000万という額を言うたんや、泉南市のは、田尻や泉佐野はというて聞いている」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 57ページの関係で、樽井地区財産区繰入金と財源更正の関係でございますので、私の方から御答弁させていただきます。

今回、繰入金で550万円と、そしてその中で学校施設の備品購入費で150万円と、その差額の400万円という御質問かと思えますけれども、この400万円につきましては、当初予算の中で樽井小学校の下水道整備を行いました。それは当初予算、一般財源で対応するという事で予算化させていただきました。そして、事業が確定いたしまして、その約2分の1相当分ということで、今回400万円、樽井財産区からの繰り入れが確定したということで予算計上させていただいてる

ところでございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 済生会病院の診療科目の件のお尋ねについて御答弁させていただきます。

診療科目につきましては、第一内科、第二内科、外科、整形外科、精神神経科、それと眼科が予定ということでございまして、婦人科につきましては健康管理センターで行うということをお願いしております。

それから、先ほど質問がありました循環器系等の表示をしないのかということでございますが、今現在我々が聞いておりますのは、第一内科は消化器系統、そして第二内科は循環器科ということと聞いておりますが、表示につきましては第一内科、第二内科で表示されるというように現在のところ聞き及んでございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「3つ抜けてます。質問に対する答弁、3つ抜けてます」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 和気議員、もう一度お願いできますか。ちょっとかわったところで。

19番（和気 豊君） 議長から御依頼がありましたので、質問外でやらさせていただきます。

1つは、りんくうの赤字減らしでなかったかという、これは大きな柱だったというふうに思うんですが。

それと、泉佐野、田尻、泉南でいわゆる当初の埋免のときの約束がどういうふうに具体化されているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、泉佐野、田尻ではりんくう税収が一体どれぐらいになっているのか。泉南市は6,000万だけれど、この辺の額についてわかっておればお示しをいただきたいというふうに言いました。

それから、病院の問題で、余り以前とかわりばえしない、眼科も予定されているという程度のことと、ああ、眼科がふえたかなということなんです。医師会との関係でいえば、どの程度医師会に胸襟を開いてもらって、新しく胸張れる科目がふえたのかと、それについてはどうなのかということをお聞かせいただきたいということをお願い

をしたんです。医師会との制約があって従来と余り変わらへんのと違うかと私は思うんですが、いやそうやないと言われるのであれば、どの科目がどういうふうに入れたのか、その辺をお示しをいただきたいということですね。

4つでした。ごめんなさい。

副議長（東 重弘君） 答弁を求めます。谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 先ほど泉南の地域のりんくうからの税収を申し上げました。泉佐野、田尻の分については、現在我々把握しておりませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 診療科目の決定でございませぬけれども、特に泉南市内に循環器系疾患、特に脳血管疾患の患者が多いというような泉南市における疾病構造、あるいはその特徴、それから機能回復に要する高齢者の増大等に的確に対応できる診療体制ということで、これは府と済生会の方で検討された結果、こういう診療科目ということにされたものでございます。

それから、医師会との関係でございますけれども、これにつきましては有床診療所、併設する診療所がございませぬけれども、これについて過去に何度か議論させていただいておりますけれども、先ほど市長が答弁させていただきましたようなことで、特に医療法の規制がある中で有床診療所を幾つもつくるというようなことにもつながるということで、この点については少し理解が得られてないということでございますので、この点については今後とも協力を求めて議論をしてみたいと思います。

特に病病連携、病診連携という形の中で、医師会との協力が非常に重要でございますので、今後具体的に済生会も含めて協議をしてみたいというふうに考えております。

それから、りんくうタウンについての田尻、それから泉佐野についての状況はどうかということとでございますけれども、これは泉佐野も田尻も私もと同様長い経過がございまして、私どももその現状についてつぶさに承知をしてるわけでございますので、御了解を賜りたいと存じます。

副議長（東 重弘君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと答弁漏れもまだあったように思いますけれど、それじゃ再度聞いていきたいと思います。

病院建設にかかわっての原点というのは、一番基礎になる時点というのはやはり埋免の時点だろうというふうに思うんですね。いろいろ各市が埋立同意にかかわって地元メリットを前面に交渉して、いろいろな施設が建てられた。

佐野では南大阪救命救急センター、ウン百億というふうな大変な額がかかってつくられた。それから田尻、これは町域面積も小さいんですが、例えば国際交流センターですかね、外務省の外郭のね。何か1万平米の土地が府から無償提供されて、ここへ70億の建物ができている。地元雇用にも大変なメリットがあったと、こういうことなんですね。

それで、泉南はここへかけてきたんですよ。これでよろしいということから始まったんですよ。ほかにも言うてますよ。しかし、経過からいえばここに一番重点を置いた、トップに掲げてやってきたんですね、市民ニーズから。これは当然のことであっただろうというふうに思います。

しかし、もともとここは府立なんですよ。老朽化して府の責任で建てかえなければならぬ。2つの、砂川厚生福祉センターと、それから泉南特養と、ここにかかわる附属医療施設なんですよ。その関係で府が当然建てかえなければいけない。田尻をちょっと上回る額、77億を出しておられるようですが、これは全部やっぱり府費で府立として建てかえないかん。たまたま何か老人保健施設がここへ入り込んだということですけども、こんなものは50億かかろうと、当初の約束からいえばこれは当然のことではないか、府の責任でやってもらうべきでないか、こういうふうに思うんですよ。

今後いろいろ泉南市の積み残しの分は交渉していくと言うけれども、あなたはよく知っておられると思いますから、大阪府の第2次の計画ですね。行財政計画ね。これはもう府の公的責任を放棄して、府民に負担をかけるという超スリム化なんです。負担は府民にかけるけれども、ほぼ何もしな

い、できないという、本当にそれをやったら財政再建団体に落ちるかもしれないという、そのための、それを前提にした計画でしょう。一体何を書けるんですか、この計画に。そんなむちゃくちゃな夢は持たせんといってください。「水・緑・夢あふれる泉南」、これで行きましょうや、そんな間違っただけのを引っ張り出してこんとやな。

そういうことで、これはやっぱり当初の約束をきっちり守らしていくという原点がなし崩しになくなってきていると、こう言わざるを得ないんじゃないですか。

それで、本当に市民に開かれた病院になるという点では、これはまだ抜けてるんですが、医師会との関係で、いやもう医師会を説得して、これだけ新たな診療科目が本当にできたんだという、そのところは具体的にちょっと指摘していただきたいと思うんですよ。眼科はいけるんですか。

それから、私は何でこれを強調するかといったら、私は議員歴をちょっと長くおらしてもらってますんで、堀病院の建設にかかわって、行政の答弁にうまうま乗っかってあれした経過があるんですよ。いやいや、皆さん知ってはりますわ。眼科ができると言うてたんや。どこかへ飛んでいってしもうたんや。だから、そういう経過もありますから、本当にまた眼科でだまされると違うかなという、そういう不安がやっぱり脳裏を横切るんですよ。（巴里英一君「あんたの演説会みたいやな」と呼ぶ）いやいや、聞いているんやから。そやから言えへんというてさっき約束したやないか。もう黙るとき。

そういうことで、どうですか。その辺ひとつはつきりしてもらいたいということと、りんくうの赤字減らしの点、これについてはやっぱりあんたは大阪府から来てはるのやから、ほかのわかってる点ね、経過なんか僕ようわかってんや、そんなあなたに一々説明してもらわんでも、あなたでしか答えられないようなこの部分を答えてください。ひとつお願いいたします。

それから、ちょっと教育委員会に飛びます。400万、これは当初負担でやったけれども、逆と違いますんか。最初お金がないから、緊急を要するからということで、使わせてもらったと、財産

区からのね。ところが、全く逆なんです。当初は一般会計でやったけれど、今度は財産区から許可をもらったのでできる。これは地方財政法の関係、同施行令との関係でお示しをちょっといただきたいなど、こういうふうに思います。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御質問いただきました病院の性格の問題ですけれども、もともとの今ある済生会泉南病院というのは福祉病院的な生い立ちであるわけなんです。もちろん一般もやっておりますが、主眼がどちらかといいますと、そちらのバックアップ病院という形でスタートしたものでございます。

今回りんくうタウンへ移転しまして設置されます病院については、もちろんその側面はあるんですけども、それよりもむしろ、ちゃんとしたと言うたら語弊がありますが、しっかりとした医療機関として位置づけをしておるということでございます。

従来からも幾つか診療科目がありましたけれども、今回は特に内科の中で、和気議員も従来からおっしゃっておられた循環器疾患が多いという泉南の特徴を、何としてもこれをまず第一に考えてくれということをお願いしまして、循環器科と消化器系という2つ立ての内科ということにすることができました。

あと、従来は外科だけだったんですが、今回は整形外科ということで、整形とそれからリハビリですね。これはリハビリというのは、高齢化社会を迎える中で私も非常に大切だということで、もともと何度か御答弁申し上げておりましたけれども、このリハビリについても今回、前はなかったわけなんですけれども、充実をしていただくということになっておるわけでございます。精神神経は前と大体同じかというふうに思いますが、婦人科の方は、健康管理センターが上にできますので、これも今ありますけれども、一新して、もっとレベルの高い検診が受けられるようにしております。その中で婦人科を併設するというところでございます。

眼科につきましては、まだ予定ということで結論はいただいておりませんが、これはもちろん本来の眼科の治療という部分はあるんですけども、

先ほどから言っておりますように生活習慣病の糖尿病ということになりますと、眼底検査との関係が非常に深いわけございまして、それも含めて眼科の設置ということを経済会の方でも今一生懸命理解をいただくようにされておるということございまして、私どもも一方の柱として、なかなか地味な病気ではございますが、大変恐ろしい糖尿病を1つの柱にしてほしいということを前から申し上げておったわけでございまして、その辺も組み入れられるというふうになっております。

それと、手術については、現在の病院はほとんどごくごく軽微な手術しかできませんけれども、（和気 豊君「市長、もうそこは聞きました」と呼ぶ）今回はかなり、ちょっと内視鏡等を中心ということでありますが、初期の高度な医療に対してもできるということでございますので、かなりいいですか、相当レベルアップされた病院になっておるということでございます。

副議長（東 重弘君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） その余の御質問でございませぬけれども、りんくうタウンの赤字減らしにつながったのかということでございます。私にしか答えられないということでございますけれども、これにかかわってたわけではございませんので、私でなくても答えられると思いますが、先ほど私も御答弁させていただいてますし、市長の方からも答弁いたしておりますけれども、この経緯の中でももとは現地建てかえということで検討されておったところが、バックアップ病院として中津病院がこれに参画していくということの中で、中津病院の強い意向として将来の事業用地も含めた広い用地が要るんだということの中で、りんくうタウンへの移転ということが決まったということでございますので、大阪府の赤字減らしのためにこれを決めたのだということではないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

現実には企業会計から一般会計で購入しておりますので、企業会計の負担が軽減になっているということは事実でございます。

それから、府の第2次行財政計画ですが、これは責任放棄したものであるというふうな御指摘も

いただいたわけですけども、これについての評価は私は差し控えたいと思いますが、そういう責任放棄を当市に対してなされないようにということで一本くぎを刺しに行ったというものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 財産区のことにつきましては差し控えさせていただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） いやいや、ちょっと何が財産区のことについてと、そんな質問してへんがな。いわゆる財産区のお金を施設の修繕や維持に回すことが、地財法に照らしてどうなのかということを知っているんです。その支出が妥当だということに思われるんですかと聞いている。そんな的を射んような答えをしたらあかんがな。議長ね、これは質問と違いますよ。そんなおかしなこと言うから。

議長（角谷英男君） 答弁はありませんか。

谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 財産区からの繰入金ですけれども、これは我々としましては一般会計の方に繰り入れをしてもらおうということにつきましては、財産区の方から要するに財政支援を得るという形で今財政運営しておるわけでございまして、別に地方財政法には抵触しないと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 和気君。回数を超過しております。

19番（和気 豊君） 一般税収でこれは見なければならぬ、いわゆる市民に負担を転嫁してはならない問題と、こういうことで建物の維持及び修繕 先ほど下水道と言われてたけども、樽井の小学校の下水道と、こういうことでしょうか。そんなものどこかの下水ではないわけでしょうか。一般の下水道で下水道事業としてやったのではないのでしょうか。施設改修の、施設修理の一部としておやりになったわけでしょうか。そしたら明確にこれ抵触しますがな。どこが抵触しないの。もうちょっと根拠を挙げるなりして、わかるように答弁してください。

一般税収で当然面倒を見なければならぬんじゃないですか。当初は一般会計でちゃんと補って、ところが今明確に経過を言われました。そういう経過を言うてる中では、なかなか認められませんよ。

それと、先ほどの病院問題ですが、やはりどんなに考えても府立である。府の責任でやらないかん。それで、過去の経過からいうても、当初の埋免の経過からいうても、当然大阪府がやるべきだと、こういう立場で、なぜ泉南市がみずから、他に老人医療やとか医療でいえばいろいろ使わなあかんお金がいっぱいあるのに、そちらの方に回さずに、なぜこういうところへお金を使われるのかと、こういうことについてはなかなか納得ができません。納得さしていただきたいとは思いますが、答弁がなければ、ないということで承っておきたいというふうに思うんですが。

ねえ、市長、市長さんは胸を張られて本当に言われてるけれども、従来の確かに改善されてる部分はありますよ。私もそれはうれしい、市民がこれから利用していくわけですから。ただし、やっぱり余り従来の枠は出ていないのではないかなというふうに思うんです、科目の中身からいってもね。

できれば看板の表示には堂々と、括弧つきでも構いませんから、循環器、消化器、こういうふうにな。泉南市で既設の病院が4つありますけれども、その4つの中でも循環器科を書いているんだけれども、括弧つきじゃないですよ、堂々と書いてるんです、標榜してるんです。ところが、残念ながら土曜日2時間か3時間、1日だけでしょう。今回は、木曜日の休診日は除いて毎日開設してるんだと、こう言えるような、そういう中身にここまで来てるんやから胸を張られませんか。どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 医学上の表示の仕方というのが、我々の考えてることと一緒にかどうかというのはわかりませんが、我々もともと循環器内科とありますが、それを標榜してるわけでございまして、ぜひ何らかの形で書いていただければ、これは前からお願いしてるんですけども、

再度申し入れをしたいというふうに思いますし、それから確かに泉南病院は長い歴史があって、私自身も十分満足した内容かと言われると、当初からいいですとかかなり後退してる部分はあります。ありますが、現時点では最大限大阪府も済生会も努力し、我々も努力してでき上がったものでございます。もしあの時点で決断をしておらなければ恐らく今も姿形も何もない、ただ理想だけ残るといことになりかねない結果だったというふうに思います。ですから、ぜひその辺だけは御理解いただいて、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 堀口君。

15番（堀口武視君） ちょっと簡単に2点だけお聞かせを願いたいと思います。

53ページの金熊寺梅林組合のトイレの設置補助金でございますけれども、これ300万計上されてるんですけども、もともこの梅林組合はもう設立して六、七年になろうかと思うんです。その設立の立ち上げの経過は、やはり個々の個人に補助金を出すわけにいかんと、だからそういう受け皿をつくってくれという市の方の提案で梅林組合を立ち上げた。

その中で、その梅林組合の資本というのは、金熊寺区民が組合員となって全戸、たしか3,000円ぐらいだったと思うんですけども、出資金として出してる。それから、いろんな有志の方々の寄附をもとに、この活動を役員方はボランティアで全部やってるわけですね。

それで、いろんなその事業の中には、もちろん休耕して荒れた畑、あるいは竹やぶを自分らで切って、そして梅の苗木を植えてると。もうここ五、六年の間に植えた苗木が約2,000本ぐらいだと聞いておりますし、あるいは市が当然やらなきゃいけない里道の整備とか林道の整備も、その少ない財源の中で彼らは彼らなりに一生懸命やってきてる。あるいは、各畑には池から水を上げて、パイプラインをしている、そういう活動を一生懸命やっております。

しかし、限られた財源の中で、いろいろ市の方に要望にも来てるようでございますけれども、例えば駅置きのパンフレットを5万枚ですか3万枚

ですか、つくると。これはその梅林のPRのために難波の駅あるいは天王寺の駅、砂川の駅、樽井の駅、こういうようなところに置きたいと。これすら市の方からお断りをされた。

見てみますと、今おりませんが、稲留市長の時代から緑のマスタープランの中で梅林の復活と。あるいは、この間から問題になってる総計の中にも必ずその梅林の復活が言われてきてるんです。市長自身もやはりいろいろ選挙のたびに、その梅林の復活をパンフレットの中にも織り込まれてる。

実は、この地域に御存じのように聖苑計画が提示されておりますけれども、地元の人間にすればどうして以前から、例えば市の中で国際森林公園構想ですか、その中では梅林の復活のパンフレットもつくって、あるいはその途端にまた農政事業として梅林を復活させると、こういうような事業計画を地元で打ち上げてるわけですね。その中で聖苑計画が出てきて、こういう聖苑計画が出てくるんだったらもっといい計画があるじゃないかと、こういう国際森林公園構想の一環である梅林の復活をどうしてやってくれないんだと、こういう話が地元の役員の中からも出たはずなんです。

今現実になってくると、この梅林組合に対して、例えば金がないから金熊寺区のささいな財源の中からいろんな補助金を出してやってきてる。このトイレにしても、区民会館のトイレに観光客を行かすようにということで、わざわざ区民会館のトイレを地元の金熊寺区の金で増設をした。ところが、その梅を見に行くところとは離れたところで、なかなか使用しにくい。あるいは、市の方からどこかの工事現場に置くようなさびついた簡易トイレを1個持ってきていただいて、集会所の玄関にどんと据えて置いている。ところが、これもやっぱり観光客の行く部分ではないわけですね。それで、実際にその観光客の行くところはトイレがない。民家のトイレを借りてる。

ここに来て問題が起こってきてるのは、いつも言うんですけども、確かに金熊寺は観光名所としてかなりの時期に観光客が集中してくるわけですね。その中でメリットを受ける人間というのは、駐車場を経営してる方、あるいは上で売店を経営

されてる方、こういう二、三の限られた方はメリットがあります。しかし、一般の住民は大変混雑をする。観光客の人というのは、当然来てやってるんだと、あの閑静な住宅街を大変なスピードで車で走ったりとか、あるいは大渋滞を起こして地元的生活にも影響してる。

それで、ここで地元住民と梅林組合の中で大変なトラブルが起こってきてるのは、どうしてこれだけ村の金を出して梅林を整備していかなきゃいけないんだという区民の思いがかなり出てきているわけです。私はそのたびに、やはり1つの名所として、あるいは郷土愛として、心の中でやはり金熊寺の梅林を守っていくんだという気持ちがあったらこういう事業は進まないということを区民の方々に説得しております。

しかし、当てにしていた市の方の行政のなかなか支援がないものですから、梅林組合自体がもうこういう状態ならつぶそうかと。せっかく立ち上げた、一生懸命やってきたけれども、こういう状態ならつぶそうかというような瀬戸際まで来てるわけです。

私は、今回この300万の予算でどのようなトイレができるんかわかりませんが、今後市がそういうことに対して総合計画の中でもうたってるんですけども、本当にこの金熊寺梅林を守っていくつもりがあるのかどうか。

特に金熊寺の梅というのは、以前から歴史のある梅でございます、金熊寺白梅という品種をかたくなに守ってきております。生産性からいえば南高梅なんかの方が2倍も3倍も収穫が上がるといってございましてけれども、かたくなに金熊寺の農家は金熊寺白梅がいいんだということで守ってきてるわけです。そのことについて今後市はこの金熊寺梅林の位置づけをどうして、あるいはどのような対応をされていかれるつもりがあるのか、ひとつその辺は市長にお聞かせを願いたい。

それと、もう1点は、各議員さんの中からはいろいろ話題になってる医療福祉健康ゾーンですが、この部分の済生会のことでございましてけれども、プロセスについては私はいろいろあったと思うんですけど、それはもういいと。しかし、今回の整備でこれで終わりなんだというんじゃなくて、や

はり市長の答弁の中にも将来を見越して用地もかなり大きく持ってるということですから、例えばベッド規制が緩和された時点には、やはり市民のニーズにこたえて、将来は総合病院化を目指して、もっと大きなベッド数を持った病院にしていくんだということであるのかどうか、ひとつ市長の決意を聞かせていただきたい。それだけです。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、金熊寺梅林の関係でございますけども、御指摘がありましたように、この梅林組合は1996年の3月に、私どもがNHKをお願いをして、「おはよう日本」の全国ネットで紹介をいただいたのを契機に、その反響が非常に大きかったということも契機に、地元でも金熊寺梅林復活を目指して金熊寺梅林組合が設立されました。その後、かなり荒れておりました竹が群生しておった付近も含めて開墾をするということで公募されて、大阪市内はもとより近隣市町も含めて非常に多くの皆さんが応募されて、一定の区画を与えられて開墾をされ、そしてあわせて伝統ある金熊寺梅を栽培されておられました。

あわせて、御指摘がありましたように農道でありますとか、あるいは散策道、それと上へ上げる水ですね。別所池からのポンプアップということで随分と活躍されておられました。私どもも若干ではございますけども、材料支給とかあるいは水路の改修という形で一緒になってやらしていただいていたわけでございますけども、確かに市のかかわり方が非常に少ないのではないかとこの御指摘もいただきました。

そういう中で、我々としてもやはりもともとは森林公園の1つに位置づけられていたものですから、しかも泉南市を代表する唯一の鉄道駅なんかで開花情報が出る梅林ということもありまして、ぜひ観光面からも含めて復活をさせたいという意欲を持っております。ただ、この間十分な御支援ができておらなかったというのは、一方で事実かというふうに思います。今後につきましては、これから皆さん方の御計画とあわせて、我々の方でも支援をしてまいりたいと。

先般、その中で従来からトイレの問題が非常に大きくて、来られた方は個人のトイレを借りられ

るとか、集会所のかなり離れたところを使われていて、非常に不便を来してるということもございまして、当初予算では単体の仮設のトイレの設置を計上いたしておりましたけども、先般正副組合長から御要望がございまして、仮設トイレであっても、それはもう一時的であって、しかも衛生上問題があると。できれば恒久的な施設をつくりたいということで助成をしてほしいという要望がございました。

当初36万ほど上げておりましたけども、約9年間それを続けるということであれば、今回の約三百数十万の額に達するわけでございます、それならば地元の計画を聞きますと、きっちりした水洗便所で、浄化槽も設置して、そして水は別所池からの中水を利用するというところでございまして、しかも安価に建設するためにさまざまな方々の御協力、御支援、ボランティア的なことも含めてやりたいと。非常に安価につくりたいということでございましたので、私どももその熱意、あるいは経済的に見ても市が直接やるよりも非常に安価にできるということも踏まえまして補助をさせていただくということにいたしましたところでございます。

今後ともいろんな計画をお持ちというふうにも聞いておりますので、それらについては今後十分意見交換しながら、我々の果たすべき役割があれば果たしていきたい、このように考えております。

それから、泉南病院の今後でございますが、今回はこういうことで一応スタートするわけでございますが、もともとバックアップ病院の済生会中津病院もさらなる展開というのを標榜されておられます。そのために横にかなり大きな土地を大阪府にも言いまして残していただいておりますので、いろんな規制の問題もありますけれども、それらが一定緩和されると、状況の変化があれば、次のステップについて我々と大阪府、あるいはその実質的な運営をしていただいております済生会、それと中津あたりと十分協議をして、次の展開ができるように努めていきたい。決してこれで終わりではないということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔堀口武視君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 2点にわたってちょっとお聞きしたいと思います。

49ページの予防対策費の中で委託料1,015万ということで、65歳の老人のインフルエンザの接種の補助金委託料という説明があったんですけども、この1,015万円で何本のインフルエンザの予防注射というんですか、何本確保されるんですか。それで、今まで泉南市域の中で確保されたインフルエンザの注射はどのくらいまで今接種が進んでいるのか、それをひとつお聞かせください。

それと、次の51ページですか、火葬場費の中で委託料73万5,000円、測量・丈量図作成委託料とあるんですけども、これについてはちょっと委員会の方でも質問させていただいたんですけども、この件については樽井区民、特に火葬場周辺の住民の強い要望があって、樽井区として8月の20日付で市長に対して、火葬場の駐車場の拡幅を早急をお願いしたいというふうな旨の樽井区からの要望書が上がってきてたと思うんですけども、この間お聞きしますと、今回は土地の測量等々の金額だけであって、そういう実際の測量図が上がった時点で、しからば何月ごろに完成するかということを知ったら、多分3月は骨格予算で、6月で正式予算で、完成するのは平成14年度というような答弁をお聞きしとるんですけども、やはり樽井区民としては、樽井の火葬場といえども泉南市営になってるわけなんですね。その中で樽井火葬場を利用される泉南市民の方はかなりの量がございまして、そういう中で葬式が重なった場合になると、今の駐車場では特に手狭になってきてると。特に周辺地域におられる方々から、先ほど申しましたようなかなり強い要望が出てきております。

そういう中で、費用等についても御存じのはずだと思っておりますけども、これらについては早急にやっていただきたいと思っておりますけども、それらについて2点についてお願いいたします。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

私の方からインフルエンザについて御答弁申し上げ

げます。

今回の補正予算をお願いしている分は、65歳以上の2,900人、泉南市で約30%弱になっております。これは厚生労働省からの初年度は約30%を目標に下さいということがありましたので、一応30%の2,900人で要望しております。

それと、市内のインフルエンザの分ですが、これは任意接種になっておりまして、市で集団接種しておりませんので、この分については把握できておりません。

以上です。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

51ページの衛生費、火葬場費の委託料73万5,000円ですけれども、これは樽井火葬場の駐車場の増設用地の測量及び丈量図作成の委託料として上げさせていただいてます。

樽井火葬場の駐車場は、現在10台程度のスペースがございますが、最近葬儀参列者のほとんどが自動車を利用されることから、当火葬場は大体1日に2回という頻度が多いため、火葬場周辺に自動車の駐車が多く、付近住民に多大な迷惑をかけているため苦情も多いことから、樽井区長より早急に駐車場の拡充を図ってほしい旨の要望がございました。樽井区長と協議させていただいた結果、樽井財産区繰入金により樽井火葬場の駐車場増設の境界確定業務の委託料として今回補正したものでございます。

事業の概要ですが、平成14年度に現在の駐車場に隣接する約310平米の土地を買収し、10区画程度の駐車場増設事業を実施予定をしているところでございます。そのためのこれは測量委託料ということでございますので、なるべく予算計上後は早期に対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 老人の予防接種ですけども、対象が2,900人ということで30%の人を対象としてやったということで、それと一般に受ける人は任意で約二千二、三百円の費用を負担しながらやっとなんですけども、僕が聞きたいのは、もう最近病院に行ったらインフルエンザ

の接種ワクチン切れましたよという札が結構あるわけなんですよ。そうしたときに、老人の方に2,900人割り当てとして予算化してるけども、実際年明けて来たときに、大量的にインフルエンザが蔓延したときに、本当に必要な措置、老人に対する予防接種ができるんかどうかと、その辺はどういうふうに把握されておりますか。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

お答えいたします。

予防接種ですが、一応市としては2,900人、今年度厚生労働省の方はそれに見合うだけのワクチンを製造業者に製造せよというふうに聞いております。また、市の配分については、それは一応考慮してるとは聞いております。

ただ、今乳児とか一般の方に行き渡っているというのは、ちょっと最近保健センターでも、どこかの病院とか診療所で、あとインフルエンザのワクチンが残っているのかと、打ってくれるのかという質問はありますけれども、一応福祉施設とかそういうのは全部確保されてると思います。ただ、今の一般の方に迷惑がかかってるかなとは思ってんですけども、厚生労働省の方はそれなりのワクチンはつくったと。

ただ、今残っているのは、買い占めじゃないんですけども、病院とか大きいところについてはまだ若干残っていると聞いてます。

それと、この予防接種ですが、予防接種の期間としましては、一番ベターなのは10月中旬から12月中旬というのが一応マニュアルにも書いております。

以上です。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 足りてるような御答弁なさるんですけども、実際病院の窓口に行ったら、接種ワクチンは終わりましたよという表示があるわけなんですよ、泉南市内の診療所の中で。

そういうことを踏まえた中で、やっぱり行政としては、こういうただ数だけは確保しましたよと、あとはそれぞれ自分らで勝手に行つてという形じゃないしに、もっときめ細かなサービスというんですか、65歳以上で2,900本、それから一般市

民の方がどれだけ行っておられるか知らんのですけども、それらについても、やはりこれは去年インフルエンザが大量発生した中で、接種法の中でインフルエンザは希望者のみの接種という形があったと思うんですが、そういう反省を踏まえて、ことしは65歳以上の方についてのある程度の本数をキープした中でという制度上の委託料、補助金やと思いますので、その辺もう少しきめ細かい行政情報というんか、そういうやつを今後お願いしたいと思っておりますので、これは要望にかえさせていただきます。

それと、樽井の火葬場の駐車場の件ですけども、行政としても実情を把握しておられるのであれば、やはり区民の要望でありますので、なるべく早くできるような対処、特に近隣におられる方は入り口のどこ、あそこを鎖を張って通れんようにするとか何とか、そういうような過激な話も出てきておりますので、調査して、それから3月は先ほど言ったように骨格予算だから多分上げれんだろうと、6月の予算でということになるんじゃないし、やっぱりできるだけ早い時期にやっていただきたいと思えます。この辺については市長にお願いしたいんですけども、いつごろまでに。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この前も改めて樽井区長さんより要望をいただきました。それで、私の方も指示をいたしまして、今回用地買収に伴う前段の用地測量をするということにいたしました。私も現地を見てまいりました。確かに非常に狭いという部分と、入り口部分ですね、ちょっと入りにくいとかいろいろありまして、広げる方がもちろんいいわけでごさいます、できるだけ早くやりたいと思えます。

ただ、来年度当初予算、どういう形で組むかというのは、骨格の部分で着手をしておりますので、継続という扱いになるのか新規になるのかということによって、若干取り扱いが違うかなというふうに思いますが、これは今後予算編成の中で考えたいというふうに思いますが、いずれにしてもできるだけ早く完成できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

〔上山 忠君「よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 質疑の途中でありますので、3時25分まで休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時25分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方。 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 3点ばかり。質問が1回で、あとできないように明確に答えていただきたいと思えます。わかりにくい部分を3点ほどお願いしたいと思えます。

1点目は、住宅管理費の中の需用費として今回修繕代で200万円出ております。これは緊急に直さなあかんようなところが出てきたのか、それとも当初予算の組み方が甘かったのかどうか、そこらちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

それから、職員給与で、補正後が職員数がふえて給料がふえてる中で、調整手当が我々は10%と聞いておりますけども、今回調整手当が減ってるわけなんですね。この調整手当の10%というのは、どこで決めたのか、だれが決めたのか、いつ決めたのか、どうもわかりにくい。

大体この調整手当というのは、国の方で40年時代に創設されたと思うんですけど、これは当時物価指数の高い市についてそういう調整手当というのは始まったという記憶をしております。昭和60年に改正されて、大阪市、豊中市を含める11市がいわゆる10%の調整手当を出してもいいですよという国の給与法に基づいて、そういうあれがあったと思えます。こちらの方では高石市が約6%になったと思えますね。それから、羽曳野市、もう1個どこかあったと思うんですけど、これが3%調整手当を出したらええと。ところが、泉南市はゼロだったはずなんです。

これとは別に、いわゆる人事院の方が経過措置として、堺市、それから岸和田市、それから東大阪市やったかな、ここらを10%のいわゆる調整手当を出したらいいという状況の中で、ここでも泉南市についてはなかったはずなんです。泉佐野市、貝塚市、ここらあたりでは6%の調整手当を出してもええというあれがあったんですけども、果たして現時点で10%出してるという状況は、いつ

ごろ、だれが、どこで決めたのか、そういう指導があったのかどうか、あるいは大阪府内でそういう申し合わせがあったのかどうか、ここらがちょっとわかりにくいので、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1つは、交通費の問題ですけども、この条例でいくと、徒歩でこの泉南市役所に出勤している人、2キロ以内の人でも例えば100メートル先の人でも、徒歩でも2,050円のいわゆる交通費が支給されるという、こういう条例になってるんですけど、どうも納得いかないんです、これね。

それから、これでいくと、いわゆる交通費が、電車に乗る方は1カ月単位で渡している。これ普通、通例でいくと、どこのどんな大きな会社にしても、通勤手当については、あるいは定期を買う場合は6カ月買わんです。そしたら大分安くなるんです。それから、バスの場合は3カ月、これはどこの会社でもそういう状況になってるんです。

1カ月ごとに渡したら非常に高うつくんですけども、こちらの点をどういうふうに考えていらっしゃるのか、2点お聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 住宅管理費の需用費といたしまして、内容は修繕費でございますけれども、200万の補正をお願いしておりますところでございます。

公営住宅の管理、これについては前年度、前々年度の実績をもとにして営繕関係の予算も当初予算で計上しておりますけれども、御存じのように修繕費については枠内経費でございます、その次の年度にどれだけの経常的な補修費が必要になってくるかという部分については、ある程度統計的に予測ができるわけでございまして、できれば我々としましては前年度の実績をベースにして当初予算で計上したいという考えを持っておりまして、他の予算も圧迫するというのもございまして、実績に基づいて不足の生じる場合は、どないしてもやはり日常生活をされておられる住宅でございますので、例えばドアが開かなくなったとかというような状況も踏まえて、また水回りが悪くなったという部分を踏ま

えまして、これは当然住宅でございますから修理しなければならないということで、今回現時点でも残が少なくなってまいりましたので、補正をお願いして経常的な住宅の修繕を行いたいということでございます。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 調整手当の問題でございますけれども、これにつきましては先生の御指摘のとおり、昭和42年に国において設立されております。それで、それを受けまして、本市におきましては昭和45年から設立されております。

これにつきましても、先生の御指摘のとおり、物価及び生計費が高い場所に勤務する職員に支給される手当ということで、ただこれは国の公務員に交付される基準でございますので、国の官署というんですか、例えば泉佐野には税務署がございます。そのほか法務局等あるところにつきましては率が出されておると。本市におきましてはそういう国のなかがございませぬので、率が出されていないという場所になっております。

ただ、大阪市におきましては10%、また大阪市の近隣につきましては非常に物価が高いということで、10%を現在出しているところがあるわけなんですけれども、国の方の基準として出ております。

ただ、本市におきましては、また泉佐野等におきましては10%という数字は出ておらないわけなんですけれども、やはり大阪府につきましては非常に圏域が狭いと、生活圏が非常に近いということで、物価的に見ましてもそれほど差はないんじゃないかということで、何も国の基準でするのでそれに強制されるというものではございませんけれども、各市の判断で10%を出しておるものだと思います。これにつきましては大阪府下全市全町、市町すべて10%の支給をしております。

それと、旅費の件でございますけれども、これは一般職の職員の給与に関する条例第15条の4の規定で旅費を規定しております。その中で、2キロ未満につきましては2,050円という規定がなされております。当然条例に基づいて出されるものでございます。

それと、電車通勤の方の定期的取り扱いの件でございますけれども、当然本市におきましては1カ月単位で出しております。これも一般職の職員の給与に関する条例第15条4、2項の第1号で1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給するという形になっておりますので、月ごとに出しております。

先生のおっしゃるとおり、6カ月で買えばどうかということなんですけれども、JRにつきましては、距離の問題があると思うんですけれども、10%から20%、それと私鉄につきましては10%の割引があるというふうに聞いております。ただ、市の方で6カ月の定期を購入せえということで指定した場合、もし紛失したというような事件が起こった場合に、どこが責任をとるのかとか、そういうふうないろんな問題もあるかと思っております。今すぐにとというのはちょっと難しいかなと思うんですけれども、今後研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 非常に苦しい答弁だったと思うんですけれどね。

まず、調整手当ですけども、当時の時代というのは、いわゆる公務員の給与というのは非常に悪かったんです。当時、一般の会社、いわゆる大きい会社にしろ小さい会社にしろ給与水準が非常に高かったんです。それで、人事院規則の経過措置としてこういう形になったと思うんです。しかし、現時点ではこの泉南市だけでも倒産の会社に勤めて、失業保険で食べてる人もたくさんいらっしゃいます。大変な方もいらっしゃいます。賃金カットが当たり前のような時代に来たんです。30%カット、40%カットでも、やめられないからやむを得ず勤めてるといふところもたくさん聞いております。

そういった中で、現実には給料がどんどんふえてきた。今見直すべきではないかと思うんですけれども、そういう話がどこからも出てこない自身がおかしいと思うんですわ、大阪府下の中でもどこからも出てこない自身。これからどんどんそういう問題が持ち上がってくると思うんです。ただ、

泉南市が全くそういう手当を市で独自で勝手に出したという今答弁でございましたけれども、独自で決めたという話でしたけれども、これは隣も出してるからうちも出そうやないかと、そういう発想なんでしょうかね。

それから、通勤手当でございますけれども、半年間も急に定期を買うたら、失うたらどないするねん、どこが責任持つんやと。普通の会社では当たり前前の話です。自分が管理するんです。半年間買うたら自分で管理して、自分が落としたら自分の責任なんですよ、これは。どこの会社でもそうですよ。そんなあほな答弁ないと思うんですね。

それから、この条例の中には、徒歩で通勤しても、あるいは自転車で通勤しても出してるんですな、これ。その通勤手当って一体何なんでしょう。靴が減るからとか、あるいは自転車のタイヤが減るからとか、そういうものなんでしょう。その分なんでしょう。わからん、これが。

これは質問1回でやめようと思ったんやけども、ちょっと答弁がそういう形になっておりますので、やむを得ず質問をさせていただきますけれども、もうちょっとわかりやすいように御説明願いたいと思うんです。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 泉南市が勝手に決めたということではなしに、当然地方公務員につきましては国家公務員に準じてということでございますので、国家公務員に調整手当が認められていると、それに準じて地方公務員にも適用されているというものでございます。

ただ、今確かに財政状況の厳しい中で、本市におきましても2%の給与の減額ということを実施してるわけなんですけれども、やはり先生おっしゃってますとおり、この調整手当につきましてもかなり歴史のあるものでございまして、当然職員の給与、生活給の一部という形にもなっておりますので、これに手をつけるということになりますと、やはり給与減額と同じような形で、職員の生活ということもございまして、少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

それと、通勤手当なんでございますけれども、や

はり職員が安定した形で勤務するために出されるものであるということでございます。ただ、近ければ、当然2,050円というんですか、靴代かというような議論にもなるかと思えますけども、遠い方につきましては当然電車賃を払って来られるということでございますので、その電車賃を補償するというものでございますので、距離の遠近あるいは額の問題もあるかと思えますけれども、どちらにしましても安定した勤務を保障するというものであるかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔奥和田好吉君「結構です、もう」と呼ぶ〕
議長（角谷英男君） ほかにありますか。

大森君。

4番（大森和夫君） 50ページの医療基金の問題で、市長の方からも条件が整えば市民病院等の建設に向けて取り組んでいくということのお話がありましたけども、やっぱりそういう場合、基金がなかったときには、今の市の状況などを考えれば大変だと思うんですよね。基金を取り崩した場合に、その再開のめどはどのようになっているのか。市長がおっしゃるように、条件が整って、市民病院とか市立診療所の建設、それから夜間の診療所など設立の場合は、どのような財政的な対応を考えておられるのか。

それから、これを基金でなく一般会計の方から出すことはできなかったのかということで、例えば一般会計の場合でよく議論になりますのは、基金の取り崩しというのは、目的外ではありませんけども、やっぱり赤字隠しという指摘もありますので、こういう点で基金は、再開のことも考えれば、市の財政を考えれば残してといて、一般会計からというようなことは考えられなかったのか、その点についてお答えください。

議長（角谷英男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 基金再開のめど、あるいは休日診療所等の関係の中で、今回基金を取り崩した場合どうなのかということと、それから基金を取り崩さない方がいいと、こういう3点ほどの御質問だと思いますけども、お答えをいたしたいと思います。

過日の委員会でもお答えいたしましたのですが、

先ほど市長も御答弁申し上げましたとおり、基本的にはこの市民病院の問題といえますのは、市民の非常に強い要望があるということ認識いたしておりますので、今後ともその要望についてはおこたえをしていくということの考え方の中で、条件が整えば広域的な連携とか、あるいは済生会が今横にリザーブ用地として希望している土地を活用するという事の中で対応していくというふうに考えているところでございます。

基金につきましても、当然懐ぐあいと相談ということになりますけれども、余裕ができましたら積んでいくことも含めて考えていくということでございます。

それから、基金を使わないということももちろんあるわけでございますけども、これも市長が先ほど答弁申し上げておりますとおり、長い経過の中で当初市の方で老健施設、ゴールドプランの計画の中でこれを乗せてほしいと。当初50床でございましたけれども、乗せてほしいという要望もしてきた中で、資金負担について協議を続けてきたと。

今回、資料として協議会にお出ししましたけども、合築ということでかなり安く上がっておりますけども、建設工事費だけで8億何千万かの費用を8億3,900万円ですか、建設費にかかっておるということで、この部分を本市が負担するという事になりますと、一般会計の中からそれだけ出せるのかと。例えば半額出すといたしましても4億程度の金が要るということでございますので、私どもとしては基金の範囲の中で対応したいということで、府と協議をする中で決めたということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 今の助役の話をお聞きして思ったんですけども、その2億円を出す根拠の中に応分の負担という話がありましたけども、その応分の負担の根拠というのは、今の話でいえば、医療基金の取り崩しはその応分の負担の根拠ではないかというふうな感じがね。その方が安くついたんだということかもしれませんけども、その辺と市民の第一級の願いとの兼ね合いをもう少しわ

かりやすいようにお話ししていただきたいと思
います。

それと、市立の診療所に関しては、医師会の方
からも反対が強いというお話だったんですけども、
例えば具体的に最近ではいつ医師会とのそういう
相談を持ったのか。それから、例えば競合するも
のがあるから反対と、競合するから反対というお
話でしたけども、例えば小児科とか産科でしたら
どうなのか。この部分では泉南市でも、泉南市に
先生と呼ばれてやられたり、小児科という看板を
上げておられますけども、専門の方というのはい
らっしゃらないと思うんです。そういう小児科、
産科ね。産婦人科の婦人科はありまして、実質
産科はないというお話なので、この辺の部分での
競合に当たらない科での開業というのは考えられ
ないのか、それに対する医師会の御回答はどうだ
ったのか、お答えください。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

医師会との話し合いですけども、最近はやってお
りませんが、平成11年3月1日に医師会の方
から医師会の見解ということで、一応医療機関
の施設とかそういう部分については、地元医師会
の病院、診療所と競合するだけであり、これ以上
のメリットは見当たらないというような回答文と、
泉南市の病院、診療所の充実度から考え、26床
の泉南病院の再建の必要性は認められない。特に
26床に対しては、28億 土地代を除く
の投資は全く無意味なことであるとか、ほか何点
かの見解を述べられております。それが最近の医
師会からの見解です。

以上です。

議長（角谷英男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 市民の熱意といいますか希
望と、今回の病院ということの関係でもう少しと
いうことでございますが、これにつきましてもも
う何度もお答えをいたしておりますけれども、長
い経緯がございまして、なかなか前へ進まなか
ったという実態について先ほど答弁もいたしました
けれども、最終的に市として病院建設が現状では
非常に難しいということ。それから、特定病床と
いう形で、特定の形で一般病床では難しい増床を

考えられないかというふうな希望を長年大阪府に
対してぶつけてきまして、それに対する検討もし
ていただいたわけですけども、最終的にはそのハ
ードルを越えることも非常に難しいということの
中で、泉南市としてそうすれば市民の一番ニーズ
に合った、市民の希望の一番強いものをどうい
うふうに実現していくかということの中で、今進ん
でおる形の保健福祉医療ゾーンの整備という形を
選んだということでございます。それが今、大阪
府の財政難の時代になって、りんくうタウンで実
現を見てるということでございますので、これに
ついてはどうぞ御理解いただきたいと思ます。

今後の展開につきましては、先ほど来答弁させ
ていただいておりますので、その方向で御理解を賜り
たいと存じます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 平島さんにもう一度お聞き
したいんですけども、産科と小児科の問題と、そ
れから11年3月というのは、りんくうタウンに
行く前の現地の建てかえを前提にしてる分ではな
いかと思うんですけども、その辺の点をお聞きし
たいのと、助役に何度も同じような質問で申しわ
けないんですけども、先ほど助役が基金の再度の
積み立てに関しては、余裕ができればというよう
な話もありましたけども、今の財政の大変さとい
うのはよくわかるんですけども、市民のやっぱり安
心できる病院、先ほどの質問者もありましたけど
も、これが市民の医療機関の充実という点では第
一歩だと思うんですね。それがこれから発展さ
すという場合に、余裕があればというのはちょっ
と心もとない答弁ではないかと思うんですよ。も
う少し何かしっかりしたというか、展望のある御
答弁ができないかと思うんですけども、再度お願
いいたします。

議長（角谷英男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） しっかりした答弁をとい
うことでございますけども、今、市の財政状況も非
常に変だということも議員御案内のとおりでござ
いますので、この健全化へ向けての努力を精い
っぱい進めていくということの中で、この問題に
ついては解決をしまいたい、具体的には議
会とも相談をしまいたいというふうにご考慮お

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、医師会との関係でございますけれども、当然この泉南病院を充実させましたいろんな診療科目の具体化、あるいはこの病院の特徴となっております病診連携、病病連携の中で、地元の医師会、地元の診療所との連携、さらにはそのバックアップ病院としての中津病院でありますとか和歌山医大の病院、あるいは近隣の国立病院、市民病院等々との連携、これについても具体的に進めていく必要がございますので、今後地域の医師会と十分話をする中で対応を検討していきたいと。

それから、これまで行き詰まっている問題につきましても、この泉南病院の充実強化の展開の中で具体的な協議を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 平島健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君）

先ほどの平成11年3月1日の医師会との見解の中をもう少しということですが、泉南市に求めるものということで、増加する老人対策として、ケアサポート、ショートステイ、デイサービス、リハビリテーション等老人健康センターの設立、あるいは小児科等、子供の病院の設立等が市民のニーズであるというのは、地元医師会の一応意見としてありました。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

巴里君。

22番（巴里英一君） それでは、何ポイントか質問をいたしたいと思ひます。

まず第1点、53ページの農業振興費の294万でトイレ設置補助金となっております。これは堀口議員も質問されましたので、どうのこうのということはありませんが、市長、こうして第4次の基本計画でもいわゆる「安全なまち、活力のあるまち」という3章の中でもきちっと明記されてますから、これからはこういった泉南市に目立った観光資源というものは余りないので、本人から聞いてると2,000本苗木を植えた。これからこういった意味では1つの大きな目玉になるようなものをやっぱりやっていくというのは僕は

賛成でありますし、そういった意味での資金投入といひますが、公費投入は一定程度我々は考えていかなきゃならないと。

それで、農業公園との関係になるかもわかりませんが、やっぱり数億、数十億の中の一部でもこちらにここだけでなしに他のものもあると思ひます。

それで、泉南市の、市長の名前でいただいでるんですが、この印鑑証明でも梅をデザインされて、あらゆる部分で証明書にはこれはやっぱり泉南市の場合、市花といひますかね、こういうものであればあるほど、そんなもんどこにあるねんというふうなことでなしに、あそこへ行けばこれだけのものを、南部とはいひかないまでも、やっぱり立派な梅林があるんだというふうなところへもうちょっと力を入れてもらいたいと思ひますが、その点、まず1点あります。

次、46ページなんですが、保育所費で2,568万8,000円についてです。補正額についてはかなり多いのではないかとこのように思ひます。そのための理由というのはい体何なのかということございまして、そういう意味では教育審議会の答申を受けて、来年度より幼保のあり方そのものがかなり変わっていくわけです。その点についてどうなのかということと同時に、また来年度は保育所入所ですね。これだけの金額を出すということは、また予算額がかなり予算において図らなきゃならない状況が起きてるということで、その状況と来年の予測というものは一定今思案されてるのかどうかという、この点ですね。

それで、ページ50から51にかけて火葬場費の13にありますが、測量委託料73万5,000円について、先ほど午前中に説明がありました。これと、57ページの学校施設管理費、補正150万の備品購入費、これは聞いてるとストーブだ、ストーブだという話でありますけども、どちらも特定財源ということで、いわゆる樽井財産区からの繰り入れということなんでございます。こういった形での支出のあり方、特定財源の組み方というのは、収入が特定財源ですから、果たしてこういうあり方が正しいのかどうかということを含めて、お答えといひますが、説明いただければと思

います。

以上です。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 金熊寺梅林の復活についての御質問でございます。先ほど堀口議員の御質問にもお答え申し上げましたように、泉南市の唯一と言っていいほどの観光の大きな資源だというふうに思っております。

そこで、先ほども申し上げましたように、1996年に梅林組合を設立されて、民間の用地を借り上げられて開墾をされたという経過がございます。その中で、本当に役員の方々を含めて約六十数名の方が入植されて、一生懸命開墾なり、それから梅の植樹をされておられます。随分ときれいになってまいりました。

ですから、私どもはこれからはやはりそれぞれの自治体においても、特に21世紀については観光というのが大きな1つの要素であるというふうに思っております。ですから、今後とも地元の皆さんと意見交換をしながら、地元の皆さんの努力でやれる部分と、そして財政的な支援を必要とする部分について、お互いに理解をしながら、できる範囲の中ではございますけれども、最大限の努力を今後ともしていった、できれば本当に金熊寺梅林という名前をもっともっと広く広めて、泉南市に来ていただく方をたくさん来ていただけるように努めてまいりたいと考えております。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 財産区の繰り入れの問題でございます。このやり方が正しいやり方かという質問じゃないかと思うんですけども、これは国の回答というんですか、古い回答でございますが、まず昭和38年の2月の8日付をもちまして一定国の、財産区会計からの使用の方法というんですか、まず当時の自治省の行政課長のそういう見解が示されております。

この国の見解につきましては、まず財産区の財産を財産区財産の維持管理のみとか運営費に使う場合は直接財産区会計からの執行ということで、これは以前議員からも指摘を受けたとおりでございます。

しかし、それ以外に、例えば公共事業等に使う

場合は、希望を付しまして市の予算へ繰り入れて、市の予算を通して執行していくのは正しいやり方という、一定国のそういう見解が示されております。

そういう基本線に立ちまして、本市といたしましては市の予算へ、市の予算が、財政状況が非常に厳しい状況がございますので、先ほど申しました基本方針に立ちまして、今後は財産区会計の繰り入れにつきましては、十分精査を行って、市の一般会計への財政支援という形でとらえてやってまいりたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 保育所費の関係でございますが、今回2,568万8,000円の補正をお願いしておりますところでございます。これにつきましては、需用費で120万円、これは給食材料費でございますが、等々補正をお願いいたしておるわけでございますが、ちなみに12年度なんです、13年3月1日現在の児童数でございますが、公立保育所の児童総数でございますが、570名、そして私立の保育所が182名。それが13年度のこの12月1日現在の児童数は、公立が616名、そして私立が194名というような中で、児童数がかかりふえてきております。これにつきましても、理由といたしましてはやっぱり長引く不況の影響かなというような感じでおるところでございます。

そして、来年度の予測なんでございますが、現在この12月10日から14日まで受け付けをいたしてございます。まだ集計は出ておりませんが、やはり去年から比べればふえてきておるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 市長に御答弁いただきましたので、ついでというような話ではないですが、やはり申しておりますように、泉南市の花として見るべきものをやる。観光立市とか立県とか立国とかよくありますが、そういった意味では観光立市のシンボルたるものに僕は育て上げていただいて、全山梅林だというて、そこで十分山におられ

る方々の生計ができるような、またそこで新しい南部なんかは全国的に有名ですから、そういった製品を出して、前にある空港と結びつけた形でのあり方というのを追求していくことによって、非常に豊かなある意味での財源が、逆に泉南は何も投入しなくたってできていくんじゃないかと思えますので、ぜひその方向に進めていただきたいということで、答弁を了といたします。

それで、私はできるだけ財政法の2条とか、あるいは37条にかかわって、政令の13条3項とか、そんな話をしたくなかったんで、余り突っ込まないという気持ちで話してるので、助役、これからもということはありませんで、僕が問うてるのは、こういうばらばらしたこのような出し方やなしに、1つはぜひとも一定のいわゆる繰り入れの基準というもの、あるいは財布の入れ物というものをきちっとしていった中での議会承認をいただいて、そういったものにするとということならいいけども、例えば僕は決算委員会で言いましたが、いわゆる政教分離の関係からいって、墓地が果たして正しいんかどうかという疑義を呈したと思うんですよ。そういう意味では、あそこの話ならあかんし、教育費に一般経費、一般財源をつぎ込むのが本来の教育費であるにもかかわらず、特定財源でまたやるというような話になって、これは違いますよと、それは正しくないのじゃないですかという、こういう意味での問いかけをしたつもりなんですけど、それが十分届いてないとしたら再度いただいたらなと思うんですが。

来年度の保育所児について予測なんですけど、増になるということは、まだ集計されてないということでございますので、児童数が増になるということは予算も増になると。この補正を組んだということは、そういう意味ではかなりの保母あるいはアルバイトといいますか、そういう方々を入れて非常に努力されて、両親共働きの方及び社会のいわゆる不況といいますか、そういった意味での支援対策の1つやというふうにもとらえています。

そういう意味では答弁としてはいいんじゃないかと思いますが、余りこっちへ触れたらあかんで触れませんが、逆にこの答申をもらったときに幼稚園はどうなってんのかなと思ったら、幼稚園

の五、六歳児は少なくなったよと。何でもかいつたら昼までしか見てくれへんから、やっぱり働かなあかんから保育所の方へ預けますよということで僕は増になるんだろうという予測のもとでの話であって、まだ決まってないということでございますから、またいずれ改めて固まったというか、一定集約されたらまたいただきたいなと思えますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

それで、先ほど市長が答えていただいた分のことは結構でございますので、助役ね、そういう意味で助役さんの答えだけで結構でございますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の財産区の繰り入れ問題でございます。これにつきましては、当然市の財政運営上、執行につきましては十分に精査いたしまして、これからも一応財産区会計からの繰り入れ執行をやってまいりたい、かように思っています。

先ほども答弁させてもらったけど、やはり基本は財産区会計から一般会計へは、要するに一般会計の予算を通じてやっていきたいと、大きくそういうものが基本でありますので、その執行の内容につきましては、十分精査をしてこれから執行に努めてまいりたいと、かように思います。ひとつよろしく御理解のほどお願ひを申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

2番（巴里英一君） 議長ね、かなり議長の注意を休憩中にいただきましたので、発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたりしてはならないということに基づいて発言させていただきます。

財産区の関係ですから若干申し上げますが、助役が先ほどお答えしたとおりなんです。94条、いわば廃止及びというふうなね。管理運営、いわゆる管理するのみやと、財産区は。だから、それが執行するとか執行できないとか、財産区からできないことは御承知やから繰り入れみたいな話になるんで、入れ物そのものづくり方なんです。繰り入れしますよと言われてしまったら、何でも繰り入れしますんかと、そうと違いますよということでも申し上げてるんで、その私の言わんとして

るところを意を酌んでいただいて、かなり決算委員会で前へ踏み込んだ御答弁をいただいておりますので、まあまあいいかなと思います。

しかし、こういう繰り入れのやり方というのは正しくないですよ。だから、それをするならするできちんと財産区会計については1つの袋の中に入れて、そしてそれで一般会計なりそこからまた支出していくという形のあり方を私はやっていただきたいということを再度強く申し上げて、今回の質疑を終わります。

以上です。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） もう短くしますので、よろしくをお願いします。

47ページの保育所費の中ですけれども、現在信達保育所が主任さんがいないというような状況になって、保育士さんが配置がえになったということもあって、その分でこれ減額になってるんじゃないんでしょうかね。そういう形で、あとアルバイトの方が配置されて、所長さんと主任のいない保育所ができてしまってるということに、少しその辺では保育所運営にかかわって問題が生じてくるんじゃないかなあと。中で働いておられる方にも迷惑のかかることのないような人事の配置をせんといかんかと、こういうふうに思ってるので、その辺お答えください。

それから、先ほどから何回か皆さんの御意見もあったように、私の夫が昨年10月に亡くなりまして、皆様にも遠いところをお参りいただきまして、本当にありがとうございました。今この席をかりて言うんですが、遅いですが、実は金熊寺に私の夫の墓があるんですが、梅林のころになるとほんとに駐車場がなくて、もうほんとに墓にも入っていけないような状況になってるので、その辺、梅林のお便所のことはひとつ解決することになったんで、これで解決には一件落着けでしょうが、駐車場問題ではどのような配慮をさせていただけるのか、その辺も加えて、この機会ですので一言お願いをしときたいと思いますので、お答えください。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） お墓参りのための

駐車場というのは、これは当然墓地の管理者が設けるべきでございますが、また先ほど梅林の観光客のための駐車場と、これは今民間しかございませんので、民間の方の駐車場が不足するというような場合については、当然梅林組合が検討して対応すべき問題ということでございます。我々としても、梅林組合からの支援要請があれば十分に検討を加えていきたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 保育所の関係で御答弁させていただきます。

信達保育所につきましては、主任がこの10月の異動によりまして欠員ということになってございます。その臨時的な穴埋めといたしまして、フリーの臨時職員を1人ふやして、それで対応しておるということでございますが、できるだけ早い時期に主任というのをまた復活させたいと、このように考えておるところでございます。

人件費につきましては、この分で当然減ってる分もありますが、後々の人事の異動に伴いましての調整でございますので、その辺はよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） もうこれで終わりますけれども、当然難波の駅やとか天王寺の駅で金熊寺の梅林の開花情報なんかも掲示されたりして、本当に泉南の1つの観光の名所ということであるならば、今の状況というのはほんとに不備だと思うんですよね。

ちょっと聞いたんですけれども、その駐車場についても、梅林組合の方からも市の方にも声をかけられてるようなことも聞いてるんですけれども、その辺あるんでしょうかね。前向きにそういうことが論議されてる、テーブルの上に乗ってるのかどうか。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 梅林組合が経営すると申しますか、管理を行う駐車場は、これはございませんので、民間の方がやっておられるということで、やはり整備をすれば観光客、観梅客もこれからますます来られるということでございま

すので、梅林組合が借りた土地もあるということ
でございます。また、それらの整備については組
合自身がどれだけできるのか、また我々がどれだ
け支援できるのかという部分については、協議を
していきたいと思ひます。

〔松本雪美君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） ただいま上程されておしま
す今年度の補正予算に、反対の立場で討論させて
いただきます。

退職金の問題で多くの金額が上がっておるわけ
であります。これは当然健全な財政運営、計画
的な財政運営からいへば、今日まで泉南市がそう
いうものをきちっと引き当ててこなければ、市民
生活の予算に大きな影響を与えるわけあります
から、そういうことをしてこなかった市の責任は
大変重大だろうと思ひますし、今回の議論の中
でも明確にこのことの手当てを制度としてするとい
う発言がなかったことは大変残念であります。

また、2億円の済生会病院のりんくうタウンへ
の建設に関して、医療基金から出すという問題で
議論されてまいりましたが、やはり根本的なところ
できちっとした議会での議論、そういうものが
なされないまま先にそういうことが先行して、後
で我々が承認しなければならぬという、こうい
う基本的な問題を持っておるわけあります。

当然、市民の市民病院を欲しいという、そうい
う願ひというものは、難しい現状はあっても、そ
のことが十分に市民の中には理解をされておらな
い問題もありますし、現に広域的な取り組みの中
で、そういう市民の願ひにこたえていく道もない
わけではない。そういうときにこの医療基金とい
うのは重要な1つの原資として使われることは当
然でありますけれども、今回のように基本的には
この済生会病院というのは大阪府がすべてのお金
を出して、運営を済生会にお願ひをするという性
格でありますから、そういうような趣旨からいっ
ても、またほかの医療機関のバランスの問題から
いっても、やはりこのことに医療基金を出すこと

は大変私は問題であると思ひます。そういう政策
的なものとしてどうしても出さないとけないとい
うのであれば、堂々と、その前に基金とは離れ
て、やはり財政全体の中で議論した中で対応す
べき問題だと思ひます。

そういう意味でこの補正予算には反対をしたい
と思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。
議長（角谷英男君） ほかに。 大森君。

4番（大森和夫君） 議案第6号について賛成の
立場から、日本共産党議員団を代表して賛成討論
を行います。

りんくうタウンに建設中の済生会病院に2億円の
補助金の支出は、市民の第一級の要望である医
療施設の整備に一定こたえるものです。しかし、
済生会泉南病院は、府立砂川厚生センター、府立
特別養護老人ホームに併設された施設であり、ま
た1986年からの関西国際空港関連地域整備等
に関する要望活動の経過からも、移転と建てかえ
に当たっては府が全面的に責任を持つのは当然で
あります。財政が貧弱な本市において、医療基金
の取り崩しは市民病院建設をおくらすことにもな
りかねません。

これらの点を指摘し、本市においてはなお一層
の医療施設の整備を求め、賛成討論といたします。
議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よっ
て議案第6号は、原案のとおり可とすることに決
しました。

次に、日程第5、議案第7号 平成13年度大
阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並び
に内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議

案第7号、平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の71ページでございます。

補正内容としたしましては、歳入歳出総額にそれぞれ771万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ54億1,235万円とするものでございます。

その内容につきましては、人事異動により1名減員となった職員給与費に対する一般会計からの繰入金金の減額補正でございます。給与費の減額内訳は、77ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第8号 平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第8号、平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製

し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正内容でございますが、79ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,047万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,829万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、本年4月1日に行われまして人事異動及び10月1日に行われまして機構改革により、職員が23名から19名へと減員となりましたので、それに伴う給料、手当、法定福利費の減額分でございます。明細は86ページから87ページに記載のとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、理由として言われました23名から19名になったという中身について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

副議長（東 重弘君） 橋総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橋 正三君） 4名の職員の減でございますけれども、4月に1名が異動になっております。その後、10月の機構改革で管理部門が施設の方へ移りましたので、それで職員がそっちへ移っておりますので、合計4名減という形でございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、市全体としては、この業務の今後の進め方に関して、市長もそういう事業の規模をやっぱり財政もあって減らしていきたいという、そういうことに関しての人員の削減なのか、単なる異動で、全体的なボリュームとしては変わってないという、そういう認識でいいのかですね、その辺を。

それから、施設整備の方に回ったといいますが、下水道は下水道で独立して職員が配置されとるわけでしょう。それが一般事務のというか、一般の方にこの下水道の整備業務が移った場合に、その

辺の下水道は下水道で特別会計を持たれとるんですが、そういう点での経費、維持費という点での影響というのは今後どうなんでしょうかね。今までは一緒にやっとなのが分けたわけでしょう。そういうようなことでの影響というのはどうなっていくのか。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 組織の変更とか事業規模の変動等によって弾力的にやっぱり職員は動いていただいて、忙しいとこへ持っていくというのが当然のことだと思いますので、そういう考え方でございますし、予算につきましても、一般会計と、下水は特別会計がございましたけれども、1つの部の中での運用でございますから、その中できちっと整理はできて、その分について、特別会計でいく分についてはその中で執行できるという形で取り扱いをいたしておりますので、その辺は大丈夫だというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 小山君。

3番（小山広明君） 下水道は下水道で1つ独立して特別会計を持つとるわけでしょう。今までその下水道が担ってきた業務を、それと違う会計で業務をするということにはならないんですか。その施設整備ということになればね。そういう性格では全くないんですか。

それは特別会計の業務の内容が若干変わったわけでしょう、市全体の機構の変更によって。そういうようなことではないのかどうか、そこだけちょっとお願いします。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 下水は下水で特別会計で、施設の整備なんかは従前どおりやっております。ただ、変わったというのは維持管理の部門だけ施設管理課の方へ数名現場の人がかわってきたという形でございますから、その中での運用ということですから、一般会計でも維持管理部門、特に今まで下水道部の中でも河川排水路、一般会計部門の維持管理費というのを持っておりますから、それが1つにこちらへ集約するという事ですから、運用上は問題なく運用ができるというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後でいいですが、これ、一般会計の採算性とかいろいろ議論してありますが、特別会計はなかなか関係性が明確でないから、特別会計がすごく財政的に悪くても、一般会計の問題との影響がちょっとわかりにくいんですが、今のように下水道という特別会計で組まれておりながら、その業務が一般の河川の管理もしておると、その中でね。そうすると、特別会計そのものの採算性がどうかとか、また一般会計におけるそういう財政の問題を論じるとき、何かダブってるからなかなかわかりにくい。できれば特別会計を廃止して、一般会計の中でこの下水道も整備していくということもやろうと思えばやれるわけでしょう、本来的には。だから、そこがちょっとダブって重なってる部分があるから少し見えにくいかなと思うので、そういう感じを持つので、今後また議論していきますけども、そういう問題提起だけはしておきたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第9号 平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第9号、平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成13年9月までの6カ月間の実績から推計

いたしますと、介護給付費等に不足が生じることから、介護給付費国庫負担金等の予算措置が必要になり、本議会にお諮りするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,082万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,13万6,000円とするものでございます。

歳入の明細につきましては93ページから94ページに、歳出の明細につきましては95ページから97ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） 今回、居宅介護等の給付費がふえているわけですが、居宅介護についてはサービスの供給率が非常に低くて、大体30%から40%と。7事業あるわけですが、大体30%から40%ぐらいでとどまっているわけですが、今回このふえたことによってどれぐらい率が上がっているのか。

それから、いろいろお尋ねを事前にもよくしてらるんですが、このサービスについては非常に負担が高くて、いわゆる利用率が低いと。当然供給率も低くなるわけですが、利用率が低いと。とりわけ低所得者の皆さんに反比例する形で利用率が低くなっていると、こういうふうにも聞いているわけですが、本来高くなるべき人たちであるはずなんですが、これがやはりみずから受療制限と申しますか、利用制限をしておられると。その辺の実態みたいなものを行政がなかなか把握しておられないと、こういうふうにも思うんですが、その辺は今後速やかに把握に努めていただけるのかどうか。そういうことで頑張っていくということであればこれにて質問は終わりますが、その辺はどうでしょうか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 居宅介護の率につきましては、後ほど担当課長の方から御答弁させていただきますと思います。

私の方から、低所得者等の負担が高いというこ

とで、利用料の減免につきまして御答弁をさせていただきます。

利用の調査につきましては、今後努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 幾ら伸びたかという程度のことですから、またの機会に原課からお示しをいただいたら結構でございます。

それで、実態調査ですね。低所得者と、それから負担に耐えられる層との比率ですね、その辺を実態調査していただけるということについては、既にある程度やっておられるところもあるんですが、やっぱり全面的な実態調査ですね、これはいつごろをめどにさせていただけるんだろうかと。

やはり私、市の減免規定が、軽減規則が非常に実情に合わない、そぐわないということを行いました。一般質問でもやりました。それで、私の把握する限りは非常に悪くなっている。本当に1つは生活保護家庭の問題で、ケースワーカーの不足から知られず、人にみとられずに亡くなっておられる方もおられたという話もありました。そういうところから、やはり介護のサービスを受けおればそういうことが防げたにもかかわらず受けられなくて、負担に耐えられなくて受けられなくて、寂しくお亡くなりになっていくというようなケースもふえてくるだろうというふうに思うんです。そういうことを防ぐ立場から軽減策は非常に必要ではないかと、まず実態調査からひとつ始めていただけないだろうか、ということでは質問しているんで、いつごろをめどにお願いできるのか、その辺についてひとつお示しをいただきたい。

やる、やると言われても、めどを示していただけて、ずうっと軽減の問題ですよ。これは今回触れませんが、先延ばしになって、結局は先の見通しもなくなって空中分解してるようなことになっておりますので、せめて実態調査についてはいつをめどにやっていくんだということ、これは明快にお答えいただきたい。これだけで結構です。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 13年度の実態調査につきましては、もう既にアンケートをお返しただいてる状況でございます、14年度中におっしゃられてるような把握をできるだけできるような形で実施したいと思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第10号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者より提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） それでは、議案第10号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の101ページからでございます。

104ページをお開き願います。まず、収益的支出の補正でございますが、水道事業費用に1,250万円の補正をお願いいたしております。内容につきましては、本年4月1日に実施されました人事異動等によります給料、手当、法定福利費等の人件費を補正をしたものでございます。

続きまして、106ページをお開き願います。資本的支出の配水管改良整備事業費の工事請負費に6,780万円の補正をお願いいたしております。これは石綿管の更新事業をできるだけ推進したいということで、国庫補助の増額に努力をしておりますけれども、今回増額の予定がございましたので、工事請負費として6,780万円の補正をお願いするものでございます。工事予定箇所

につきましては、信達樽井線を予定をいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第10、議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第12号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の分冊をお願いいたします。1ページ以下と7ページ以下でございます。

提案理由でございますが、国において平成13年11月21日に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法が可決成立しましたことに伴い、本市においてもこれに準じ一般職の職員に特例一時金を支給し、また一般職の職員並びに特別職の

常勤職員等、及び泉南市議会議員の期末手当の支給率を改正するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。改正内容でございますが、一般職の職員につきまして、12月に支給する期末手当の支給率を「100分の175」から「100分の170」に改め、また当分の間、民間における賃金との権衡を考慮し講ずる特例措置として、3月1日に在職する職員に対し3,756円の特例一時金を支給するものでございます。

また、4ページの附則の第4項でございますが、本年度に限りまして12月期の減額措置を3月期で調整いたしますため、3月期の期末手当の支給率につきましては、0.05カ月の減額を行うものでございます。

それから、特別職の常勤職員並びに泉南市議会議員につきましても、9ページに記載のとおり、期末手当について一般の職員と同様の改正を行うものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。 討論なしと認めます。

これより一括して採決をいたします。

お諮りいたします。議案第11号及び議案第12号の議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号、議案第12号の議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国におきまして平成13年12月7日に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正法が公布されたことに伴い、本市においてもこれに準じて職員の介護休暇制度を改正するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

13ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、現在職員の介護休暇の取得期間につきましては、職員の配偶者や父母、子、配偶者の父母等一定の親族が負傷、疾病または老齢により介護を必要とする状態ごとに、3カ月の期間内において必要と認められる期間となっておりますが、職員の仕事と介護の両立にかかる負担をさらに軽減するため、介護休暇の取得期間を6カ月の期間内に延長しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 小山君。

3番（小山広明君） 今の説明で3カ月を倍の6カ月にするという内容のようでありますけれども、介護というのはそれで終わるわけではないわけで、だんだん介護によってよくなる人も中にはおるでしょうけども、加齢をすればだんだん介護が必要になってくるわけで、当然3カ月で足りないということで6カ月にしたと思うんですが、実際状況は、介護に職員がこういう休暇をとった場合に、6カ月を過ぎた場合というのは一体具体的にはどう対応するのか。また、今後もこれをずっと延ばしていったら仕事にも支障が出てくるわけですから、そういう意味でこの介護保険制度というのが

出てきて、家族なりそういう人を見るのではなしに、社会的にそういうことを制度として見ていこうというものが始まったわけですが、この延長していく趣旨というのはどのように考えておられるのか、その辺だけ御説明をいただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 介護休暇につきましては、もともと3カ月というのがあったわけなんですけども、これの考え方といたしましては、3月の間でよくなる、あるいは施設等へ入っていただくとか、そういうふうな形である程度のめどがつくというのが1つの基本だったということでございます。

今回延長になりましたのは、やはり3カ月ではちょっと難しい面もあるのかということで延長になったというのが本旨だと思いますので、6カ月の間には介護される方、よくなる方も当然ありますし、それでまた、よくならないのであれば施設へ入られるとか、そういう方もあると思うんですけども、そのめどとして6カ月ということになってるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今の説明をいただきますと、介護が必要になってもすぐに介護保険制度が即使えるということでもない。その間そういう準備があって、制度に移行するということが3カ月と見ておったことが主な理由ではないかなと私は思いますが、それが、いや3カ月ではそれが足りないんだと、6カ月ぐらいそういう移行にかかるんだということでの6カ月であると、今の説明を受ければそうなんですけど、しかしやはり制度があるわけですから、そういう介護が必要になった場合に、すぐ制度にスムーズに移行できるような期間の問題もやはり整備をしていかないと、市民のために職員の皆さん働いていらっしゃる方が、6カ月あけられるということになりますと、市民サービスにも影響があるわけですから、特に公務員の皆さんは制度をちゃんと利用していただくという面からも、やはり介護保険のスムーズな制度利用ということが整備されないと、こういう問題が残るの

かなと思います。

そういう点で、実態、泉南市の場合にこういう制度を使って具体的に休暇をとられた方が全職員の中でどれくらいあったのか。その中で、具体的に3カ月では足りないという実態があったのか、そういうところもわかっておれば説明いただきたい。でないと、国の方が変わったから、はいそのまま条例を出してくるよというのも、私はそういう時代ではなしに、市の独自なそういう取り組みも条例の審議には反映をするべきだと思うので、お伺いをしたいと思います。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 介護休暇をとられた方の実数といたしましては、年間1件ないし2件というところなんです。それで、期間といたしましては、大概の方は1月から2月程度しかとられていない。今の実態ではそういう形です。

とられまして、別に後で事情を聞いたわけでも何でもないんですけども、その方にお話ししていただいた中では、ほんとでしたらもともと見る者があるのが、その間だれも見ることがなかったんで私が行って見たというのと、もう1つは1月か2月でよくなったので、もう見る必要がなくなったというのが実態でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君、もう3回超えました。これで終わりにしてください。

3番（小山広明君） いや、今3回目なんで、超えてはございません。

議長（角谷英男君） いやいや、4回目です。

3番（小山広明君） やはり制度はあるわけですから、これはある制度はフランクに使えるようにも整備しないといけないと思います。なかなかこういう制度が使いにくいというのも1つ問題ですから、職員の皆さんにもこういう制度があるからそれは十分使って、やはりこれはトータルの意味では働く人たちの権利なり環境整備の問題でもありますから、非常に家がそういう状態なのになかなかとりにくいという、そういう制度も大きな意味では仕事の面にも、また市民サービスの面にもやっぱりゆがんで反映してくるということで、こ

ういう整備をしとるわけですから、私は今の介護問題がこういう状態の中ですぐにも移行できないということもありますから、そういう点では700人を超える職員がおりながら年間1件しか利用しておらないという報告は、私はやっぱり働いておる皆さんの権利意識というんか、そういうことが十分なのかなという感じを持ちますので、こういうことはなかなかとりにくいという雰囲気はよくわかりますけども、やはりそれは1つの権利として、働く人たちの権利としてとりやすい、そういう雰囲気づくりも市の幹部の皆さんにはぜひお願いをしておきたい、そのように思います。意見にしときます。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第14号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）から日程第14、議案第16号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）までの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第14号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）、及び議案第15号、平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、並びに議案第16号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第14号及び15号につきまして御説明を申し上げます。議案書分冊の15ページ以降でございます。

先ほどの一般職の職員の給与改正の条例並びに特別職及び市議会議員の期末手当に関する条例改正によりまして、一般職職員に特例一時金を支給し、また期末手当の支給率の0.05カ月分の減額を実施するに当たりまして、一般会計予算、下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、2会計予算につきまして地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、一般会計につきましては歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、給与費及び下水道事業特別会計への繰出金の減額1,280万3,000円を公債費管理基金に積み立てるものでございます。その明細につきましては、議案書の21ページから30ページに記載のとおりでございます。

次に、37ページをお願いいたします。下水道事業特別会計でございますが、同様に歳入歳出予算の総額からそれぞれ29万4,000円を減額し、23億8,829万9,000円から23億8,800万5,000円とするものでございます。その明細につきましては、議案書の41ページから42ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第16号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は45ページ以下でございます。

同様に一般職の職員の給与改正の条例によりまして、収益的支出の予算額から35万3,000円を減額し、16億199万円から16億163万7,000円とし、資本的支出の予算額から13万2,000円を減額し、14億7,306万円から14億7,292万8,000円とするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はあり

ませんか。 討論なしと認めます。

これより本3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号から議案第16号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

5時半まで休憩いたします。

午後5時 1分 休憩

午後5時31分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15、請願第1号 乳幼児医療費無料化制度の拡充を求める請願を議題といたします。

本件については、会議規則第136条第1項の規定により委員会付託を省略し、本件に関し、理事者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。 上山君。

10番（上山 忠君） 過日の決算委員会の中で、市長の答弁としては事務的な手続が完了した時点で1歳上げというふうな御答弁がございまして、かなり前向きな発言だと評価しておるんですけども、今回この請願項目の中に就学前まで充実すること、それから制度拡充に当たっては、引き続き所得制限を設けずに現物給付することの2項目が上がってるんですけども、この2項目について行政として、ある程度の費用も発生してくると思うんで、この件についてどういうふうに考えておられるか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 乳幼児医療の無料化についてでございますが、現在市の制度といたしまして所得制限を設けないで0歳児、1歳児を対象に入院と通院に対する医療費の助成を行っておるところでございます。

助成対象の1歳引き上げにつきましてでございますが、2歳児まで適用する方向で現在考えているところでございます。ただ、いろいろな準備等

がございますので、実施時期につきましては14年度半ばをめどに努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、就学前までの助成ということですが、就学前までの助成の拡充につきましては、大阪府の補助制度の動向等もございまして、就学前までとなりますと相当の費用がかかるということでございますので、現在市の財政状況ではかなり難しいという面がございます。したがって、当面は助成対象の1歳引き上げを実施していきたいと、このように思っておるところでございますので、就学前までの拡大につきましては今後の課題とさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 前向きな御答弁だと思っておるんですけども、やはり費用も発生することですから、1歳上げて、それに対してどういうふうな効果があった等々の検証をしながら1歳ずつ上げていって、最終的には就学前までできればいいと思っておりますので、そういう形なるべく14年度中の早い時期に実施されることを望んで、終わります。

議長（角谷英男君） ほかに。 小山君。

3番（小山広明君） 請願が出ておりますから、行政の関係でちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですが、子供たちの育っていく過程で社会的にどのような責任を私たちは持っていくのかと、そういうことが1つ基本にあると思うんですね。

従来は核家族じゃなしに、世代の違う家族が住みながら、いろんな年代層の中で子供を育ててきたという、そういう経過があると思うのですが、核家族になってくれば、やはり子供というのはある意味で両親の子供という部分もありますが、社会的に生まれてきたという、そういう一面を持っておりますし、沖縄なんかの子供に対する考え方は、やっぱり地域に生まれてきたということで、例えばお父さんがおらない子供でも何の気兼ねもせずに育っていくということを私は聞いたわけなんですけど、本来子供というのは、その社会に生まれてきたということで社会が責任を持つというこ

とからすれば、行政がやはり積極的に子供の健康、また育っていく中で病気になっているんな障害なりハンディがないようにしていくというのが社会的責任だと思います。

今、部長の方から財政問題があって、思いとしては就学前まで助成をすべきだというふうに私はとったんですが、お金がないといってもどこにそのお金を使うかという問題であって、ただお金がないとは言えないわけですから、そういう点で、三つ子の魂百までというように、子供の生育過程における重要性というのはだれもが否定できないと思うんですが、今出てきた問題とも絡めて市長の考え方をお聞かせをいただければと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 子供さんの健やかな成長を願うというのは、当然親の願いでもありますし、我々社会全体の願いでもあるというふうに思っております。

その中で医療費助成という問題でございますけれども、これについては従前から大阪府におきましては入院については就学前まで無料化ということで、我々市町村とタイアップしながらやってきているわけでございます。

通院については、今まで大阪府の制度としては助成制度というのはなかったわけでございます。その中で泉南市は0、1歳児については無料化ということでやってまいりました。ようやくここに来て大阪府が、高齢者福祉の一部削減の問題もあるわけでございますけれども、その一方で子供たちの通院の方の無料化制度を初めて導入されまして、今年度は0歳児だけ、来年度は1歳児までということになったわけでございます。

近隣の市町におきましても若干まだもう少し上の年齢まで無料化してるところもございます。我々もできればあと1歳引き上げたいというふうに考えているところでございまして、過日から御答弁を申し上げているところでございます。14年度半ばぐらいをめどにしてもう1歳、3歳児未満までですか、通院の方の無料化も進めていきたいというふうに思っております。

できればその間に、やっぱり本来は都道府県のレベルで、こちらの通院の方も都道府県制度とし

て設けていただくと、それと市町村と一緒にやっていただくというのが本来だというふうに思っておりますので、その点については今後とも大阪府に年齢の引き上げも求めていきたいというふうにも思っておりますし、当然市長会においてもそういう動きをいたしておるところでございます。

当面は我々の方は、1歳の引き上げという形で臨んでまいりたいというふうに考えております。ここに書いてありますように、1歳上げるだけで1,000万というふうに書いておられますが、とても1,000万ではできません。そういうことも含めて14年度半ばから1歳の引き上げをまずやりたいと。その間において大阪府の制度として年齢引き上げをしていただくようにさらなる努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 市長のお考えはよくわかりました。いただいている資料についても、大阪府のそういう取り組みに対して各市町村の取り組みが、かさ上げといえますか、制度を充実させた市町村ももらっている資料にもたくさんあります。大阪市なんかは4歳児までとか、それから松原市とか大阪狭山市。河南町とか千早赤阪村なんかは6歳児までということですから、かなりこの辺では市町村の取り組みの姿勢の違いがありますね。

やはりこういう問題は、市長も都道府県が制度として整備をして、市町村と言いますけれども、地方分権の中でその市の独自の施策がこれから全体的には引き上げていくということですから、やっぱり大きなところというのはなかなかかじが取りにくいという問題もありますので、ぜひ泉南市のそういう市長の思い、またさっき部長が言われたようなそういう思いをどこに予算を振り向けるかというのは、お金がないという問題ではないと思うんですね。どこに優先度をするかという問題であって、それは議会にも課せられた問題があります。

今、私たちの子供のときとは違って、私も孫がおりますが、ほんとにこの子供たちが将来大きくなるまで無事生きていけるんだらうかという不安を現実に持ちますよね、いろんな環境ホルモンと

か、今回のいろんな肉の問題とか出てきますとですね。そういう点で入院で6歳児までやってるんであれば、早い段階で予防的にも入院に至らないようなそういう措置をするためにも、むしろ通院の医療について充実さしていった方が、私は、入院してただになるといったって、入院したら大変ですからね。学校も行けませんし、幼稚園も行けませんし、そういう点ではやはりむしろシフトとしては通院の方にシフトするべきじゃないかと思えますし、この後請願の議論もいたしますけども、ぜひ就学前までというようなことは、やっているところも現にあるわけですから、ひとつぜひ行政の方でも考えていただきたいと思えます。

意見にしておきます。

議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） もう簡単にしときますけれども、全国的に見てみましたら、通院の部分ですが、助成を実施してるのは、全体で全国では3,252自治体がありまして、特に多いのは3歳未満ですね。それから、次が4歳、5歳、それから2歳とか1歳と、こういう順番になってます。それで、一番長いところでは高校を卒業するまであるところがありますよ。それから、中学を卒業するまで、ここも10自治体ありますね。小学校を卒業するまでが5とか、そういう状況があります。

それで、もちろん一気に何もかもやり上げるというのは、そもそも財政難のときですから大変だと思うんです。当然それはわかった上なんですけど、段階的に進めていくということでは、やっぱり子供たちを守っていくという立場で市長には頑張っていたいただきたいなと、そう思うんです。

市の総合計画の中には、市長さんが今度提案されたその中身には、「ともに生きる社会づくり」というところに、「少子高齢化社会を迎え……すべての子どもが健やかに成長し、子どもをもちたい人が安心して子どもを生み育てることのできる社会づくりを進めます」と。それから、計画の方でも、「子育て・子育て環境の充実」ということで、「子育てにともなう様々な負担感の軽減を図り、子どもをもちたい人が安心して出産・子育てができるよう、地域の中で多様なサービスを提供することにより、地域全体で子育てを支援する体

制の整備をします」、こういうふうにならなくて、この辺ではありがたい話だなと、こう思いました。

国では、子どもの権利条約、それから児童憲章などには、子供の保健医療は子供の権利としてこれを認識し、これを保障する責務が国及び地方自治体にあるということを基本に据えて取り組んでいくべきだと、当然そういう思いを持って、子どもの権利条約、それから児童憲章には子供たちを守るという立場がしっかりとうたわれています。私はそういうことで、ぜひともこの泉南市でも子供たちを守る立場で就学前まで、ひいては厳しい財政難だから段階的に取り組んでいただけたらいいなと、そう思います。

そして、市長さんはさっき1,000万の話をしましたけれども、あれは私が議会で取り上げて何回か論議をした中で、0歳を大阪府が実施してくださった。そして来年になれば1歳児も実施をする。そうすると、今まで泉南市が負担を、府がやってくれてなかった分を府が実施してくれるわけですから、その分が浮いてきますから、あと1,000万あれば1歳引き上げることができるんですよということをこの本会議で質問させていただいたら、これは福祉事務所の方でも児童課の方でもそうですということで、そういうお答えをいただいた中身が、傍聴記録を見られてこういう文章化をされたんだろうと私は思います。

そういうことで、私の思いをひとつ、請願者の思いをしっかり受けとめて、皆さんにはぜひ御理解していただいて、市長にも理解していただけるようお願いをしたいと思います。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 先ほどの上山議員さんの質問の中で、部長がお答えになった財政難という話が出たわけでございますけども、請願趣旨については私もこのことには賛同するわけでございますけれども、ただ、今松本議員の話の中にもありましたけれども、「1歳だけで据え置かれています。わずか1千万円あれば2歳児も無料にすることができます」ということがあるんですけども、この1,000万という金額は、実際に今まで0歳児、1歳児をやってきて、実績として部長、1,0

00万という金額は妥当なんですか、その辺をちょっと教えていただきたい。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えいたします。

1歳引き上げるに当たって、これは大ざっぱな数字ではございますが、ざっと3,000万ということでございます。ただ、先ほど松本議員がおっしゃられましたのは、13年度で府の補助金が0歳児につくと。大体これは1,000万近く補助金があると。そしてまた、来年度、1歳児につきましてもまた補助金がつくということで、3,000万から2,000万引いて1,000万と言われてるんでありまして、大体1歳引き上げますと3,000万の費用がかかるというのが実情でございます。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） そういうことであれば、我々の理解度も大分変わってくるわけですね。財政難という状況もよくわかるわけございまして、就学前までという大変な財政負担になってくると。

それから、もう1点、項目の中で「所得制限を設けずに現物給付をする」となっていますが、近隣の中で所得制限を設けてないところがどのくらいあるのか。例えば府下の中ぐらいで結構でございますので、所得制限のあるところとないところの比率ですね。それをちょっと教えていただきたい。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） ちょっと数えさせていただきたいと思っております…。

所得制限を設けてないのは、今ざっと勘定しましたが、29市ということでございます。これも対象年齢がいろいろとございます。5歳児未満のところもあれば、3歳児未満、2歳児未満のところもございます。これは対象年齢がいろいろとございますが、所得制限を設けずに実施しているのは29市ということでございます。あとは特例給付等の児童手当の制限を設けているところがございまして。

以上でございます。

〔堀口武視君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。
5番（真砂 満君） 市長がさっき答弁されておりますので、方向性なりというのはよくわかりましたので、府の助成制度とあわせて市が行えば当然それだけ肩が軽くなるわけですから、その方がいいというふうに思うんです。ただ、松本さんの方からも総計のお話が出てまして、その姿勢そのものが市の姿勢だというふうに理解をいたしますから、その姿勢に合わせてこういった制度も積極的に取り入れていただきたいというふうにまず思います。その趣旨と、やはりもう一方は財政ということの両方を考えていかないかんわけです。今の部長の答弁をいただきましたので、1,000万なのか3,000万なのかの違いがよくわかりました。

ただ、ここでもう1点聞きたいのは、例えば所得制限をこの程度にすればどの程度になるかということの精査みたいなものを担当部署として考えられておられるのか。当然1歳を引き上げるということで検討されてるというふうに思うんですね。最初から所得制限なしだけで今日まで計算をされたのか、例えば制限をかけることによって持ち出し費用がこの程度で済むというようなことを精査されてるんですかね。それを例えば就学前までに引き上げるとどうなるんだといったこともやはり検討すべきだというふうに思うんですが、その辺ももしされているような数字なりお持ちでしたら披露していただきたいなというふうに思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 所得制限を設けた場合ということで、一度ざっとの試算ですけども、やってございます。特例給付というんですか、それを基準にしておるところでございますが、1歳児引き上げるのにはざっと3,000万かかるということでございますが、所得制限を設けましてもざっと200万程度が下がると、そのぐらいの程度でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって請願第1号は、採択することに決しました。

次に、日程第16、議員提出議案第16号 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して島原正嗣君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。島原正嗣君。

16番（島原正嗣君） 連日御苦労さまでございます。

ただいま議長から御指名をいただきましたので、ただいま上程されました議員提出議案第16号、泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを提案するに当たり、提出者を代表し提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

今回の改正案の要旨は、議会運営委員会の法制化を図るものであり、本市議会にあってはこれまで任意設置で議会運営面の円滑を図るため設置をしてきておりましたが、現行委員会にあっては法的な拘束はございませんでした。しかし、国にあっては平成3年4月に地方自治法の一部改正があり、議会運営委員会の法制化が可能となっております。

つきましては、本市議会におきましてもこの際法制化を図り、より一層充実したものにし、今後の議会運営の充実、円滑化を図らんがため本条例を提案するものであります。

その内容につきましては、本改正案を提出するに当たり参考資料として皆様方のお手元に配付させていただいております新旧対照表のとおり、常任委員会、特別委員会同様の適用をするものでございます。

なお、従来より運用している泉南市議会議会運営規約の取り扱いについては、従来どおりの運用をしていくものといたします。

また、条例施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、本条例の改正に関する提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。各議員におかれましてはよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、提案者の島原議員から理由が述べられたんですが、任意の委員会から今回の法に基づく委員会になるということで、どのようなことがそのことで変わってくるのか。今までの任意の委員会では何ができなかったのか、その辺の違いについて御説明をいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） ただいま御質問がございましたので、お答えをいたします。

先ほども申し述べましたように、法令で改正できると、こういうことになりまして、今日まで各会派の有志の皆さん、党の皆さんが今読み上げましたような内容の趣旨に基づいて条例改正のことについて研究をなされてまいりました。これはまさに私どもは議会の新しいルール、そうしたものを1つはきちっとしておかなきゃならないと。やっぱり議会といえどもそのルール、規約、規則というものを充実させて、より高い見識を持ちながら議論をしていく、あるいは議会の運営の新しい方策を考えていくということが私どもに課せられた任務だと思っております。

それで、任意でございますと、運営委員会の任務や義務というのは割かし縛られなくて、自由な発言なり行動もできるわけですが、議会運営委員会の中で今後統一して行動する場合、あるいは統一行動した場合の議員の身分等に対しても法制化することによって保障されていくというメリットもあります。

いずれにしてもこの法制化は新しい時代に向かった21世紀への議会の責務でもあらうと思えます。阪南9市におきましても条例化されたところが本市を入れて7市になります。

以上のような観点から、泉南市も時代に即した議会としての議会運営委員会条例を設置すること

が非常に望ましいという判断に立っております。

以上です。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 私の質問した内容に少ししか私にとっては答えていただけないように思うんですが、この法制化することによって、今までの任意の委員会であったものに対して何ができるのか、どういうメリット、デメリットも当然あると思うんですが、その部分を御答弁いただこうと思ったわけですが、確かに周りで7市が法制化しておるとか、21世紀の議会なりルールづくりが必要だと。今も任意の場合でも一定のルールの中でやられてきたと思いますし、今の御答弁の中でも任意であれば自由な発言ができたけれどもという表現もあったんですが、やはり議会というのは自由な議論の中で合意を得ていくというところで、法制化することによってそういう自由な議論がもし不自由になるという面を持つとるんであれば私は問題があるだろうと思いますので、もう少しこの法制化することによって一体どういうことが現実になるのか、その辺の問題を提案者としてお考えをお聞かせをいただければと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 1つは、こういう法制化をすることによって、本来この議会運営委員会というのは、先ほども申し上げましたように任意の形で認めてきたと。これを法制化することによって常任委員会同様に格上げをしていくと。いわゆる法的措置がとられると、こういうことなんですよ。

だから、この参考資料にも書いてありますように、新旧対照表の中にも、今回の改正は第3条から1条ずつ順繰りに上げていくというふうな形になってますので、今までですと特別委員会というのは、御存じのようにそのときそのときに議会で議決をすればこれは可能なんです。けれども、常任委員会化すればこれはもう1年間、あるいは将来的にもずっと議会運営委員会というものは有効であるということもありますから、だから法的な措置が講じられると、こういうことです。だから、身分、運営についても法的な措置がとられると、こういうメリットが私はあると思うんです。

だから、今までですと、例えば百条特別委員会ですと、一応議会で議決をして、その百条特別委員会が終わればその間で終了するということになるんですが、今回の法制化でこの議会運営委員会は終わってもずっとこのまま条例の中に生きていくと、こういうことですから、その点十分お考えいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） 最後にしておきたいと思うんですが、言われましたメリットとしては、身分が保障されると。法に基づく委員会ですから、委員会に携わっておる間は何かあればその身分が保障されるということは、1つの法制化の意味だろうと私は思います。しかし、自由な議論がこのことによって保障されるのかといえ、当然これは法制化されますから、多数決ということで議運の任務が決定されていくという、そういう問題があることが一番大きい問題ではないかな。

これまで泉南市議会も長い間、任意の委員会の中で議会運営が議論されてまいりました。それはやはり賛成多数で可決して議会全体の運営をすることにはやはり問題があるのではないかな。それはやはり少数意見の尊重ということが言われてはおりますけれども、賛成多数だからといって押し切った場合に、当然そのことを反映する本会議というものがあられるわけですから、そういう点ではやはり合意を得てやることによって本会議の議論そのものが充実していくということに立って、今日まで任意の委員会であったのではないかなと、私はそのように理解しとるんですね。

しかし、常任委員会のように議案の中身を審議したり、いろいろそういうことであれば最終的にはそういう措置もとっておかないとなかなか前へ進めないということがありますが、この議運については運営についての議論でありますから、それはやはり運営にかかわる全議員がそのことに合意をする中で議論をしていく。考え方の違いは認めるとしても、そういう内容の議論ではなしに運営の議論であるところに、今日まで私は任意の委員会でほとんど大きな支障はなかったのではないかなと、そう思うんですね。

しかし、これが一方ではそういう身分の保障と

ということがありますけども、他方では多数決で押し切っていくということになれば、どうしてもそれに反を唱える人にとってはやっぱり本会議の中でそのことが反映してしまうわけですから、そういう点では私は、私たちの制度の中で少数意見の尊重といってもなかなかそれは具体的にどうなのかということが、私も少数の中における人間としては疑問に思うところなんです。

そういう点でやはりこの法制化の議論が、いわゆる多数決で決定、それが議会全体の運営を決していくということが懸念をされておりますし、特に少数の側における議員の問題意識としては、この法制化というのは少数意見を切り捨てていく側面を持つという批判がこの法制化の中にはあるわけですね。そういう点でやはりこの法制化というのは、私は今泉南市においては特に法制化しなければどうしてもだめだというような状況にはないと思います。そういう意見を申し述べて終わっておきたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

〔島原正嗣君「答弁してください」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 今御指摘の少数意見の切り捨てだと、こうおっしゃいますけれども、日本の政治というのは、国会は国会法というものがありますし、我々の場合は地方自治法によって守られてるわけですね、地方議会というのは。だから、その法令に従って運営をするのは当然であります。

したがって、本市議会としては、現在の議員の構成は党派構成、党派構成であります。したがって、議員も御存じのように、2人会派以上は代表者会議にも出席と、こういう過去の例もございしますが、それをより一層充実して、きちとした方がいいのではないかというふうな形で、例えば一般質問の時間、あるいは党派、会派の代表者の一定の定数、こういうようなこともまた後で細則によって、きちと規則によって決めていくということも大事でしょうし、今もそういうふうな取り扱いをしておりますから、本市の場合は党派、党派の構成によって1つの議案を提案したり議論をしたりと、こういうことになっていると思うんです。そういう面で御理解いただきたいというふう

に思います。御理解できなければ、御了解だけをしていただければ結構でございます。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 議員提出議案16号の議案に、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

この議会運営委員会の法制化の流れというのは、やはり多数決で決めていきたいという、そういうものが背景にあると言われております。しかし、先ほども私が議論したように、議会運営という議案の中身の問題ではなしに運営に関しての協議の場でありますから、長い私たちの議会の歴史の中で任意の委員会でやってきたと、そういう歴史を踏まえるならば、私はやはりこういう法制化によって、法制化することはつまり最終的には採決ということで議会全体の運営を決するということが生じるわけありますから、これは大変重要な問題をはらんでおると思います。

また、私たちの社会は、民主主義という中で、少数意見の尊重ということはこの民主主義を成り立たせる大変大事な要素でありますけれども、その辺が十分にまだ私はそういう立場における側からいえないと思います。今も党派構成と言われましたけれども、法的には党派というのはあくまでも任意の団体でありますし、法的にもそういうことにはなっておらないと思いますし、常任委員会1つとりましてもそれは党派単位で入るのではなしに、必ず1人がどこかの常任委員会に入らなければならないというような取り決めの中で、一人一人の議員の立場が守られておるわけあります。

そういう点で、最も議会の運営という、そういう内容を決する場が、必ずしも法制化しなければならない、もし法制化によって賛成多数で押し切るようなことになれば、本会議そのものに大きな影響が起こるということも当然予想されるわけありますから、そういう点ではこの法制化という流れは私はすべきではないし、必要もないということで、皆さんの賛同をぜひよろしくお願いした

いと思います。

だれもが、自分の意見というのは多数の中にあるだけではないに、少数であることも当然起こり得るわけでありますから、その点においてなかなかそういう意見が通りにくいという問題がありますが、そのことをより法制化によって私は強化してしまうのではないかと。これはある意味で民主主義の危機だとも私自身は思っておりますので、ぜひ一人一人の異なった意見を尊重するという立場からもこの議会運営委員会の法制化にはぜひ皆さん反対をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ただいま島原議員より議案提出されております議会運営委員会の条例化の件であります。ただいま討論されております少数意見が除かれるということは、私はあり得ないと。現今はどの国においてもどの社会においても、少数意見を尊重しながら、少数は多数に従うというのは、どの組織であっても、どの国であっても行っている原則であります。少数を尊重しないということは、私は議会運営委員会であってもあり得ないし、そのための会派づくりということにおいて、ただいまの提案に対して私は賛同するものであります。

そういったような、過去長い間いろいろと議会運営委員会の中で問題が生じ、決定できないまま議会が開会されていった。そして、議会運営委員会の決定が何度、何十回も覆されたと。日程を守らず、そして時間を守らない、発言回数を守らないということは、私は本来の市民を代表する議員としては余り芳しい経過ではないというふうに思っております。

そういう意味では、十分議会運営委員会の中で議論を尽くしながら、最終的には多数に従うという論理は当然であるというふうに私は思っておりますし、今回提案されたことに対して私は賛同いたします。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 反対の立場から討論をしてまいります。

議会は、言うまでもなく最大限に論議が保障される場であります。いわば我々が最大の仕事であ

ります市民の負託を受け、そして行政にかかわる諸般の問題について審議を尽くす、これが我々議会人の任務であります。

そういう点からして、議会運営委員会の法制化によって仮にも本会議の論議が制約される、かかることがあってはならない、このように思ひます。議会運営にかかわっては、従来から泉南市議会は全会一致制を基本にしながら進めてまいりました。これがよき慣行となって議会での論議が十分に保障されてきた、こういういきさつを持っております。

私はこういう立場に立って、審議権を保障する、この立場から今委員会の法制化については反対の意思を表明したいと思ひます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第17、議員提出議案第17号 公団住宅を公的住宅として存続させることを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して島原正嗣君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。島原正嗣君。

16番（島原正嗣君） それでは、御指名をいただきましたので、公団住宅を公的住宅として存続させることを求める意見書（案）を朗読させていただきます。

政府は、11月26日、7の特殊法人・認可法人についての個別事業見直しの考え方を公表した。都市基盤整備公団の賃貸事業に関しては「賃貸住宅の建設・管理は民間に委ねる」など業務形態を見直すことを明らかにした。この考え方に基づき今後、各法人の整理合理化計画の策定をすすめ12月には政府の特殊法人改革案が策定される予定である。

2年前に住宅・都市整備公団を廃止し、公団住宅を都市整備公団に移行する際に、国会の衆参両院の委員会で集中的に論議され、公団の賃貸住宅の重要性が確認された。

本市の公団賃貸住宅は、平成13年4月1日現在で、2,350戸あり約7,000人が居住している。新公団発足後「高齢者向け優良賃貸住宅」が建設され高齢者が安心して住み慣れた場所に住み続けることができるようになった。今回の政府案は、居住者全体に大きな不安をもたらす衝撃を与えている。

特殊法人・認可法人の事業見直しに取り組むことに異議を唱えるものではないが、今回の「都市基盤整備公団」の事業見直しに関しても、抜本的な改革は必要であると考え、住居の安心・安全の確保は人権であり、福祉であるという理念のもとに公的住宅政策をより一層推進すべきである。

よって、公団賃貸住宅を公的住宅として存続させ、住民の安心を保障する安全網の確保の実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

以上でございます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、提案者が御説明いただいたんですが、これはより公営住宅として存続させ、現在の公団方式を改革をしなければならないということがこの内容でうたわれておって、しかし現在の政府が進めておるあり方は問題であるから、それは反対であると。

そうしますと、より住居の安心とか安全の確保は人権であるというような面での公的住宅政策の根本的な、抜本的な改革というのは、提案者としては現在の公団方式をどのようにしていったら、そういう住居の安心とか安全の確保、人権ということが確保される、そういうシステムと考えておられるのか、もし考えがあればお述べいただければと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） お答えをいたします。きょう私はえらいもてもててしようがないですが……。

当を得てないかもわかりませんが、私は今回のこの問題は、小泉改革の前提に基づいて現在の都市整備公団、住宅等を完全民営化すると、こういう方針が出されましたね、あなたも御存じのように。問題は、ここにも書いているように、やっぱり公的住宅としてどういう形にしる入っている方の居住権を守ってあげることが私たちの務めではないですか。

それと、よく昔の人が言われましたんですが、衣食足って礼節を知る、こういうことがございませぬ。憲法の中にも、国民は健康にして文化的な生活を営む権利を有すると、こういう1項がございませぬ。あなたもよく御存じです。やはり現在は衣・食はかなり満たされておりますけれども、住については御存じのとおりであります。そういった意味ではやはり私どもとしては衣食住について十分検討して、居住者に対する住の関係についてやっぱりすぐれた生活環境を与えるためにも、公的な住宅を与えることが私どもの任務ではないか。そのことを政府としてもきちっと考えてほしいな、こんな願いを込めて御提案を申し上げた次第であります。

以上です。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 大変見識の高い、公営住宅に対するお考えを聞かしていただきました。ここにも書いてあるように、今回の都市基盤整備公団の事業見直しに関しても、抜本的な改革が必要であると考ええるというように意見書の中にも述べられておりますから、私たちの側からもこれからの住宅についてはどのようなシステムがいいのかということが、私たち国民一人一人にもやはり突きつけられている問題だと思っております。

現在の公団方式がいいのか。それは入った方も全部が満足してはいるとは思いますが、今小泉総理が出してきたそういうものはむしろ問題だということで、この改革についてはこの意見書の中にも必要性を認めておるわけでありませぬから、今後もこの議会も通して、公的な住宅につい

てはどうあるべきかということをご提案していただければならないなということをご提案者のお考えも聞きながら感じまして、私の意見を述べて終わっておきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第17号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第18、議員提出議案第18号 BSE（牛海綿状脳症）対策の強化に対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して竹田光良君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。竹田光良君。

2番（竹田光良君） 議員提出議案第18号、BSE（牛海綿状脳症）対策の強化に対する意見書について、賛成者を代表いたしまして意見書の案を朗読させていただきます。

なお、文面におきまして「2頭目のBSE」、また「2頭目の感染牛」というふうにございますが、御存じのとおり11月の30日に3頭目が確認されておりますので、その分につきましては訂正、また読みかえをあらかじめお願いいたします。

BSE（牛海綿状脳症）対策 の強化に対する意見書（案）

わが国でBSE（牛海綿状脳症）問題が発生して以来、国民の間には牛肉の安全性に対する不安感が著しく高まっている。このため、牛肉消費の抑制、牛肉価格の大幅下落等が続き、生産者をはじめ、食肉関係業者は深刻な打撃を受けている。

政府は、BSE（牛海綿状脳症）対策として、と畜牛の全頭スクリーニング検査や肉骨粉の輸入・製造・使用等の全面禁止措置及び畜産生産者・

食肉小売業者・焼き肉店等に対する助成措置などを講じてきたが、依然として消費者の不信感は払拭されていない。こうしたなかで11月30日に、3頭目のBSEの発生が確認されたことにより、消費者の一層の牛肉離れが懸念される。

政府に対し、これ以上の消費者不信の広がりを防ぐとともに、畜産生産者や食肉関係業者が安心して経営に取り組めるよう、以下の諸対策に全力で取り組むことを強く要請する。

記

1. 3頭目の感染牛が全頭スクリーニング検査のなかで発見されたことで、全頭スクリーニング検査の有効性が確認された。今後とも感染牛を一切食肉市場に出さないため、全頭スクリーニング検査の一段の充実を図るとともに、生産農家における死亡牛に対する検査の徹底に全力で取り組むこと。
2. 1頭目を含め、いまだ明確になっていない感染源・感染ルート of 解明に全力を挙げるとともに、輸入・製造・使用等が禁止になっている肉骨粉に対する監視の徹底及び焼却促進に全力を挙げる。また、感染牛が発見された際に、迅速な追跡調査ができるよう全ての牛に対する個体識別システムを早急に整備すること。
3. 先に市場隔離措置を講じている全頭検査前の流通在庫については、消費者不信の払拭、価格の安定化等を図る観点から焼却等を行い、再び食肉として出回らないようにすること。
4. より安全な牛の解体方法やチェック方法の導入を図るとともに、検査結果等を含めた情報公開を徹底するなど、消費者の不信の払拭に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

以上でございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 成田君。

18番（成田政彦君） 1点だけ質問したいと思っております。

この問題は国民的に大変大きな問題でありまして、新聞でも報道されてますように、政府の取り組みがやっぱり何年前からおくれとって、こういう事件が出たということになってるんですけど、その政府の対応についてはどのように考えられるか、お伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 成田議員の質問にお答えいたしたいと思います。

本年9月の10日に第1頭目の牛が見つかったというような発表をされました。御存じのとおり9月の11日には米国同時多発テロがありまして、大変な大きな世界的な事件になったんですけども、今回の狂牛病が発見されたということで、生産者初め、また消費者について大変大きな激震といたしますが、大きな影響力を与えたと思います。

その後、農林省、また厚生労働省の対応としましては、例えば9月の27日には危険4部位を廃棄の義務化をするんだとか、また4日については肉骨粉の国内流通の全面禁止、そして全頭検査にあっては10月の18日という日にちを要しております。ここまでの間で約1カ月以上かかっているということは、決して早い対応であったというふうには思えないと思います。

ただ、今回その全頭検査におきまして、11月21日には2頭目の狂牛病、また30日には3頭目が見つかったというのも、これも事実だと思います。

今回のこの意見書につきましては、そういった対応に対する、これからまだ感染ルートの問題であるとか、さらに市場にそういった狂牛病の肉を出回らさない迅速な対応をお願いするというような意見書でございますので、どうかその辺を加味していただきまして御賛同いただきますようによろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

小山君。

3番（小山広明君） 私たちはわからないものに対しては限りなく不安が増大するわけなんですけど、私もこれ、気をつけて新聞を読んだるつもりなんですけど、何が問題なのか、何が危険なのか、なかなかわかりにくい問題だと。だから、牛の肉その

ものが嫌だという感情になってしまうんですが、ここの文面にもいろいろある、まだ検査なり徹底したそういう対応が不十分だよということで、十分に対応しなさいということに一貫しておると思うんですね、この内容的にはね。

わずかと言ったらおかしいんですが、3頭ぐらいがそういう結果が出て、日本じゅうの全部の対象になる牛を殺したり焼いたりという、その対応も何か我々の实际生活の中での感覚とは随分違う、大げさな感じにも見えるしね。もう少し売るところでちゃんと検査をして、我々もその検査のことがちゃんとできて安心するという何か方法論を考えないと、余りにも問題のスケールが大き過ぎて、私たちの一般市民生活の感覚ではなかなか、何ほ説明を聞いてもわからない。そうすると、不安だから牛から避けるということになってしまうんじゃないかなと思うんで、こういう点で提案者としてもこの問題の解決の収束というんか、どういう状態になったら本当に牛肉に対して安心できるのかという、こう求めておりますけども、どういように想定をされておるのかですね。

私もなかなか、こういうものを上げれば上げるほどより不安が増大してくるような問題を持ってしまって、泉南市の行政の中でもこのことに積極的に市民に何かをしたということも余り聞いておりませんし、そういう点では末端の自治体なんかでももう少し専門的な情報を市民にわかりやすい形でやってもらわんと、これはなかなか払拭できないんじゃないかな。目の前で食べて安心ですよと言われても、そんなもの余計不安になるような状態だね。取り組み方としては政府に出すのももちろん大事なんですけど、もっと私たちの身近なところでこういう問題について安心だよというような、わかるような情報を出してもらうのにはどのようにしたらいいのかを、提案者の感想で結構ですからお述べいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 小山議員の質問にお答えしたいと思いますけど、より難しい問題になっておると思いますし、またこの場では一議員としての意見というものについてお話しするというのはどうかなというふうに思われます。

ただ、今るおっしゃられましたとおり、やっぱり何かわからないという、そういう不安感というのは十分にあると思います。そして実際、食肉業者であるとか、また消費者が肉離れを起こしていることも現実ですし、その中にはやっと、先ほどもお話しさせていただきましたけども、全頭検査というのはありましたけども、じゃ一体このBSE自体がどういうものかというも解明されていない事実もありますし、もう1点としては、その感染ルートも明確になっていないというところがその不安をより多くあおってる部分があると思います。

今回については、この辺について早期に対処をお願いしたいというような意見書でございますので、その辺をお含みいただきまして御賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第18号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第19、議員提出議案第19号 重度障害者医療費助成制度の存続を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

19番（和気 豊君） 重度障害者医療費助成制度の存続を求める意見書、案文を朗読し、提案させていただきます。

大阪府は2001年8月、「行財政計画（案）」を発表した。この中で、重度障害者医療費助成制度など福祉医療費助成制度について、「適正な受益者負担、世代間負担の公平性等の観点から、市町村とともに、研究を行う」と述べている。すでに大阪府は、福祉医療費助成制度のうち、老人・

重度障害者・母子の各医療費助成制度について、市町村補助率を4/5から1/2（大阪市は3/5から1/2）に変更することを決め、本年度から段階的に補助率を削減したところである。

これまで、「重度障害者医療助成制度」は、障害者・家族がかかえる特別の医療負担を軽減するため、25年以上にわたってかけがえのない役割を果たしてきた。こうした役割と市町村の意向を無視し、一方的に負担割合の変更を強行したばかりか、さらに利用者への自己負担の導入も含めた検討を開始することは、障害者・家族の暮らしに深刻な打撃を与えるものである。

地域住民のいのちと健康を守るため、大阪府としての責任を今後も果たされるよう、以下の事項についてその実現を強く求めるものである。

記

1. 重度障害者医療助成制度を現行のまま維持し、自己負担を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第20、議員提出議案第20号 女性の年金制度の改善促進を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 議員提出議案第20号、女性の年金制度の改善促進を求める意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

女性の年金制度の改善促進を求める意見書（案）

少子高齢社会の到来は、年金・医療・福祉等のすべての社会保障制度についての全面的な改革を迫っている。社会保障の支え手である現役労働者が減少していく一方で、制度の受益者である高齢者が急速に増大していく少子高齢社会においては、社会保障制度の安定化を図るためには、社会保障制度の抜本的な改革は避けて通れない。そうした観点から、昨年3月に年金制度の改正が行われたが、いまだやり残した課題も少なくない。その代表例が「女性に関わる年金制度」の改革である。

雇用・就業及び教育等における女性の社会進出は近年、目覚ましいものがある。一方で、晩婚化、単身者の増加、共働き世帯の増加、さらには離婚等の増加など、特に女性のライフスタイルが多様化するなど大きく変わりつつある。しかしながら、現行の年金制度は、「片稼ぎ世帯（専業主婦世帯）」をモデルとしたものであり、ライフスタイルの多様化が著しい今後の少子高齢社会に対応することが困難となっている。

例えば、本人自身が保険料を納付することなく厚生年金全体で負担し共稼ぎ夫婦等の間に不公平が指摘されている第3号被保険者（専業主婦等）問題、また専業主婦が離婚し単身世帯になると夫の報酬比例年金は受けることができず基礎年金のみになってしまうという問題、あるいは遺族年金においては、専業主婦に比べ働く女性に不利な仕組みになっていることや、妻の納めた保険料を掛け捨てにせざるを得ない場合もあるなど、様々な問題点が指摘されている。

また基本的な問題点として、女性の年金給付水

準が低く、長い老後を送るには十分でなく、その総体的な底上げが要求されている。さらには女性が避けて通れない育児・介護期間中の就業と収入の中断に対して、わが国の年金制度が対応していないことなども女性の年金水準の低下をもたらしている。

現在、政府においては「女性と年金検討会」を設置し、こうした女性と年金問題について、全般的な検討を行っているところであるが、広範な国民の意見を聴きつつ、こうした諸問題の解消をめざすとともに、ライフスタイルが多様化した時代にふさわしい年金制度を確立し、女性の自立した生活と人権が確立されるよう図るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

以上であります。御賛同よろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 松本君。

11番（松本雪美君） この意見書には、述べられていること全体についてそう異論はないんですけれども、この文章の中で、「昨年3月に年金制度の改正が行われたが、いまだやり残した課題も少なくない」と、こうあるんですけれども、やり残しているものという、ここに書いてるとおり、女性にかかわる年金制度の問題だと思んですが、ただ、昨年3月の年金制度の改正というのは、本当に老後の生活を保障することができないほどひどい中身であったんじゃないかなあと、私はそういうふうにとらえてたんです。

20代では1,200万円が減るとか、それから報酬比例部分で5%削減が盛り込まれたり、賃金のスライドの凍結なんかもやられたりとか、そんなことがあったということですから、この辺についてはどのように見ておられるのか、御意見だけ聞かせていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 松本議員から、昨年3月に変えられた保険が十分でなく、いまだに問題点を残したままじゃないかというふうな認識

問題で、11行目の右の方に「片稼ぎ世帯（専業主婦世帯）」をモデルという、この表現がちょっと私にしたら引っかかるんですが、どういう意味合いでこの表現になっているのかということの説明いただけませんか。共稼ぎというのはよくわかるんやけど、片稼ぎとかいうのは余り聞いたことが……。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 「片稼ぎ世帯」という表現のよしあしというんですか、配慮のなさというふうなことを感じるわけなんですけれども、これに対して、いわゆる共稼ぎというふうなことに対比する表現でありまして、私からはあえて、もっとこんな表現が適切ですよというふうなことがあればお教えいただいたらなおありがたいかなというふうに考えておりまして、今ここで質問を受けて、もう1ついい字句が浮かんでこないんですけれども、巴里議員におかれましてはこんな表現にすべきですよというようなことがあれば、逆に提案いただいたら非常にありがたいかなと思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

2番（巴里英一君） 提案者もこの表現、提案したもののちょっとおかしいかなというふうに感じられとるので、これ、言いますとかなり昔から欠落した問題としては、こういう問題で片一方とか、余りいい表現ではないんですね、差別とかそこまではいかないまでも。だから、今横で言ってみましたけど、僕が前に言うたことがあります。片手落ちというのは、そんなら障害者、受けてる者にとってどうなんやとかいう表現なので、何もこれを書かなかつたらこの意味が通じないのかどうかということなんですよ。専業主婦世帯だったらそれにしてもいいんですね。

そういった意味では、言えといえば配偶者のみとか、いろいろ言い方があると思うんですが、配偶者といったら同等ですから、そういった意味でこの点はどうかと。ちょっと私どうもなじまないんですが、その点どうなんでしょうかね。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 大変時間をとって済みま

せん。今、巴里議員の方からお教えいただいたように、この「片稼ぎ世帯」がなくても十分意味は通じるものであると私も理解いたします。「専業主婦をモデルとしたものであり」で十分意味は通じると思いますので、それが妥当であり、適当じゃないかなというふうに考えます。許されるならばそのような形で変えさせていただきたいと思えます。

〔巴里英一君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 「片稼ぎ世帯」が問題になってますけども、旧来、シャドーワークと言われてきた部分なわけでありまして、今社会問題化しておりますし、特に時代の本当に集約された課題がここに提起されてきてると思うんですけれども、これは全面的に賛同させていただきますけれども、ただ、今年金制度そのものが崩れてきている段階で、この財源的な措置とかどんなふうにお考えになられてるのか、政権与党でございますし、その辺の御判断を伺いたいと思えます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 財源的な措置をどうするかというふうなことは、この意見書の底流に流れる大きなテーマだと思うんです。この問題がなければこういうふうな意見書も別に問題は大きくはないというふうに考えるわけなんですけれども、この財源に関しては、先ほども若干触れたんですけども、私どもが納めた年金と、そして生涯、いわゆる65歳以降あるいは60歳以降受け取るそのバランスを考えたときに、少なくとも納めた年金額より少ないようなことがあってはこの制度が崩れてしまうわけありますから、今国の方でも3分の1の負担から2分の1の負担にしていきましょう、国費にしていましようというふうな提案がなされまして、そしてややその信頼度が上がっておるような状況に認識しておるんです。

ただ、何といたっても若い方がお年寄りを支えるというシステムですから、若い方が応援しなかったらその制度がもたないと。もしこの制度でいわゆる財源的なことを申しますと、若い世帯が信頼をなくし、数が減った分だけいわゆるこの給付を受ける方が、やがては67歳になり70歳になら

ざるを得んようなシステムであろうというふうに思います。したがって、今後ともこの制度が安心して運用してもらえるような形でやっていかないかんやろなど、このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 旧来の日本型の福祉国家の財政措置というのは、やっぱり旧厚生省あたりが200兆円とか、そういう年金の総額を利子運用してるわけですね。これがヨーロッパ型と違うわけで、こういう利子運用、財政投融资等の運用の形態、それで崩れてきているということから、この女性の年金制度も含めて、それを3年間ぐらいの枠組みで利子運用じゃなくてという、そういう積み立て方式に転換することによって年金制度の打開を図るという方向も同時に出てると思うんですけども、その辺のお考えがなかったのかなと思ってちょっと質問させていただいたんです。よかったらその辺のお考えがございましたらおっしゃっていただきたい。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま北出議員の方からは、この年金の運用に関してのありようの質問がございました。これは一介の私、泉南の市会議員がここでいい答弁をしたからという解決する問題ではないと思うんですけども、確かに指摘されましたように、株式投資に回されているんじゃないかとかいうふうな今までの危惧もありましたし、それで大蔵省の資金運用部で何百兆というこの資金をいかに有効に年金の方に回せるかというふうなことで、安全に運用するような方向がプロジェクトとしてできたというふうには聞いておるんですけども、少なくともそれが株に行ったりというようなことがあっては断じてならんことでもありますし、確実な運用がより精度よくされなければいかんやろなどというふうに考えるわけでありませう。具体的なことは、私がどんだけ気張ってもこれは皆さんに理解のいくようなもんじゃないやろなどというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案21号 農地の相続税納税猶予制度の継続強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

農地の相続税納税猶予制度の 継続強化を求める意見書（案）

農地を宅地とみなして評価し課税する相続税については、農家の強い要求によって1975年以来、宅地並の評価課税の差額税額を納税猶予とする制度が適用され、農業の継続に欠かせない大きな役割を果たしてきた。この制度の活用によって、はじめて現状の近郊農業があるといっても過言ではない。

ところが、最近、この制度を廃止する動きが政府側に出てきており、一昨年（2017年）の政府税制調査会への大蔵省（当時）原案に盛り込まれた。これを知った全国農業会議などが反対決議を行い、政府に要請をしたが、昨年7月の税制調査会中期答申には「検討する」と記されている。

もし、納税猶予制度が廃止され、宅地並評価と課税が復活すれば、高額な相続税となり、農地を売却しなければ払えず、農業後継者がさらに激減し、都市及びその周辺の農業は消滅状態となるに違いない。

1999年に制定された新農業基本法は、都市及びその周辺の農業振興に必要な施策を行うことを国に強く求めているものであり、納税猶予制度の廃止はこの趣旨にも著しく反するものである。

よって、本市議会は次のことを強く要望する。

1. 政府は農地の相続税納税猶予制度の廃止の「検討」を直ちにやめること。
2. 生産緑地指定農地の納税猶予条件の「終生」を他の措置と同じく「二十年」に変えること。
3. 都市及びその周辺の農業振興に積極的な施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

議員の皆さんには御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第22、議員提出議案22号 医療改悪をやめ誰もが安心できる医療制度の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番（松本雪美君） 医療改悪をやめ誰もが安心できる医療制度の拡充を求める意見書（案）、この文書を提案いたしますので、よろしくおんをいたします。

政府与党の社会保障改革協議会は29日「医療

制度改革大綱」をまとめたが、その内容は2003年から、健保本人3割負担、政府管掌健保の保険料の引き上げ、70歳以上は1割負担（一定以上の所得層には2割負担）となっている。また、今後の検討課題とされた通院分の負担上限（3,000～5,000円）と一部定額制の廃止が実施されれば通院分は現行の10倍を超える負担増となるといわれている。さらに、診療報酬引き下げカットや、差額ベッドの拡大など患者に必要な医療を行っても、病院には一定額しか払わない包括方式も検討されている。これが実施されれば、長期入院患者（6ヶ月）への給付カットで、月10万円以上の負担増になる。まさに患者負担を増大させ激痛を与える制度改革は、高齢者を病院から追い出そうとするものである。このような大幅患者負担増によって、病院に行く病人の足を止めようとする政策医療費に、上限を設けペナルティーを課そうとする「総額抑制政策」は、国民の受診離れを決定的にするものである。

不況と失業が深刻化する中で、これ以上の負担増は病院に、かかれぬ人をますます増やし、病気の重症化を招くことは間違いない。

よって、政府においては、これ以上の医療費負担の引き上げは、しないよう下記の事項を強く要望する。

記

1. 健康保険本人の医療費3割負担の引き上げを行わないこと。
2. 老人医療費に占める国庫負担の割合を現在の31.9%から制度制定時の44.9%に戻すこと。
3. 70歳以上の1割負担をやめるとともに通院分については負担上限を廃止しないこと。
4. 「新薬」承認審査や薬価決定のあり方にメスを入れ、薬価を適正価格にすること。
5. 医療機関への診療報酬の引き下げをしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年12月21日

泉南市議会

御賛同よろしくおんをいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第23、議員提出議案第23号 同和行政を終結する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和氣 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和氣 豊君。

19番（和氣 豊君） 同和行政を終結する決議（案）、案文を朗読し、提案にかえてまいります。

施行以来28年間にわたる特別措置の法体制は、1997年3月末の「地域改善財特法」の廃止により終止符をうたれた。

そして、一部の事業や施策は残務処理として、5年間の経過措置を講じられたところであるが、これについても来年3月末で期限切れを迎えるものである。

総務省地域改善対策室も、「特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化した」、「差別解消に、特別対策は必ずしも有効であると言えない」、「同和地区・同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難」などの理由から「特別対策を終了して一般対策に移行する」との方針を、本

年1月以降全国都道府県企画担当課長会議を通じて周知・徹底を図っている。

「部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならない」という見解は、部落問題の解決は行政措置によって達成できるとする「同和行政万能論」や、その責任は行政にあるとする、「行政無限責任論」にたつもので、部落問題解決に逆行するものである。

行政上の特別対策で、住居・居住環境の改善、生活の安定向上のための条件整備が図られても、それを生かす同和地区住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない。現在、同和地区の生活実態に見られる「格差」は、部落差別に起因するものではない。

本市においても同和対策特別措置として実施している住宅家賃や保育料減免などを廃止し、今後は一般対策として可能な限りその水準の引き上げを進めるべきである。

よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な同和行政の是正を図り、地方自治法第10条に基づき「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ことから、勇気と英断をもって同和対策を終了すべきである。

以上、決議する。

平成13年12月21日

泉南市議会

以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、何度目になるんかわからないんですが、この決議が出されました。毎回こういう形で出てくるわけなんです、やはり一番大事なのは、現在は人口移動が激しい今日の状況ということで、いわゆる同和地域や同和関係者を対象に限定した施策は間違っているというような表現になっておりますが、今日までこういうことを立場は違うとしても表明していることの裏には、やはりこの施策が有効なものを持っておいたことは認めておる上での書かれておることだと思うんですが、こういう1つの立場が、やはり同和

問題に余り取り組みたくないという人にとっては物すごく援護射撃になるという、そういう側面を持ってしまうことに、政治というのは1つの大きな力関係という背景があるわけでありますから、提案者は真に部落解放を求めて頑張っておるという思いはあると思いますが、こういう行動が今の日本社会を見たものでも、あなた方はまだ現在の政府ということには厳しい批判をして政治活動をしておるわけでありますから、そういう点ではまだまだ改善しなければならない問題があることは認めていらっしゃると思うんですね。

こういう部落差別というものは、単にそこだけで成り立っているわけじゃなしに、あらゆる差別構造の中の1つとしてあるわけでありますから、そういう点でやはり差別を受けた者でなければわからない苦しみというところに立って施策を展開する立場が私は大変大事だと思うんですね。そういう点で、あなた方のこの骨子の流れ全体は、今の政府が導き出した結論を是として無批判というんか、そういうことに余り批判の文章はないわけですが、そういうところに乗って同和行政を終結せよという、そういう主張をされていることについては、どのように感じておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、行政万能主義はだめなんだと、同和行政万能論はだめなんだというように、今の施策をそのように位置づけておられるわけなんですけど、もちろん行政がやることがすべてできるとは、だれも、行政自身も思ってないし、市民の多くも思ってない。しかし、行政が果たすべき大きな役割というのは、またこれは無視はできないと思うので、こういうような表現が行政に免罪符を与えてしまうのではないかなという思いを僕は持つんですが、その辺の現在の力関係の中におけるこの決議の意味というのは、一体具体的にはどういう意味を持つのかということをお説明いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 1つは、同和地域への人口流入の問題についてお触れになりました。これは泉南市でももう既に御案内のように、資料が出ておりますからまた後で御披見をいただければあ

りがたいというふうに思いますが、混住化の問題ですね。これがとみに進んでおります。一般のいわゆる廃業した事業所、ここが住宅に変わり、その住宅には新しい地域外の人たちが流入し、混住化が進んでいる。このことから明らかだというふうに思います。

それから、もう1つ、国の言うことを無批判にというふうにおっしゃられました。国もこれだけの規定をする以上、しっかりとした資料を示しているわけであります。

ちなみに、住宅環境の状況でいえば、国の総務省の資料でありますけど、平成5年度調査、平均室数5.5、平均畳数31.3。全国の平均が4.9室、そして畳の数が31.5畳、こういうふうに平成5年度の地域と全国の比較を明らかにしています。

市町村道の整備状況についても、同和地区内は61.6%、市町村全体では44.0%、この平均を見ても、それから最も取り除くことが難しいと言われていまして結婚の問題でも、ちゃんと資料を挙げ、例えば25歳未満では夫婦とも地区の生まれというのは24.5%、夫婦のいずれかが地区外の生まれ67.9%、こういうふうに数字を示しておりますし、最も越えがたい垣根と言われる結婚の問題、今言ったことなんですけど、これに対する意識の問題、前回意識の問題を言われました。結婚に対する態度の問題では、子供の意思を尊重する

平成5年度調査であります。45.7%、意思が強ければ仕方がない、41.0%、86.7%という高い数字を示しているところがございます。60年度から比べれば大きな変化が生まれている。

このような事実、私は国の調査を無批判に受け入れているということではなく、こういう事実をもって調査をされた、その資料に基づいて国のこういう立場を今回披瀝しながら提案をさせていただいたわけでございます。

それから……

議長（角谷英男君） 答弁、簡潔にお願いします。

19番（和気 豊君） はい。行政万能論の問題については、やはり行政がこれまで泉南市でやってきた197億になんなんとする事業によって、環境改善は十分なされている。これ以上あと残るのは地域の主体的な力量の強化、これ以外にはな

い。いわゆる提案案文のとおりでございます。そういうふうには思っています。

以上、3点であったと思いますので、お答えにかえさせていただきます。

議長（角谷英男君） ほかに。 巴里君。
22番（巴里英一君） 性懲りもなくというか、懲りない面々というか、提案者ね、もともと部落差別は認めていないのかどうかという問題、格差は部落差別に起因しないということでおっしゃってますが、ではその起因しないということは一体何なのか。起因しない、格差 書いてあるやん。「部落差別に起因するものではない」と書いてますよ、真ん中の下に。

それで、事業終了、これはあなたは都合のいいときは総務省とか国とかということで話しますが、実際あなた方が部落解放運動、あるいは差別をなくすためにどれだけ頑張ったんか。ただ、たたくというか、非難するための材料として言ってきたにすぎないのであって、それを自分たちの正当な活動だというようなことを言われると、現実を受けている者にとってはこれは許しがたいというふうにとらえられているということも申し添えますが、事業終了は、差別はなくなったという考えであなたはこの提案をされているんかということであります。そういった意味で御答弁いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 封建的遺制が作り出した部落差別、これはこの事業が開始される、いわゆる特別措置法方式の事業が開始される以前には厳然として存在し、だからこそ同対答申に基づき、そしてそれを受けた特別措置法に基づいて事業がやられてきたわけでありまして。

その結果、現在 — 一部をとらえられたんで私ちょっと理解しにくかったんですが、「現在、同和地区の生活実態に見られる「格差」は、部落差別に起因するものではない」、就職問題等ですね。これはやはり過去の事業の結果、こういうものは解消に大きく向かっている。

今、例えば就職等の問題ですね。これは単に部落差別だけから来ていると、こういうふうには一方的に片づけられない。今のこの不況下の現状の

中で、多くの地域で倒産、廃業、これによる失業が起こっている。全国平均がはっきりと物語っている、こういうことで、だからこの地域でも私は就職問題は単に部落差別から起因したものではないと。（巴里英一君「だから何に起因したかというて聞いとるんや」と呼ぶ）

今の経済情勢、こういうものから来る問題だと。もっと言いましょか。例えば農業、繊維、こういう問題についてははっきりといろんな要因があります。例えば外国輸入農作物なんかの攻勢、こういうものが起因して、これに携わる皆さんの就労を困難にしている。具体的に1つ例を挙げました。時間がないので、またいろいろと論議をしたい。

議長（角谷英男君） 巴里君。簡潔にひとつお願いします。

22番（巴里英一君） 一般論がどうのこうのと違うんです。格差がなくなったって、事業がやられたから、周囲と比べたらみたいなお話はあなたがおっしゃってますが、一体どこが具体的に格差がなくなってるんだと、生活実態が。

それで、あなたが先ほど小山議員に結婚がどうか、居住環境が多数……、これ、書いてますがね。膨大な事業実施によってというふうな、いわゆる根拠がなくなるって、これは総務省の話なんです。ほんとに部落差別をなくする立場なら、たとえ1%であろうが1人であろうが、それをなくすために努力するというのが人類社会の責任じゃないですか。（成田政彦君「そんなええことあるかいな」と呼ぶ）そうじゃないですか。

だから、都合のいいときは国なり総務省なりの話をそのまま挙げてきて、都合の悪いときは自分たちの話で出てくるという話になるわけですから、こういう見解のあり方、あなた方の答弁のあり方というのは、部落の格差は部落差別に起因するものでないというような表現というのは、私から言うと事実上地域の中でほんとにそのことをあなた自身が聞きに回って、ほんとに差別がないんですかということの中で出されているんだったら、これはようわかるんですよ。

今もなお 今もなおですよ、差別があって離婚された方が相談に来てますよ。市内でもありま

すよ。80何%、結婚とかでないとか言うてからないんだということと、事実上あるということとは別ですよ。そういう実態をあなたは知らないからこういうことで、毎回同じようなことを繰り返してやっとなんていうことで私は質問してるわけであって、本来ならこれ何時間かけてもやりたいとこなんです、まあ毎回のことやからまたの機会に譲ると。

しかし、差別ね、私が問いたいのはなくなったと言い切れるかどうかということなんです。そういう点をはっきりさせなきゃ、終結したからなくなったんだ、事業終結やからそれで直ちに差別がなくなってるんだ、婚姻の自由があるから、たくさん人が住んできたから、一般と混合したからなくなった、それは違うんです。被差別地域というのは住みやすいから、皆さんが低所得者が寄ってきて、実態を見たらようわかるということ言うてるんですよ。成ちゃん、何、首横に振ってるの、あなた。一遍来て話ししょうや、また。

そういうことで私は質問してますので、先ほどの格差の起因するということの明確な理解がちょっとないと思うんで。

そして、もう1つ、下段の方にありますけど、「よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な」

今まで国を初めとする各都道府県がやってきた、あるいは各市町村がやってきたことは全部不公平だということをお前は断言してますよ、事業を。これはやっぱり行政、あるいはここに対して携わった人に対して大きな侮辱ですよ、努力された方々に対しても。やっぱり評価は評価としてきちんとすべきでしょう。あなたはこれは非難するんであって、評価してませんやないか。そして非難だけして、同和終結宣言だというようなことをあなたはおっしゃって提案されてるんですが、その点いかがなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 和気君。時間も時間ですから簡潔に。

19番（和気 豊君） 私はまだ差別は残っている、大きく前進の方向には向かっておりますが、残っている。例えば、その解決はいわゆる特別な施策でやるのではなく、一般行政の中で施策をしていく。

例えば、私はよく宮本住宅の問題等を取り上げるわけですが、やはりふるがない、そして3K、こういう60平米内外の狭い住宅で住んでおられる。ですから、自力する力を持っておられる若い層は地域から出ていかれて、ほんとに高齢者の住宅に変わってしまっている、こういう現状があります。

ですから、こういう現況は、この特別措置法が終わっても一般行政の中で引き続いて強化し施策を行っていかねばならない、言われるとおりであります。私はその点に立って今後ともこの地域で頑張っていきたい、こう思っております。

議長（角谷英男君） 巴里君。3回目です。

22番（巴里英一君） もともと同対審答申が出た原因というのは、もう提案者御承知のように、明治以降の問題から、それを言うてたら切りがないから私は余りしゃべりませんけども、いわゆる戦後の憲法が施行されて、例えば10条から、大体社会権、自由権とか、いわゆる人権の保障とか教育権の保障とかということが地域になされなかった結果として要求されたんですよ。そして、答申が出されて、44年同対法が施行されたのは御承知のとおりなんです。あなたがおっしゃってるとおりなんです。だからといって、なくなったということはないんです。

あなたは今宮本の話をしてましたけども、事業をしたときすべて反対したのはあなた方じゃないですか。今何をおっしゃってるんですか、今どうのこうのとか。それだったら昔から言うて下さいよ。（和気 豊君「林さんは頑張るとるやないか」と呼ぶ）そら林さんは選挙区やないか。何を言っとるの。

しかし、和気さんも賢明な方ですから、やっぱり差別はあるということは認めますから、そういった意味では何も私、同和事業でやりなさいと言うてるのと違うんですよ。市長も一般事業で同和問題はきちんとしなければならぬ、特に結婚とか人権問題、同和問題を初めとする多くの課題が残されているという国・大阪府、こういった答申なり審議会の問題を受けて、あるいは大阪府の条例、法令を受けて市長もこのことをきちんとこの中に載せられてるんです。

このことは何も地域を守ってることじゃないです。すべての差別を受けている人々、障害者を含めてすべての人々の人権を守るための1つの方法論なんです。部落差別だけなくなったから全部なくなってるんじゃないんです。あるいは障害者差別がなくなったからなくなっているのと違うんです。自分たちも含めて差別を受けない社会づくりをどうして、そして世界の中でどうしていくかということを考えての大きな意味での人権問題だということの問題の提起をずっと市長がされてるのはそこなんです。まあ、これぐらいにしといたら。

議長（角谷英男君） よろしいですか。巴里君、続けるんですか。

2番（巴里英一君） 私は、言うたら切りないんですが、今言うてるしに、皆さんに迷惑をかけるかもわかりませんから、余り深くは言いませんけども、これ資料をもってやりかけたら切りがないんですよ、本当は。だから、そういう意味でこういう提案の出し方というのは、私は不当な、むしろ差別があるから出してくるんであって、なければ出す必要は何もないんですよ。だから、この提案に対して私はいつも疑義を申しているわけです。

ということで、聞かれてる皆さん方には常々十分伝わっていると思いますので、その点、提案者の趣旨は私はまことに遺憾だと、もう再びこういう提案をしないというぐらいの決意を込めていただきたいということで終わります。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 今提案されました同和行政を終結する決議（案）に反対の立場でお話をさせていただきたいと思います。

この中でも、「同和地区住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない」と、この表現ではありますが、このようなことをもし障害者やいろんなマイノリティーの中で差別を受けた人に吐くことができるでしょうか。あなた方の主体性によるんだと、そんな傲慢な突きつけ方はない

のではないのでしょうか。

しかも、このような同和行政というのは、同和地域の住民の合意や理解なしに進められてこなかったことは当然であります。そうであるならば、このような終結をするという決議においても地域住民の多くの賛同を得て出すのが当然ではないでしょうか。その地域住民の合意を無視に、大方の合意を無視に、一方的にその施策を打ち切るというようなことが許されるはずはないでしょう。やはり一番大事なものは、そこに住む当該者の問題であります。そういう中で、私はこのことが議論されていくのは当然ではないでしょうか。

いつもいつもこのような決議を挙げてき、否決されてもその間にほとんど我々には努力の姿が全く見えない。こういう議場の場で否決されることが当然わかっておりながらこういうことを出してくる姿勢に私は、この決議の対象になって毎日目覚め生きている人たちの苦しみを知らなければ、このような対応の仕方は絶対できないと思うわけがあります。

まず、そういうことで長い歴史の中で苦しみを得てきた人たちのことを思うなら、私はその中に入って、本当にあなた方の力量なしには解放はないんですよというようなことをその場で言って理解が得られるかどうか、ぜひやっていただきたいと思います。

こういうような、地域住民の大方の意思を無視した法的な意味を持つこういう決議を出すことには断固反対をしたいと思いますので、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第23号は、否決されました。

ただいま可決されました各意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願

いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に御留意され、御家族とともども幸せ多き新年を迎えられんことを祈念いたします。

これをもちまして平成13年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後7時38分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 市 道 浩 高

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉